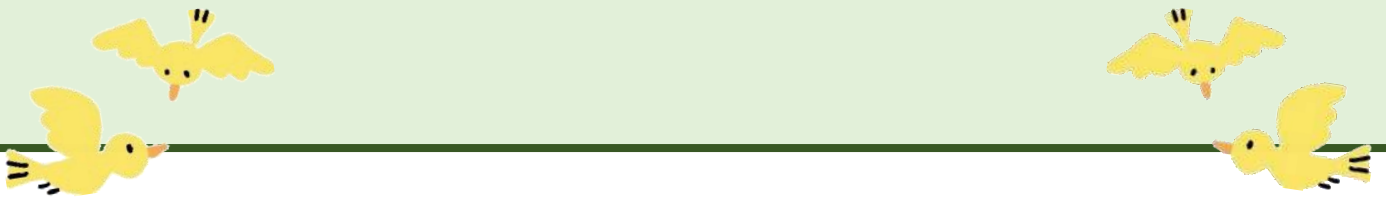


第3期飯塚市地域福祉計画

令和5年度～令和14年度

お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり
～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～



令和5年3月

飯塚市

はじめに



近年、少子高齢化による人口減少が進み、人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的孤立や生活困窮、更には子供たちへの虐待、ヤングケアラー問題など、地域における福祉課題も多様化・複雑化しています。

このような中、市民の福祉ニーズも高まっており、誰もが健やかに安心して幸せに暮らしていくため、市民が役割を持ち、支え合いながら地域をともにつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、平成18年1市4町の合併を経て策定した第1次飯塚市総合計画の基本理念、都市目標像に掲げた「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」等を踏まえて、平成20年3月に第1期飯塚市地域福祉計画を策定いたしました。以降、第2期の計画を策定し「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり 誰もが安心して暮らせるまち」を目標として地域福祉の充実を図ってまいりました。

平成30年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画に位置付けられたことを踏まえ、これまでの基本理念を引き継ぎ、第3期飯塚市地域福祉計画（計画期間：令和5年度～令和14年度）を策定いたしました。

本計画では、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会の実現を目指してまいります。すべては市民と未来のために、子どもたちの未来を拓く「教育のまち」、高齢者が大切にされ、活躍できる「福祉のまち」、地元で働く場所がある「活力あるまち」、文化やスポーツが盛んな「健康のまち」の実現を目指して、行政のみならず、自治会やまちづくり協議会をはじめとした地域の皆さまと共に、市全体が自然に支え合い、助け合うことのできるまちとなるよう、関係者の皆様をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、長期にわたり熱心にご審議いただきました飯塚市地域福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

飯塚市長 片 峯 誠

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
(1)地域福祉とは.....	1
(2)地域福祉計画とは.....	2
(3)地域福祉をめぐる社会動向.....	3
(4)第3期飯塚市地域福祉計画策定に向けて.....	4
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制及び策定の過程.....	8

第2章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況

1 飯塚市における地域福祉の状況.....	9
(1)人口.....	9
(2)人口動態.....	15
(3)世帯の状況.....	16
(4)高齢者の状況.....	17
(5)障がい者の状況.....	19
(6)子ども・子育て家庭の状況.....	21
(7)生活困窮者の状況.....	22
(8)その他.....	23
2 地域福祉に関する社会資源の状況.....	24
3 第2期計画のふり返り.....	29
4 地域福祉をめぐる課題まとめ.....	48

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念.....	50
2 計画の基本目標.....	51
3 計画の体系.....	52

第4章 目標達成に向けた取り組み

基本目標1 お互いを大切にしようひとづくり.....	53
活動目標1 互いに支えあう意識の醸成.....	53
(1)人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上.....	54
活動目標2 住民主体の地域福祉の推進.....	56
(1)自治会等の地域活動の促進.....	57
(2)ボランティア活動や市民活動への参加促進.....	58
(3)多様な担い手が地域福祉活動に参加できる環境の整備.....	59
(4)地域福祉活動への支援.....	60

基本目標 2 支えあう地域づくり	62
活動目標 1 地域における交流活動の促進	62
(1) 交流活動の促進	63
(2) 地域の資源を活用した地域づくり	64
活動目標 2 地域ネットワークの拡大	66
(1) 困っている人を支える協力体制の強化	67
(2) 地域全体での協力体制の充実	68
活動目標 3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり	69
(1) 見守り体制の強化	70
(2) 人に寄り添った支援の推進	71
基本目標 3 つながるしくみづくり	73
活動目標 1 情報提供体制の充実	73
(1) 福祉に関する情報発信の充実	74
(2) 多様な情報提供体制の構築	75
活動目標 2 包括的な支援体制の構築	76
(1) 断らない相談支援体制の構築	77
(2) 福祉サービスや支援の一層の充実	78
活動目標 3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進	80
(1) 権利擁護体制の充実	81
(2) 災害時支援体制の充実	82
(3) 防犯体制の充実	84
(4) 再犯防止の推進	85

第 5 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて	87
(1) 庁内調整機能の構築	87
(2) 計画の進行管理	87
(3) 計画の周知・広報	87
(4) 協働による計画の推進	87

資料編

1 飯塚市地域福祉推進協議会への諮問	88
2 飯塚市地域福祉推進協議会からの答申	89
3 飯塚市地域福祉推進協議会委員名簿	91
4 飯塚市地域福祉推進協議会規則	92
5 市民アンケート調査の結果	94
6 関係団体ヒアリングの結果	115
7 地域の取り組み状況調査の結果	120
8 計画策定に伴う意見募集	127
9 用語解説	129

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉は社会福祉の中のひとつの領域ですが、障がいのある人や高齢者、子ども、ひとり親家庭などを対象とする領域とは基本的に異なっています。飯塚市(以下、「本市」という)での社会福祉に関する計画には高齢者福祉(飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)や障がい者福祉(飯塚市障がい者福祉計画)、児童福祉(飯塚市子ども・子育て支援事業計画)など当事者別に策定してきました。地域福祉は、そうした縦割りの計画からこぼれ落ちてしまいそうな課題を確認するとともに、全市民を対象として、市民生活の中に現れる困難な状況を解決し、あるいは改善するための取り組みです。

地域には社会的自立を目指す障がいのある人や、介護・見守り、医療、年金などを必要とする高齢者、社会的養護を必要とする子ども、他の人からなかなか手助けを得られないひとり親、職を失い困窮状態にある人々などが存在しています。さらにはそうした困難をひとりの人やひとつの家庭の中でいくつも抱え込んでいる場合もあります。生活を送るうえでの困りごとは生活を当たり前に送ることができない状態として、地域社会の中で具体的に現れてきます。しかもこれまでに困難を抱えていなかった人が、いつ困難を抱え込むか分からない状態で生活しています。

人々の生活の中に多様な形をとって現れる困りごとを放置せずに解決の糸口を発見し、解決に乗り出してくれる公的な取り組み、自分の気持ちを尊重してくれる家族、悩んだり困っているときにわが事のように心配し、手を差し伸べてくれる友人や隣人。そうした人たちが身近にいて、手を伸ばせば公的に得られる暮らしの条件があれば、さらに豊かに暮らしていくことができるでしょう。

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、生活の送りづらさを解決し、改善するための取り組みです。

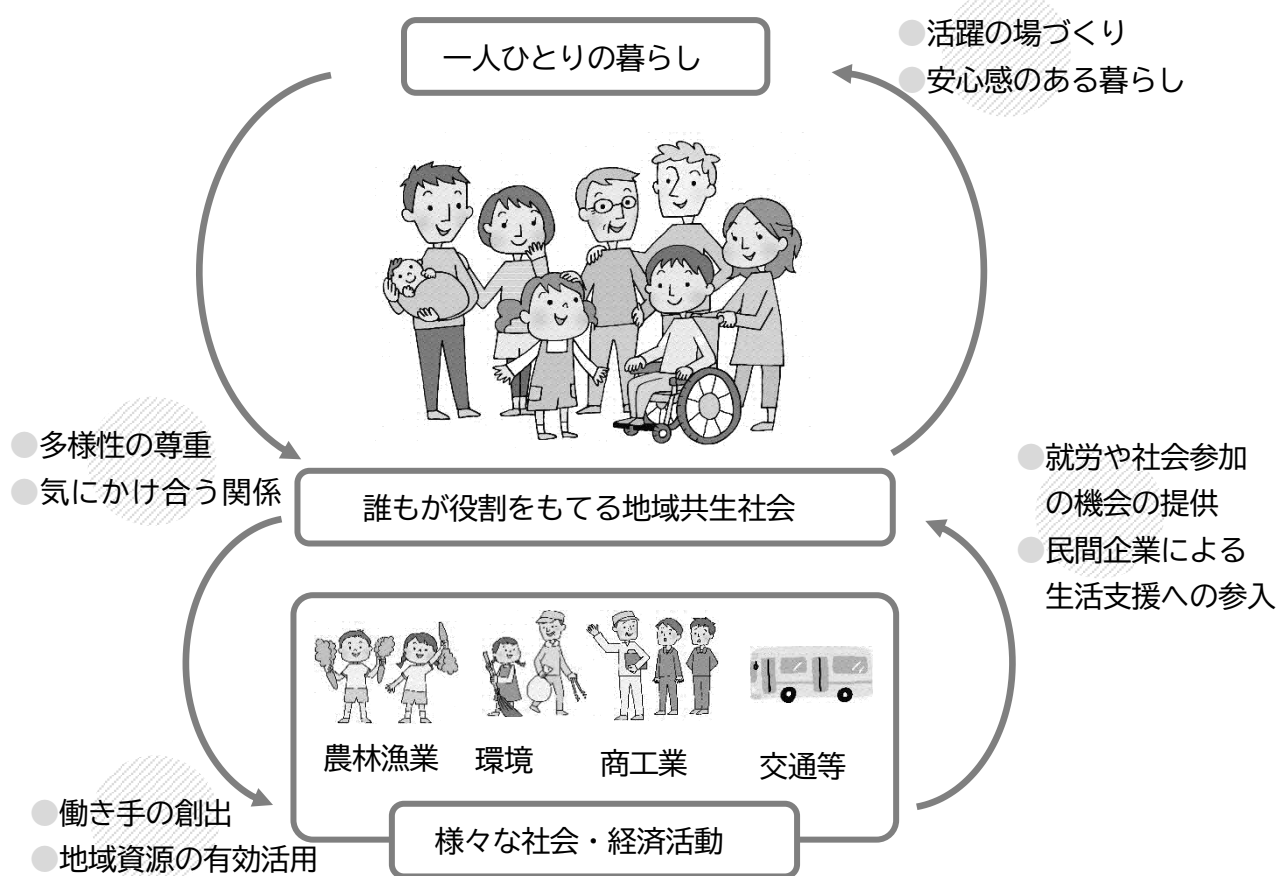
少子高齢化の進行や家族形態の変化、生活形態の多様化、地域社会の変容など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。本市も例外ではありません。これまでは、「福祉は一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、先に述べたような社会的変容により、誰もが支える立場や支えられる立場のどちらにもなり得る時代となっています。

社会の多様化に伴い人々の生活上の問題が複雑化し、その結果福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスをよりどころとして、地域で互いに支えあい、助け合うしくみが必要となります。これからの地域福祉は、支えあい、支えられる地域、誰もが住み慣れたまちで幸せな生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を目指していく必要があります。

共生社会は人々の多様性を認め合い、多様性から生じる違いを受け入れなければ成り立たない社会なのです。多様性とは様々な違いがあることを意味します。英語でダイバーシティ(Diversity)と表現され、近年日本でもよく使われるようになってきました。私たちの社会においては自分とは違う他の人の振舞いを、身をもって体験する行為が多様性ということばの本質であると考えられます。

ともに生きるという行為は口で言うほど簡単なことではありません。ともに生き、違いを認め合うことができるための施策や法制度、困難を乗り越えていくための具体的な支援が必要とされる社会が共生社会です。

●●● 地域共生社会のイメージ ●●●



(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成30年(2018年)4月の社会福祉法の改正により、福祉分野の上位計画として位置づけられ、住み慣れた身近な地域において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」でつくられてきた支援を活用し、時には補い、市民の暮らしの実情に応じたかたちで、行政や保健・福祉等の関係団体と市民が一体となって支えあうことができる地域のしくみづくりに取り組むための計画です。

計画には、地域の様々な生活課題を解決するための仕組みづくりに向けた将来像や目標を立てたうえで、行政や関係団体とそこで暮らす地域住民の役割を明らかにしながら、その目標を達成するための活動内容や連携と協働のあり方等が記載されます。

また、地域福祉を推進するための「理念」と「しくみ」についての行動指針となるものです。

(3) 地域福祉をめぐる社会動向

①「地域共生社会」の実現

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まってきています。人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

食べ物・食材、衣服、文化、宗教、ことば、価値観、ものの見方や考え方、立ち居振る舞い、肌・髪・眼の色、体臭、遅れがちとなる身体の動き、赤ちゃんの泣き声等、人間の生活は生々しいものです。そこには見た目、聞こえ方やにおいなど五感を伴う素のままの人間の関わり合いが生じるのです。

他者との関わりの中には違和感を覚えることも当然あることを前提としなければなりません。様々な違いを持った人間が同じ場所や地域で生活全般をともにするという事は、いわば生々しさを共有するという事でもあるのです。こうした違いや違和感をまさしくすり合わせて生きていくということですから、ともに生きるという行為は口で言うほど簡単なことではありません。違いを受け入れ認め合うためには様々な条件が必要となります。

「地域共生社会」の実現は、違いを受け入れ認め合うための条件づくりに取り組むことを意味します。

②複合化する課題への対応

地域共生社会という理念が出された背景にあるのは、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、既成のひとつの福祉分野だけでは解決できない問題が顕在化してきたということがあります。具体的に言えば、児童家庭福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、それぞれの分野のみでは対応しきれない、ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、8050問題¹、ダブルケア²、ヤングケアラー³、虐待などの問題が挙げられます。このように社会の多様化、複雑化にともない、これまでの法制度では対応できない問題が顕在化し、新たな困難への対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

③「重層的支援体制整備事業」の創設

地域の抱える問題が複雑化・複合化する中で市民の生活課題や困難な状況を解決し、改善するためには、様々な問題を包括的に支援できる体制の整備が必要となります。こうした包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障がい者福祉、児童家庭福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

¹ ひきこもりの長期化・高齢化による50代のひきこもりの子どもを80代の親が養うことで生じる問題

² 子育てと介護を同時に担う状態

³ 大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている状況にある青年や子ども

(4) 第3期飯塚市地域福祉計画策定に向けて

本市では、平成20年(2008年)に「第1期飯塚市地域福祉計画」を策定して以降、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」を目指し、「第2期飯塚市地域福祉計画」を平成25年(2013年)に策定し、市民と行政が協働して地域福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、地域の中で生じる課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、行政と市民がそれぞれの役割を果たし、支えあうしくみをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。

そのような状況を踏まえ、「第3期飯塚市地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)では、現在までの基本理念を引き継ぎ、すべての市民を対象とする地域福祉体制を確立し、「地域共生社会」の実現を目指すものとして策定することとしました。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉

の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

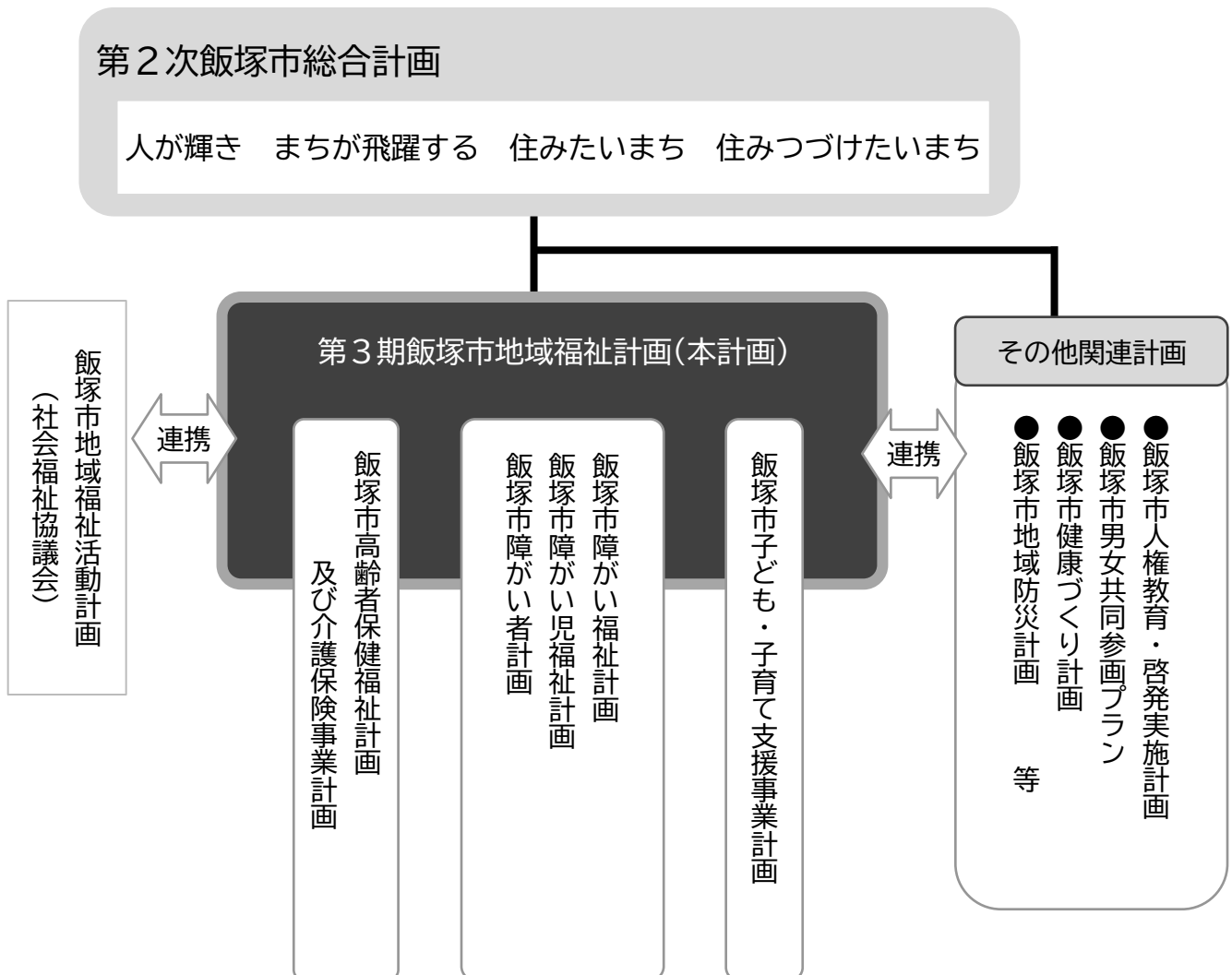
第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、「第2次飯塚市総合計画」に則した福祉分野の計画です。そして、本計画は、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市障がい者計画」、「飯塚市障がい福祉計画」・「飯塚市障がい児福祉計画」、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」などの福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけ、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野に関わりなく、福祉の観点から市民の生活支援を目指す計画となります。

また、本計画は、福祉以外の分野、例えば「地方創生」「防災」「教育」「交通」「都市計画」等との連携が重要となります。本計画においても、そうした分野における個別計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間としますが、社会動向などの変化や関連法制度の改正、計画の進捗状況に応じて、中間期において見直しを行います。

年度	令和元年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032
総合計画	第2次 (平成29年～)								第3次 (～令和18年)					
地域福祉計画	第2期 (平成25年～)				第3期(本計画)									
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期				第4期					
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第8期				第9期			第10期			第11期			
障がい者計画	第3期				第4期				第5期					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期				第7期 第3期			第8期 第4期			第9期 第5期			

4 計画の策定体制及び策定の過程

(1) 飯塚市地域福祉推進協議会

本計画が近年の社会潮流や本市を取り巻く現状を反映したうえで、今後の地域福祉施策のあり方を示した内容となるよう、地域福祉推進組織の代表者や地域活動団体の代表者等から構成される「飯塚市地域福祉推進協議会」において、本計画案の検討を行いました。

(2) 市民アンケート調査

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的として、市内在住の18歳以上の一般市民3,000人を対象に、地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。
《関連 94 ページ》

(3) 関係団体ヒアリング調査

福祉に関わる団体に対して、現状における課題や共生社会を構築していくために必要なことについて、ヒアリング調査を実施しました。《関連 115 ページ》

(4) 地域の取り組み状況調査

第2期計画期間における各地区の福祉に関する取り組み状況や地域の福祉課題を把握するため、市職員が市内の地区(校区)社会福祉協議会やネットワーク委員会にお伺いし、会長等役員の方々より聞き取り調査を実施しました。《関連 120 ページ》

(5) 市民意見募集の実施

第3期飯塚市地域福祉計画の策定にあたり、計画内容の充実を図るため、市ホームページと市役所をはじめとする24箇所で計画(案)を閲覧し、市内在住の方、市内へ通勤・通学している方から意見を募集しました。《関連 127 ページ》

第2章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況

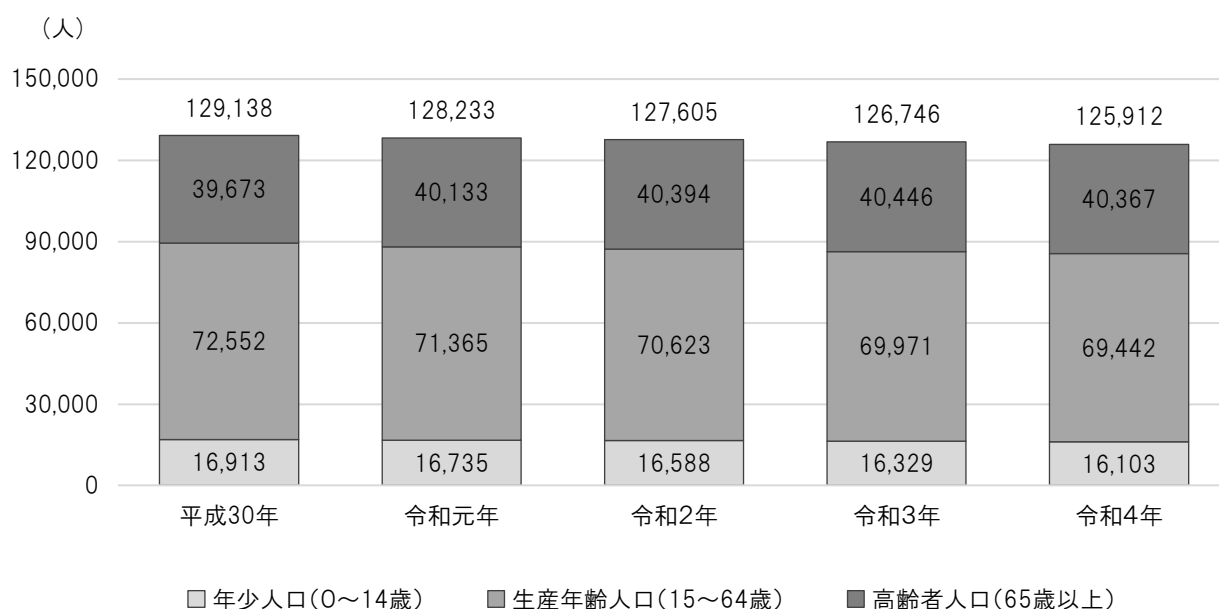
1 飯塚市における地域福祉の状況

(1) 人口

本市の総人口は、令和4年(2022年)10月1日現在で、125,912人です。平成30年(2018年)からは3,226人の減少となっています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は増加しています。年齢3区分別の構成割合をみると、年少人口は大きな変化はありませんが、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。令和4年(2022年)の高齢化率は、32.1%となっています。

【人口の推移】

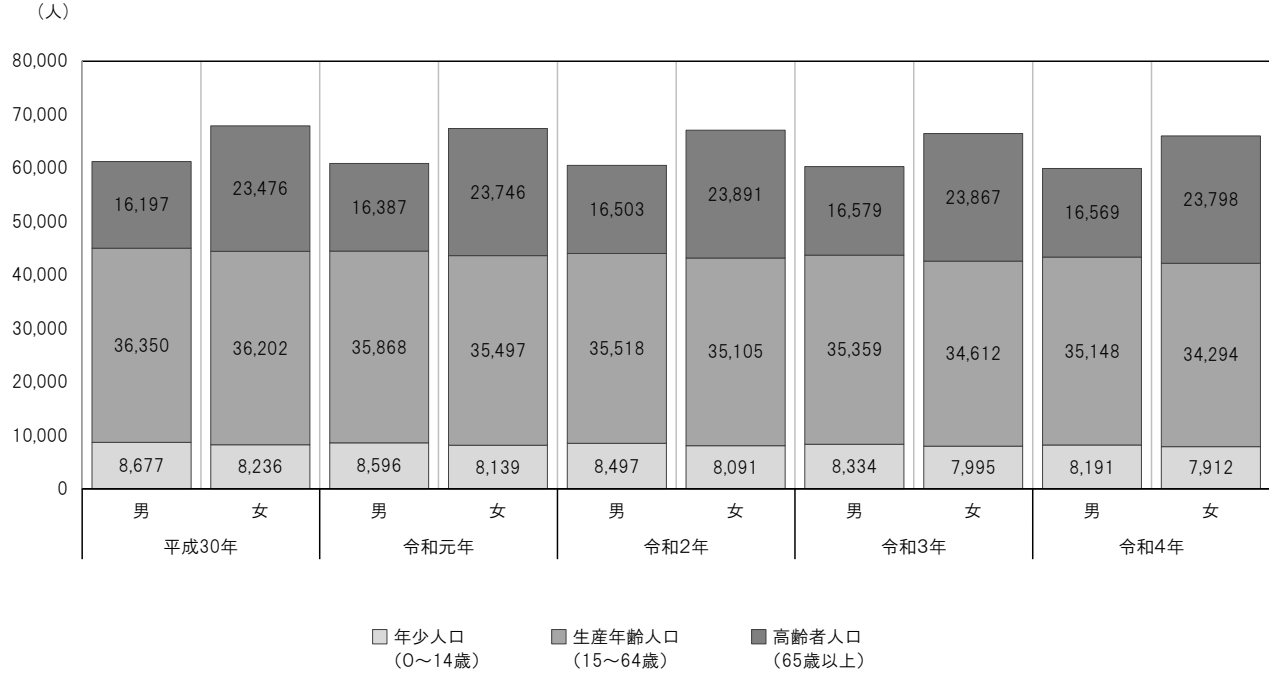


	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	129,138人	128,233人	127,605人	126,746人	125,912人
年少人口 (0~14歳)	16,913人 13.1%	16,735人 13.1%	16,588人 13.0%	16,329人 12.9%	16,103人 12.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	72,552人 56.2%	71,365人 55.7%	70,623人 55.3%	69,971人 55.2%	69,442人 55.2%
高齢者人口 (65歳以上)	39,673人 30.7%	40,133人 31.3%	40,394人 31.7%	40,446人 31.9%	40,367人 32.1%

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

年齢3区分別人口の推移を男女別にみると、各年ともに高齢者人口で女性の数が男性を大きく上回っています。

【男女別、年齢3区分別人口の推移】



単位：人

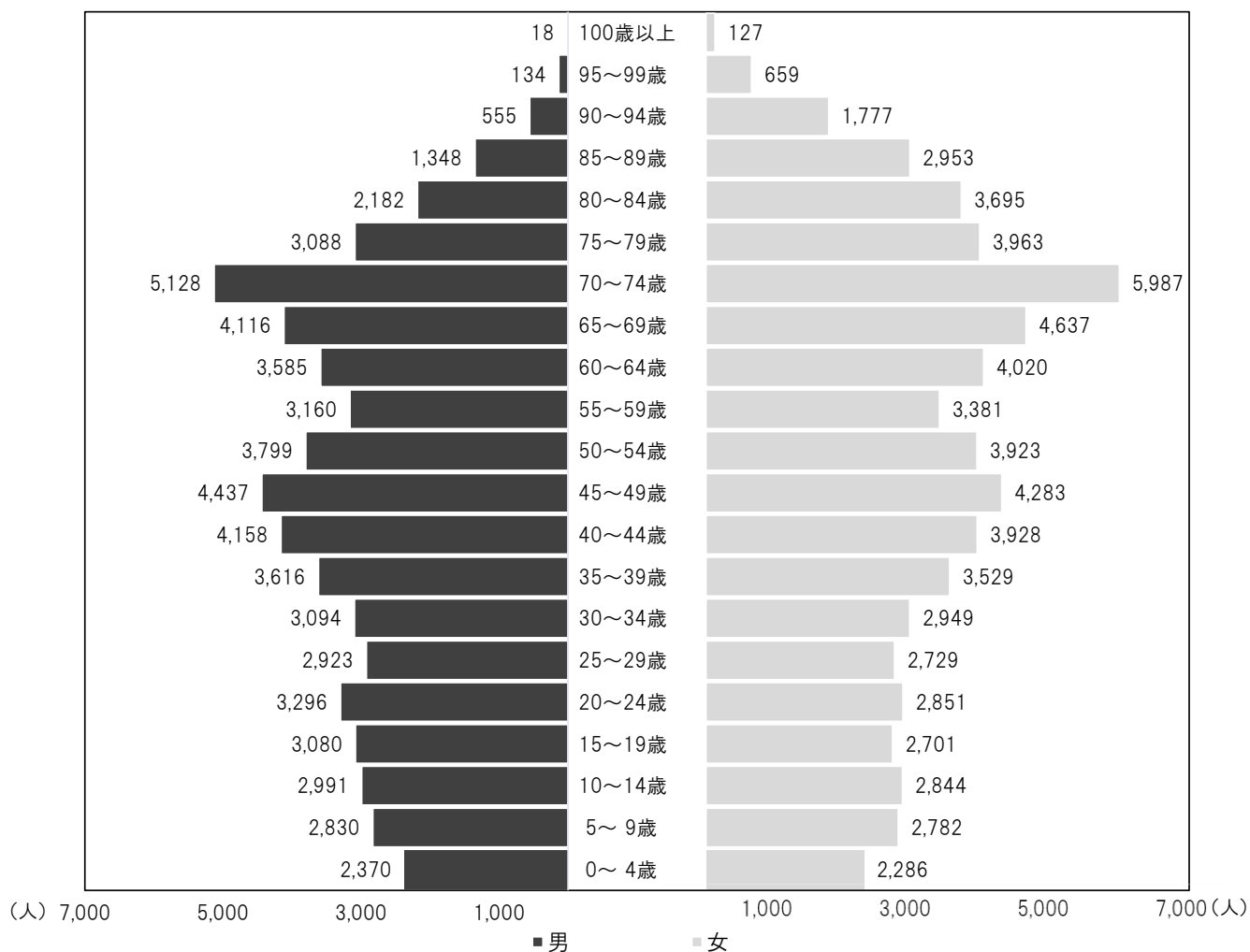
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口		129,138	128,233	127,605	126,746	125,912
年少人口 (0~14歳)	男	8,677	8,596	8,497	8,334	8,191
	女	8,236	8,139	8,091	7,995	7,912
生産年齢人口 (15~64歳)	男	36,350	35,868	35,518	35,359	35,148
	女	36,202	35,497	35,105	34,612	34,294
高齢者人口 (65歳以上)	男	16,197	16,387	16,503	16,579	16,569
	女	23,476	23,746	23,891	23,867	23,798

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

本市の人口構造を、令和4年(2022年)10月1日現在の男女別5歳年齢別ピラミッドで見ると、男女ともに70～74歳の人数が最も多くなっています。まもなくこの年代が後期高齢者となり、いわゆる「2025年問題」が、現実的な問題となりつつあります。

年少人口では低い年齢層ほど人数が少なくなっており、今後も少子化傾向は続くものと考えられます。

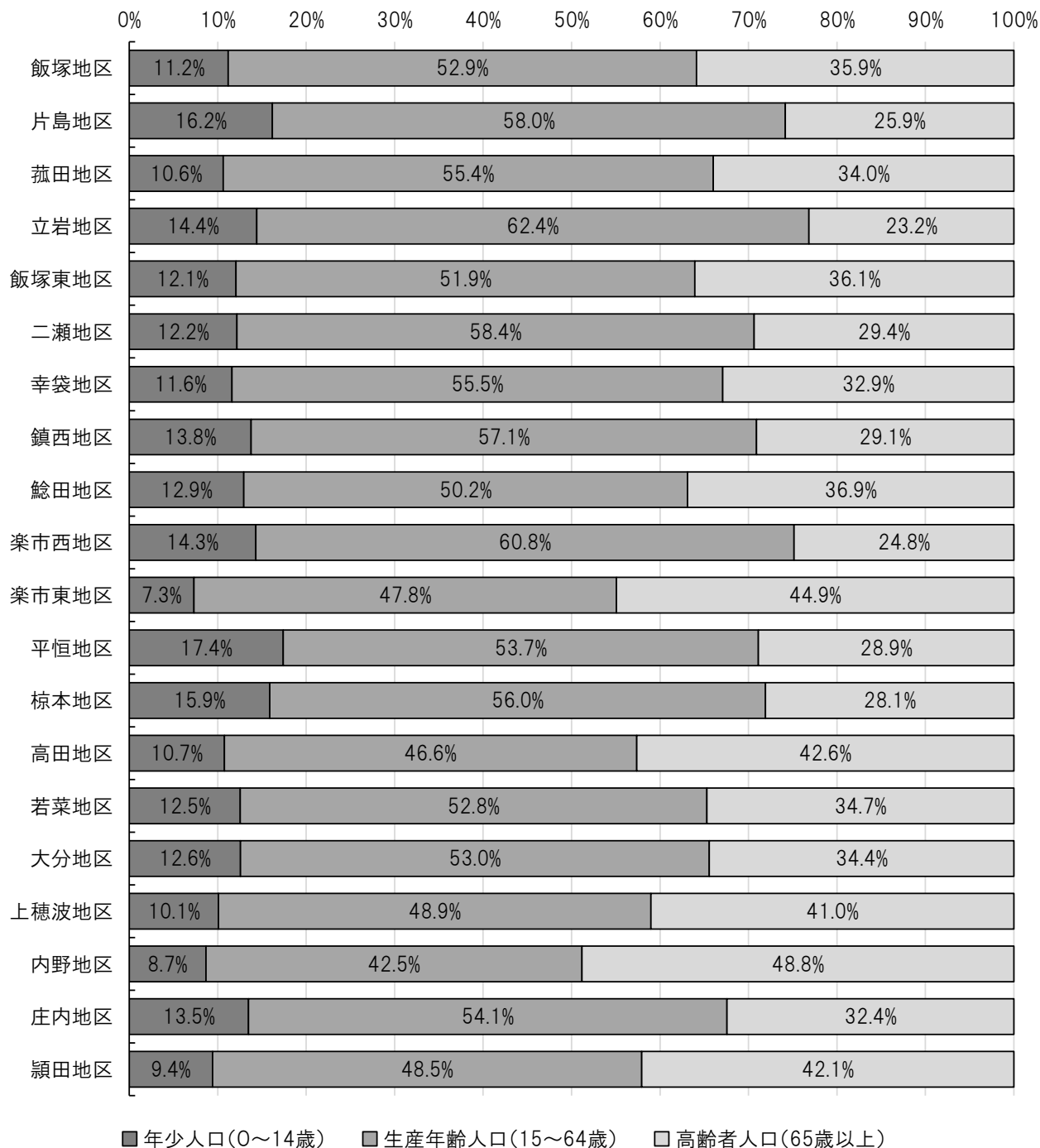
【5歳年齢別人口ピラミッド】



資料：市民課(住民基本台帳：令和4年10月1日)

令和4年(2022年)10月1日現在の地区別年齢3区分別構成比率をみると、楽市東地区、高田地区、上穂波地区、内野地区、潁田地区では高齢者の割合が40%を超えており、非常に高齢化が進んでいる状況にあります。

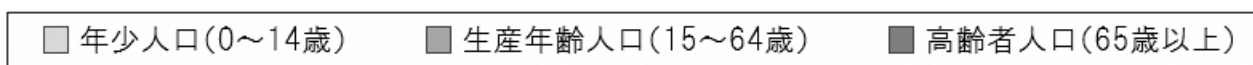
【地区別年齢3区分別構成比率】



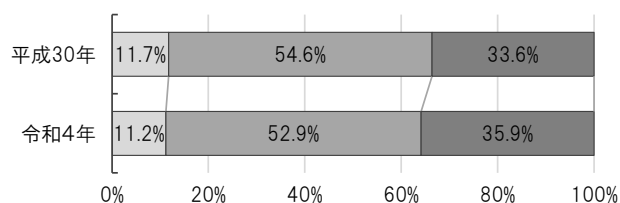
資料：市民課(住民基本台帳：令和4年10月1日)

地区別年齢3区分別構成比率を、平成30年(2018年)と令和4年(2022年)の2時点で比較すると、平恒地区以外のすべての地区で高齢者人口の割合が増加しています。

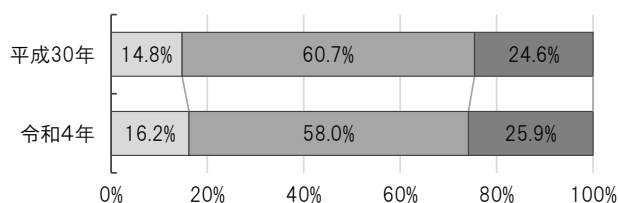
【各地区平成30年～令和4年の比較】



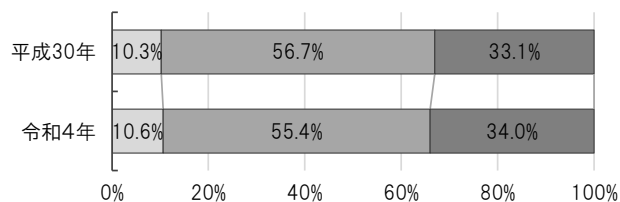
■ 飯塚地区



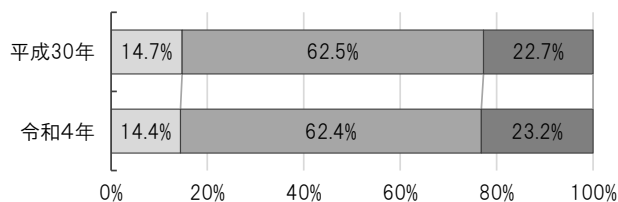
■ 片島地区



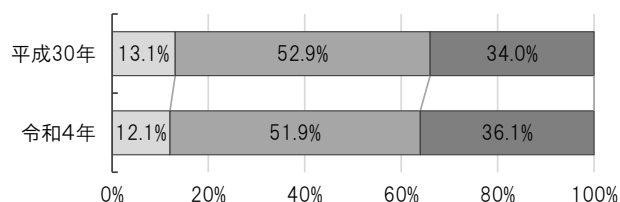
■ 菰田地区



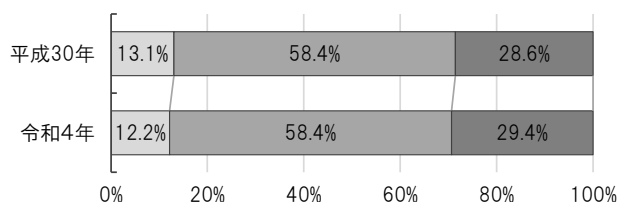
■ 立岩地区



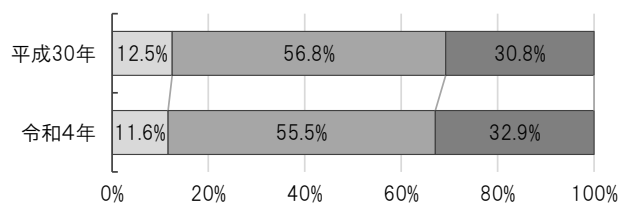
■ 飯塚東地区



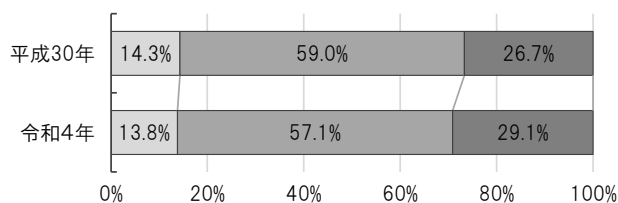
■ 二瀬地区



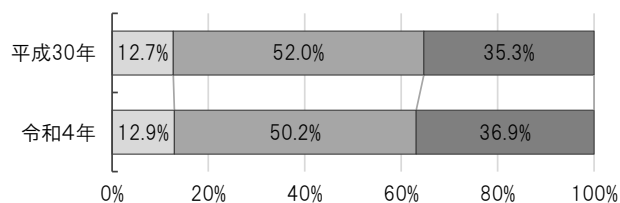
■ 幸袋地区



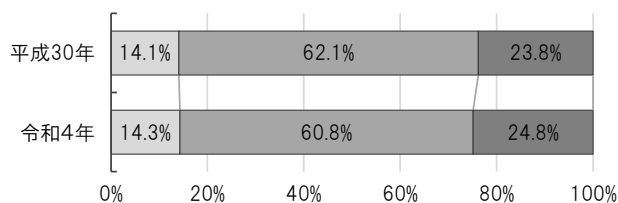
■ 鎮西地区

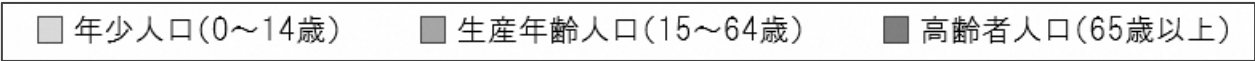


■ 鯉田地区

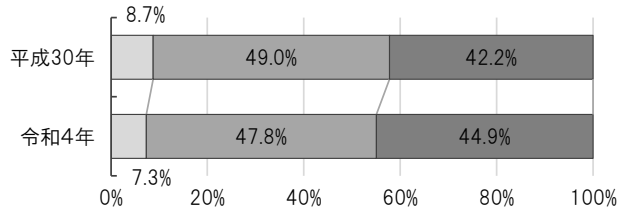


■ 楽市西地区

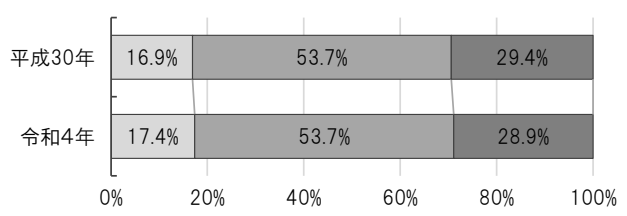




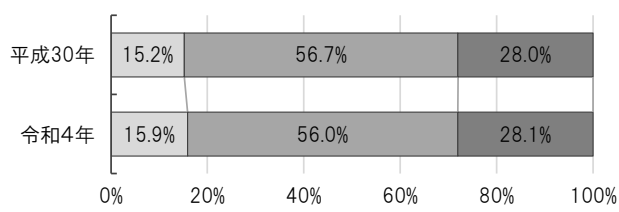
■ 楽市東地区



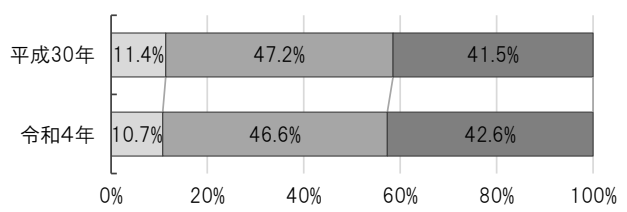
■ 平恒地区



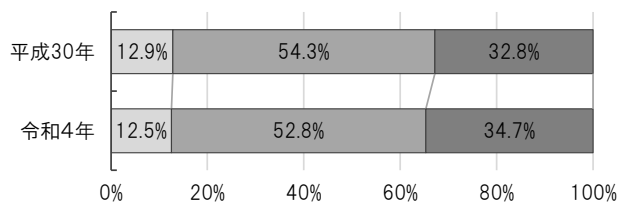
■ 椋本地区



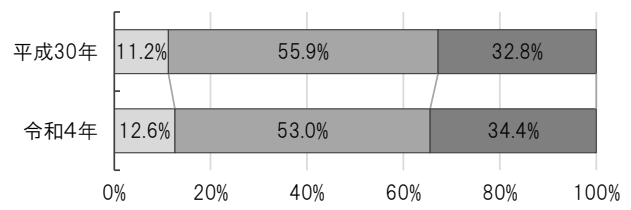
■ 高田地区



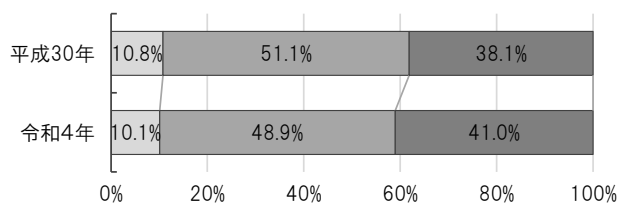
■ 若菜地区



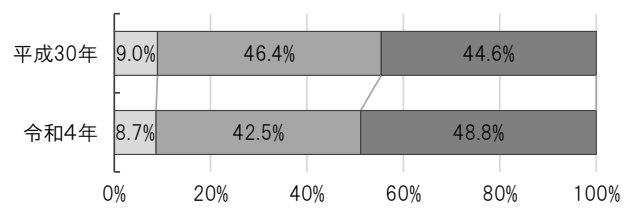
■ 大分地区



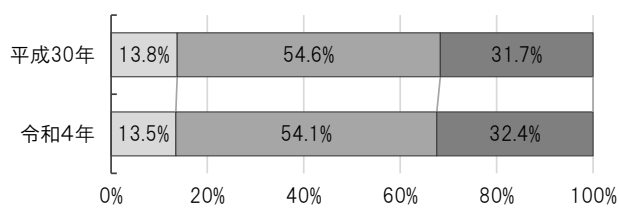
■ 上穂波地区



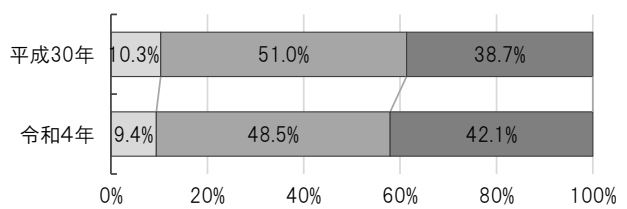
■ 内野地区



■ 庄内地区



■ 穎田地区

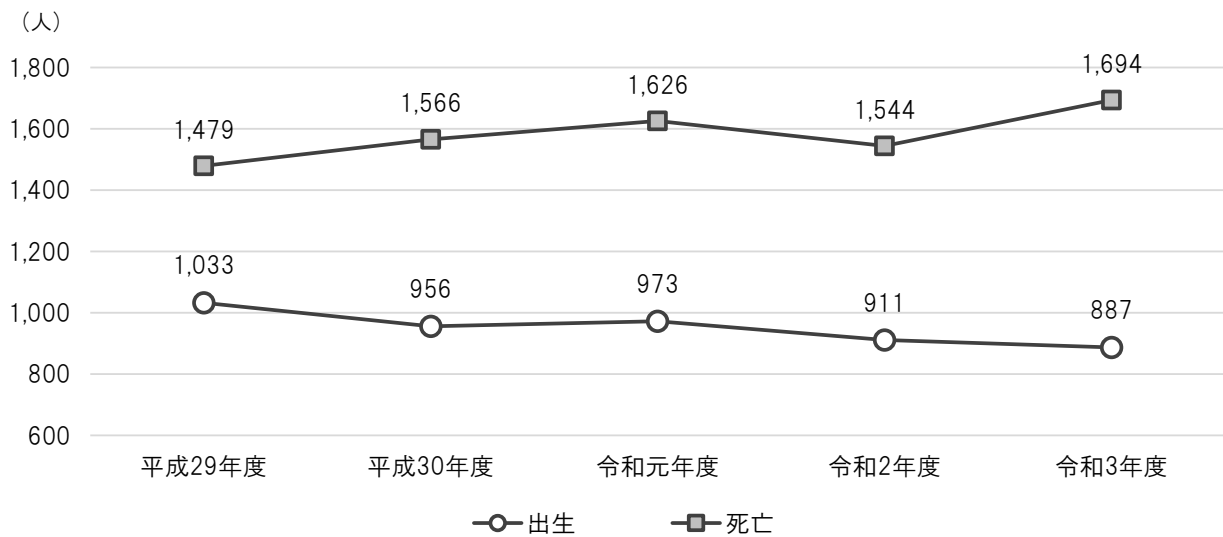


(2) 人口動態

自然動態をみると、出生数は、平成29年度(2017年度)で1,033人、令和3年度(2021年度)で887人と減少しており、一方、死亡数は、平成29年度(2017年度)で1,479人、令和3年度(2021年度)で1,694人と増加傾向にあります。

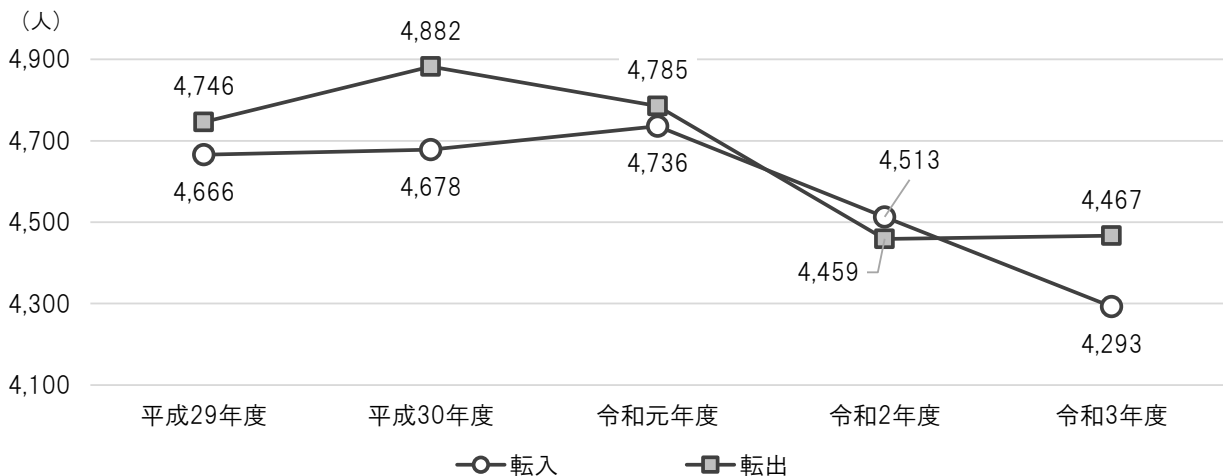
社会動態をみると、平成29年度(2017年度)以降転入・転出ともに減少しています。

【自然動態(出生数と死亡数の推移)】



資料：市民課(住民基本台帳：各年度末)

【社会動態(転入数と転出数の推移)】



資料：市民課(住民基本台帳：各年度末)

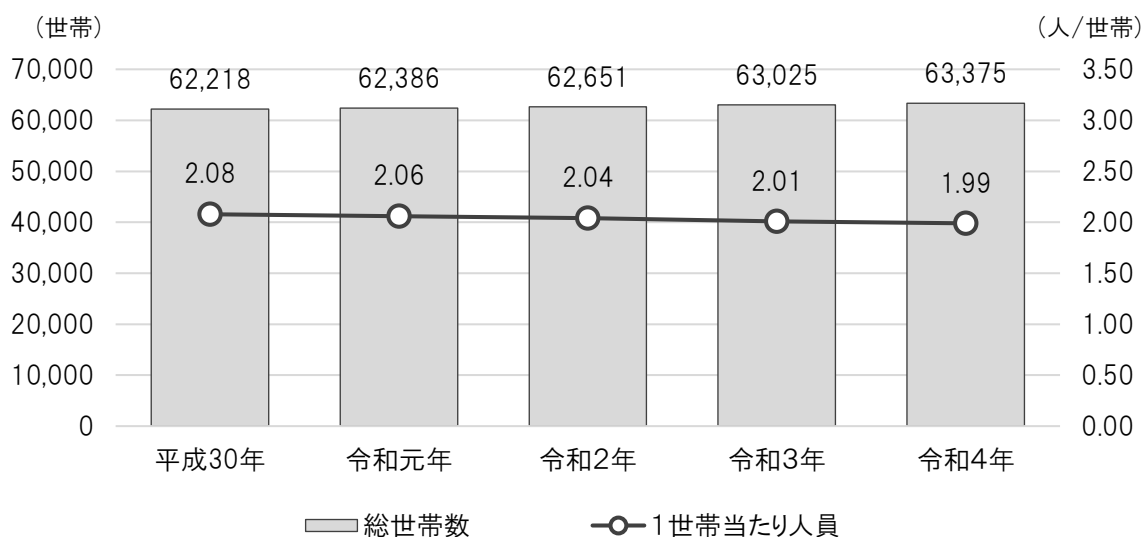
(3) 世帯の状況

本市の総世帯数は、令和4年(2022年)10月1日現在 63,375 世帯で、1世帯当たりの人員は 1.99 となっており、2.0 をきっています。

世帯数は、平成30年(2018年)より増加していますが、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

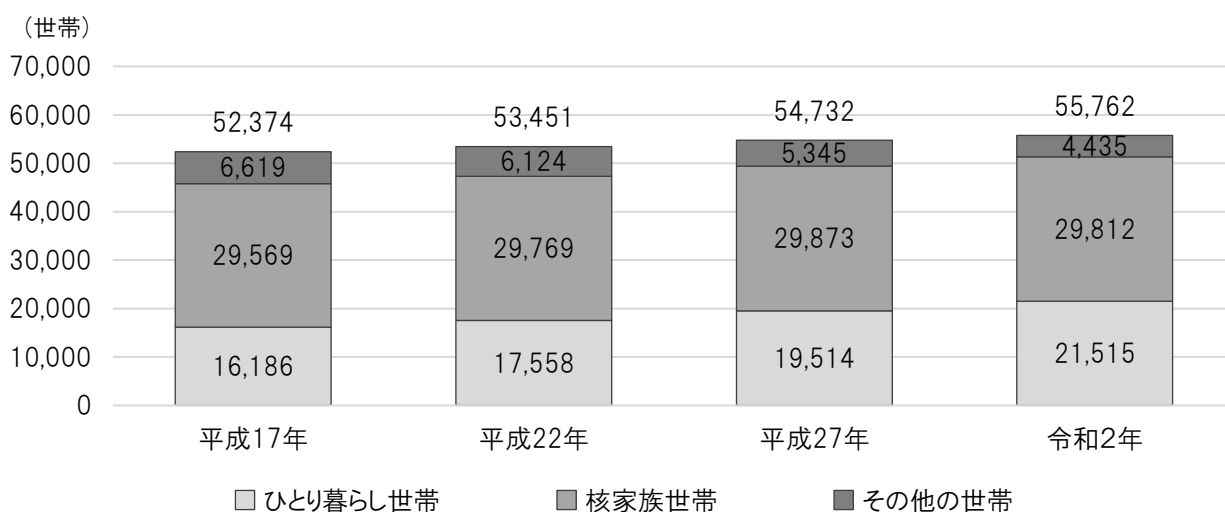
世帯数の推移を家族類型別にみると、ひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。

【総世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

【家族類型別世帯数の推移】

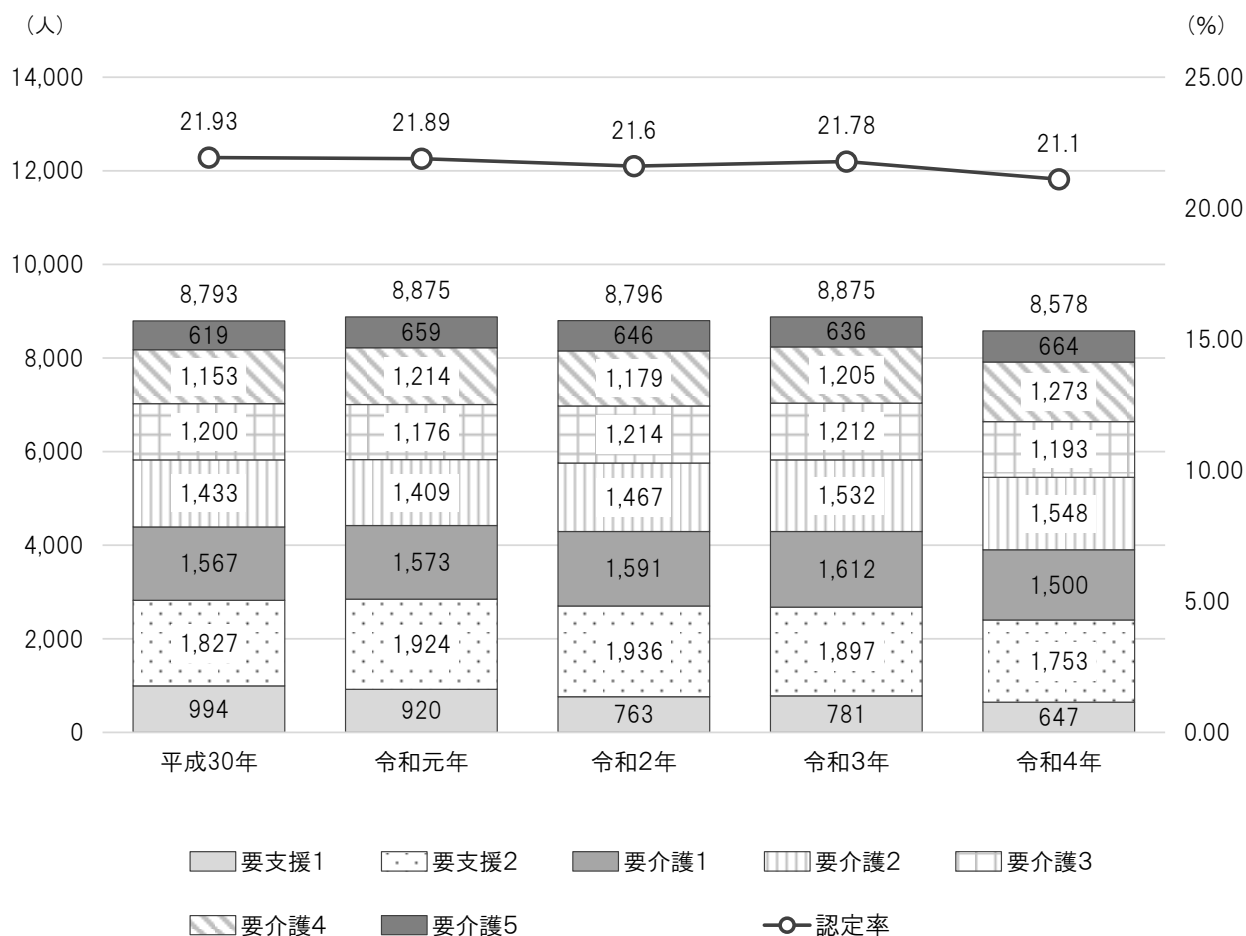


資料：国勢調査(各年10月1日)

(4) 高齢者の状況

本市の介護保険の要介護(要支援)認定者数は、令和4年(2022年)10月1日現在 8,578 人となっており、平成30年(2018年)と比べ減少しており、要介護(要支援)認定率(高齢者人口に占める認定者(第1号被保険者)の割合)も、漸減傾向にあります。

【要介護(要支援)認定者数・認定率の推移】



資料：高齢介護課(各年10月1日)

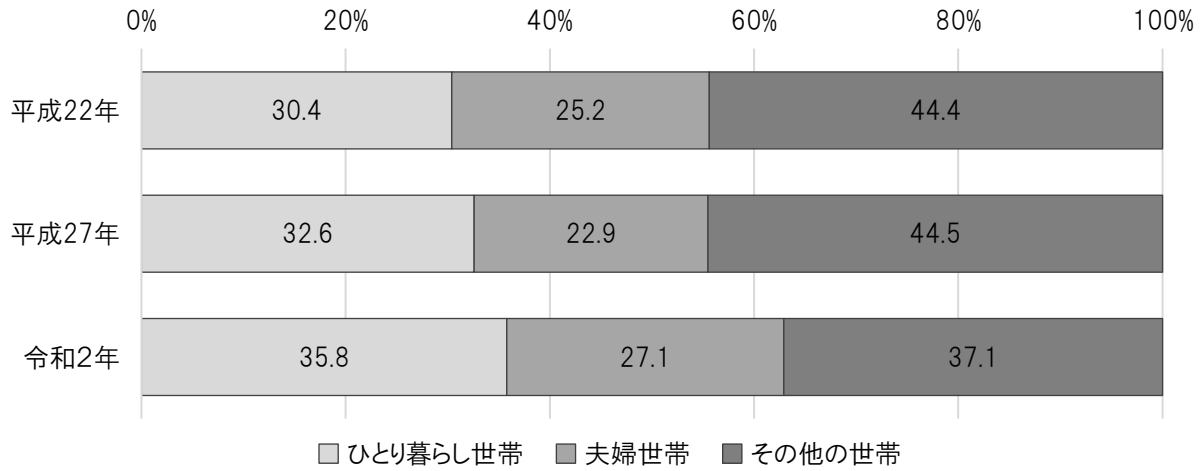
※認定率は65歳以上の高齢者に占める割合

認定率 = 認定者数(第1号被保険者数) / 高齢者人口(第1号被保険者数)

高齢者のいる世帯は、近年増加傾向にあります。特にひとり暮らし世帯の増加が顕著であり、高齢者のいる世帯に占める割合は、平成 22 年(2010 年)の 30.4%から令和 2 年(2020 年)には 35.8%となっています。

【高齢者のいる世帯の状況】

(高齢者のいる世帯に占める各形態の割合：構成比②)



	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	世帯数	構成比 ①	構成比 ②	世帯数	構成比 ①	構成比 ②	世帯数	構成比 ①	構成比 ②
世帯数	53,451	100.0		54,732	100.0		55,762	100.0	
高齢者のいる世帯	21,770	40.7	100.0	24,181	44.2	100.0	25,513	45.8	100.0
ひとり暮らし世帯	6,612	12.4	30.4	7,886	14.4	32.6	9,129	16.4	35.8
夫婦世帯	5,495	10.3	25.2	5,544	10.1	22.9	6,909	12.4	27.1
その他の世帯	9,663	18.1	44.4	10,751	19.6	44.5	9,475	17.0	37.1

※構成比①：全世帯に占める割合

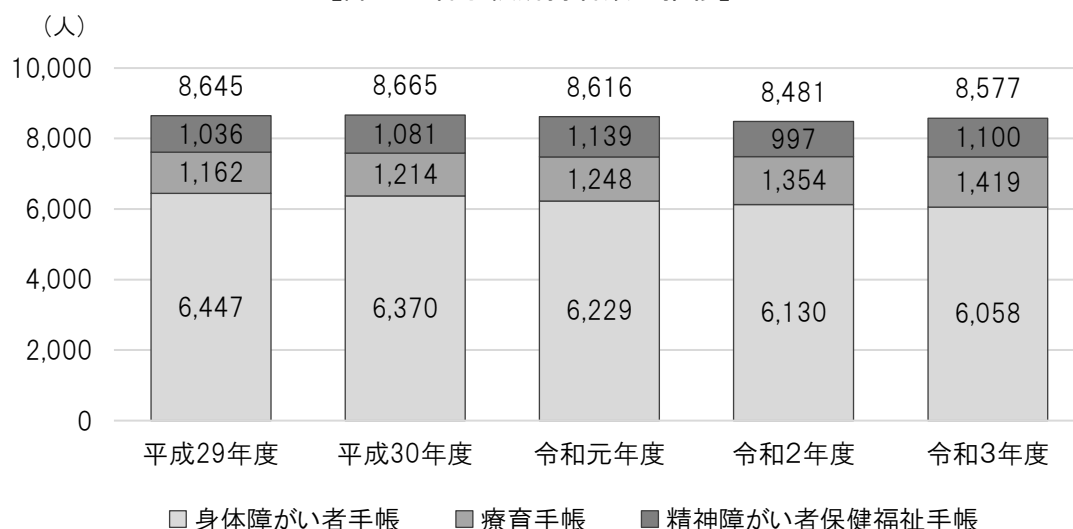
資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

※構成比②：高齢者のいる世帯に占める割合

(5) 障がい者の状況

令和4年(2022年)3月31日における、身体障がい者手帳所持者は6,058人、療育手帳所持者は1,419人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,100人となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



注) 2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している。

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障がい者手帳	(人)	6,447	6,370	6,229	6,130	6,058
総人口に占める割合	(%)	5.0	5.0	4.9	4.8	4.8
療育手帳	(人)	1,162	1,214	1,248	1,354	1,419
総人口に占める割合	(%)	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
精神障がい者保健福祉手帳	(人)	1,036	1,081	1,139	997	1,100
総人口に占める割合	(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9
計	(人)	8,645	8,665	8,616	8,481	8,577
総人口に占める割合	(%)	6.7	6.8	6.8	6.7	6.8
(総人口)	(人)	129,144	128,286	127,557	126,964	125,945

資料：社会・障がい者福祉課(各年度末)

障がい者のいる世帯は、令和4年(2022年)10月末現在で、各手帳所持者が7,763世帯、自立支援医療利用者(精神)が2,010世帯となっています。

なお、これらの障がい者のいる世帯の約35%は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、平成29年(2017年)に比べ減少しています。

【障がい者の世帯状況】

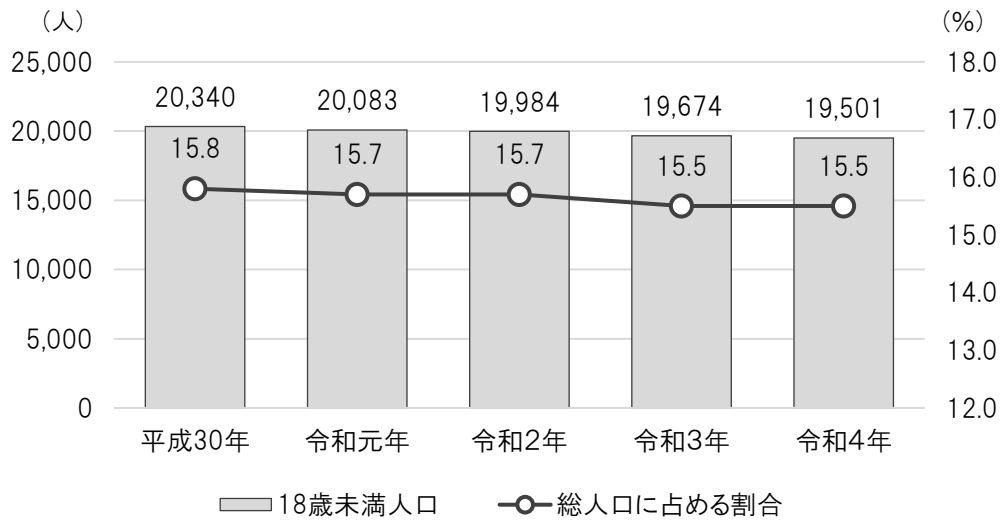
			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	障がい者の 単身世帯	障がい者だ けの2人世 帯	障がい者だ けの3人 以上世帯
各手帳所持者	平成26年10月	世帯	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比(%)	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1
	平成29年10月	世帯	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比(%)	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1
	令和2年10月	世帯	7,720	2,661	2,514	133	14
		構成比(%)	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2
	令和3年10月	世帯	7,737	2,701	2,559	129	13
		構成比(%)	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2
	令和4年10月	世帯	7,763	2,707	2,564	124	19
		構成比(%)	100.0	34.9	33.0	1.6	0.2
自立支援医療 利用者(精神)	平成26年10月	世帯	1,496	634	602	30	2
		構成比(%)	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
	平成29年10月	世帯	1,622	716	660	48	8
		構成比(%)	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5
	令和2年10月	世帯	1,879	753	730	22	1
		構成比(%)	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1
	令和3年10月	世帯	1,850	782	764	17	1
		構成比(%)	100.0	42.3	41.3	0.9	0.1
	令和4年10月	世帯	2,010	861	833	27	1
		構成比(%)	100.0	42.8	41.4	1.3	0.0

資料：社会・障がい者福祉課

(6) 子ども・子育て家庭の状況

本市の18歳未満の人口は、令和4年(2022年)10月1日現在で19,501人となっています。平成30年(2018年)からは減少傾向にあります。総人口に占める割合は、15%台で推移しています。

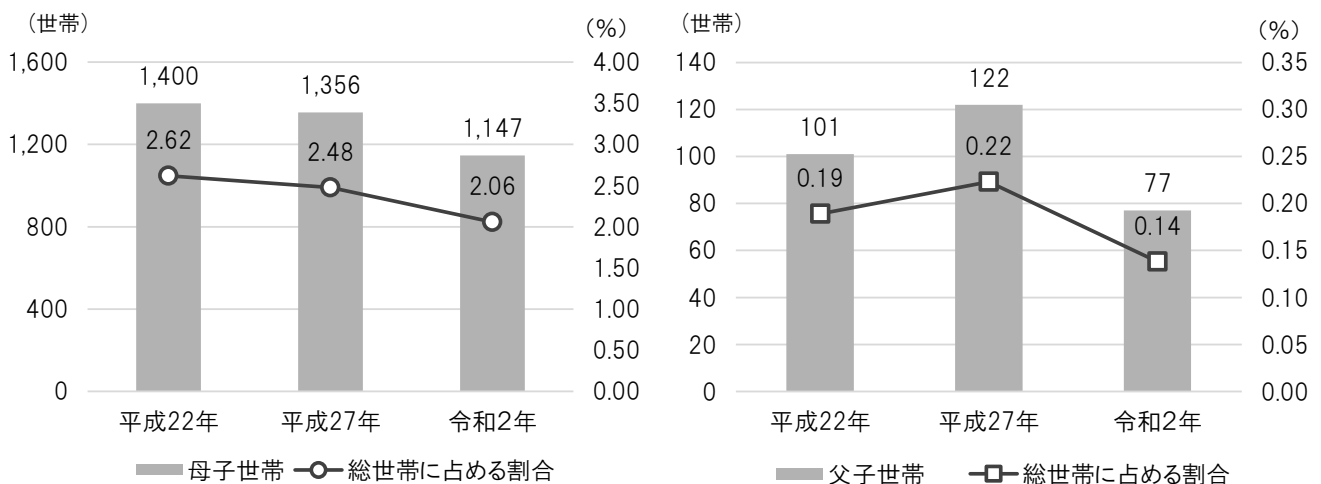
【児童人口の推移】



資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

ひとり親世帯の推移をみると、令和2年(2020年)では母子世帯が1,147世帯、父子世帯が77世帯となっています。平成22年(2010年)から令和2年(2020年)にかけて、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

【母子世帯と父子世帯の推移】



「児童扶養手当」の受給世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で1,617世帯となっています。平成30年度(2018年度)より減少傾向にあります。

【児童扶養手当受給世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童扶養手当受給世帯	1,782	1,692	1,633	1,583	1,617

資料：子育て支援課(各年度末、令和4年度は10月1日現在)

資料：国勢調査(各年10月1日)

(7) 生活困窮者の状況

令和4年(2022年)10月1日現在、生活保護世帯は4,012世帯、保護人員は5,195人、保護率は41.4%となっています。これらは減少傾向にあります。高齢者世帯の生活保護世帯は2,400台で推移しています。

【生活保護世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
生活保護世帯	4,330	4,193	4,092	4,004	4,012
高齢者世帯	2,433	2,464	2,471	2,436	2,439
母子世帯	297	273	247	201	200
傷病・障がい者世帯	1,018	959	903	889	901
その他の世帯	582	497	471	478	472
保護人員(人)	5,913	5,633	5,378	5,219	5,195
保護率(%)	46.1	44.1	42.4	41.3	41.4

資料：生活支援課(各年10月1日現在)

生活自立支援相談室における相談件数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられますが、令和2年度(2020年度)に1,457件と一気に増加し、相談受付後の支援申込件数も1,134件となっています。

【生活自立支援相談室における相談等の状況】

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	164	188	261	1,457	770
相談受付後の支援申込件数	93	115	137	1,134	557
就労開始等による支援終了件数	45	70	27	15	49

資料：生活支援課(各年度末)

(8) その他

外国人登録人口・世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で、1,519人、948世帯となっています。国籍別にみると、大韓民国(481人)、ベトナム社会主義共和国(271人)、中華人民共和国(206人)等が多くなっています。

【外国人の状況】

単位：人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人世帯(世帯)		795	863	892	881	948
外国人登録人口		1,339	1,426	1,464	1,446	1,519
国籍別内訳	大韓民国	541	514	504	496	481
	ベトナム社会主義共和国	179	269	296	306	271
	中華人民共和国	216	212	211	194	206
	フィリピン共和国	107	101	112	120	128
	インドネシア共和国	41	59	53	49	88
	その他	255	271	288	281	345

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日現在)

2 地域福祉に関する社会資源の状況

■地域福祉を推進している主な団体等

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員です。社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより、社会福祉の増進を図ることを目的としています。

令和4年(2022年)10月1日現在の民生委員・児童委員は285人(うち主任児童委員26人)です。

●民生委員・児童委員の主な活動

①社会調査、②相談、③情報提供、④連絡通報、⑤調整、⑥生活支援、⑦意見具申

(2) 福祉委員

福祉委員は、地域の要支援者見守りネットワークの中心を担う人材として、自治会長と民生委員の合議により推薦され、飯塚市社会福祉協議会会長が委嘱します。

令和4年(2022年)10月1日現在で560人の福祉委員が市内全域で活動しており、その活動記録は、自治会長、民生委員、地区(校区)社会福祉協議会、飯塚市社会福祉協議会がその情報を共有するしくみになっています。

(3) 人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行うことを目的として法務大臣から委嘱されている民間の人たちです。市内には、令和4年(2022年)10月1日現在で18人の人権擁護委員が、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し人権を擁護していくための活動を行っています。

(4) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱されています。市内には、令和4年(2022年)3月31日現在で95人の保護司が、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの調整や相談を行っています。

(5) 自治会

自治会は、住民の知恵と工夫と参加により地域課題の解決を図りながら、住みよい地域づくりを行っており、地域コミュニティを形成する最も基本的で重要な団体です。同時に、行政とともに地域福祉を担う組織的基盤でもあります。

本市では、令和4年(2022年)10月1日現在で272の自治会が置かれ、住民自治を進めるための活動を行っています。

●自治会の主な役割と活動例

①親睦活動

夏祭り(盆踊り)、もちつき、運動会、スポーツ大会、地元広報紙の発行など

②共同防犯・防災活動

防犯灯の設置や管理、防犯パトロール、行政防災無線の運営、学童の交通指導、災害発生時の対応など

③環境整備活動

自治公民館・ごみステーションの管理、道路や公園の清掃、花壇の整備、廃品回収など

④行政補助機能

市報等各種行政連絡の伝達など

⑤団体要望活動

行政への要望・陳情など

⑥地域の調整・代表機能

地域内の意見調整、他地域との連携・調整のための協議など

⑦生涯学習活動

趣味の講座、学習活動の発表会など

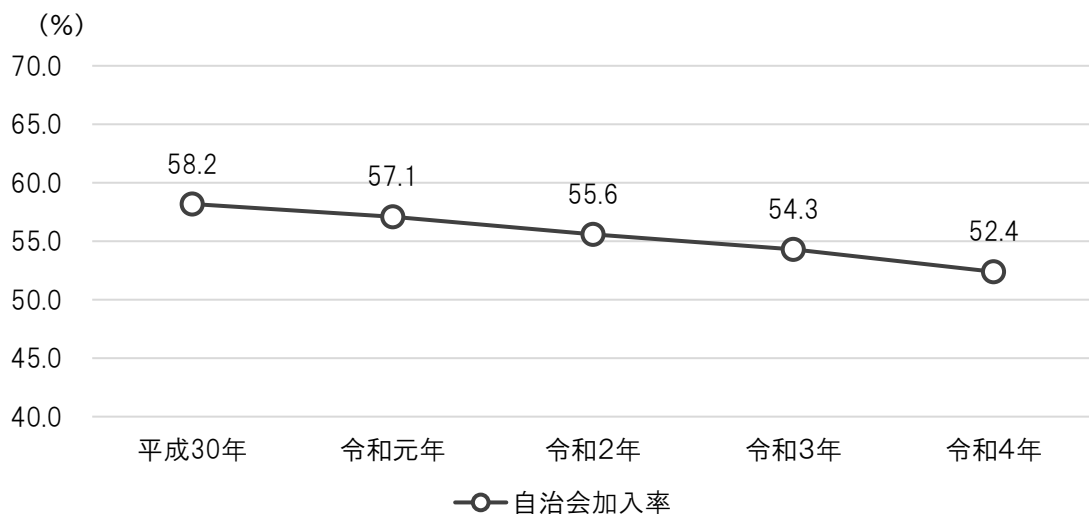
⑧地域福祉活動

敬老会、いきいきサロン活動、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、非行防止パトロール、募金など

⑨地域文化活動

どんど焼き、地域文化の伝承など

【自治会加入率の推移】



資料：まちづくり推進課(各年5月現在)

(6) まちづくり協議会

まちづくり協議会とは、市内 12 地区に設置された交流センターを拠点として当該地区の市民や活動に賛同する団体で構成される協議会です。地域を代表する組織として福祉、環境、防犯・防災、教育・文化等構成団体のネットワーク化を行い、地域における様々な課題の解決に向けた活動を連携・協力し、社会福祉に関する事業、人権啓発に関する事業、防犯・防災・交通安全その他住民の安全に関する事業、環境美化に関する事業、青少年の健全育成に関する事業、住民のふれあいの場の創出に関する事業などに取り組んでいます。そのうち地域福祉部会では、社会福祉協議会と連携し福祉弁当事業や認知症徘徊者・行方不明者が出たと仮定しての電話呼集訓練、認知症徘徊者を発見したときの認知症声かけ訓練・講座や福祉に関する相談窓口の開設などを行っています。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に規定された高い公共性を有する民間組織です。飯塚市社会福祉協議会は、日常生活圏域をエリアとする小地域福祉活動、個別支援活動の核となる権利擁護センター事業、市民参加促進の基調となるボランティアセンター事業の充実を 3 つの柱とし、地域福祉の総合的発展を目指しています。

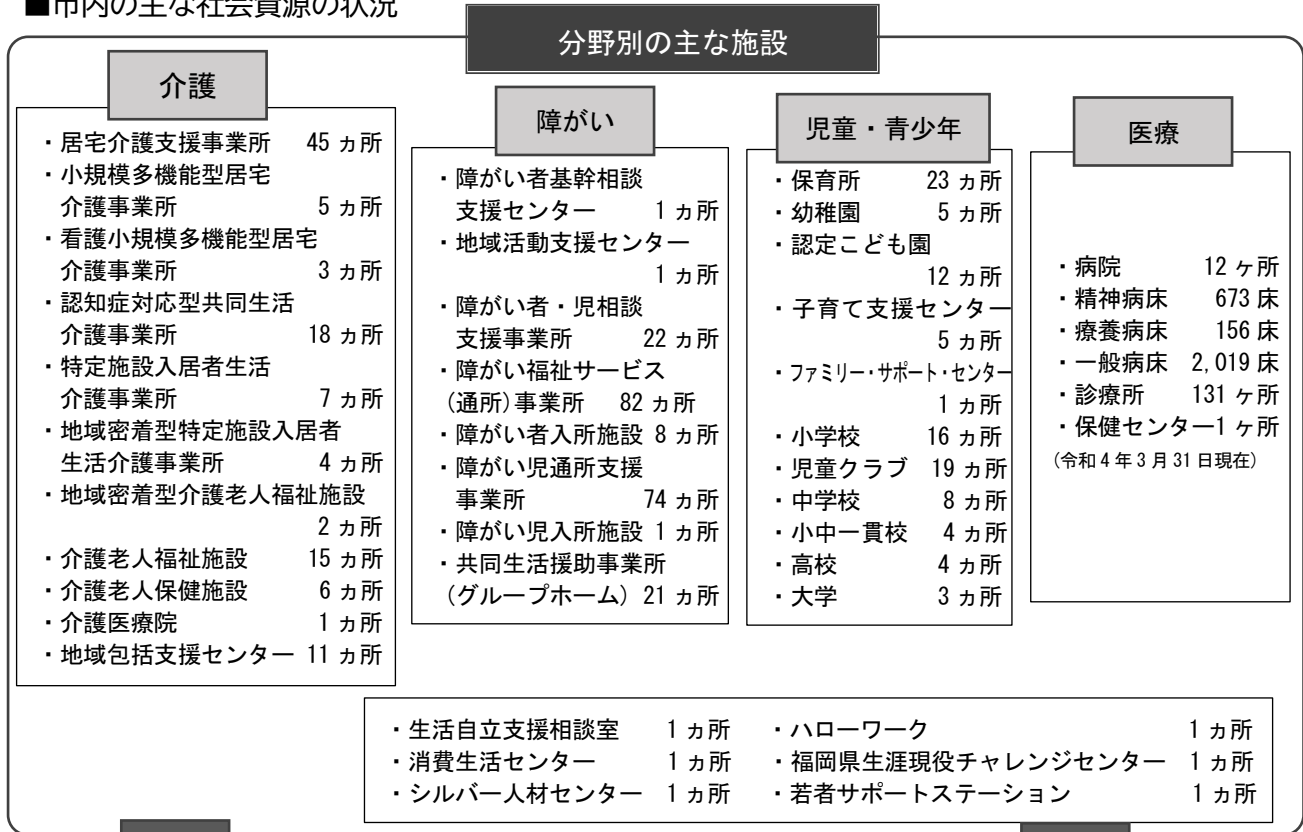
市内全域をカバーする地区(校区)社会福祉協議会は小地域福祉活動推進の要となる組織であり、いきいきサロン、福祉委員研修、ねんりんバスハイク、ひとり暮らし高齢者会食会、ふれあい電話、長寿弁当、グラウンドゴルフ大会、男性料理教室、地区団体助成等の諸活動を、各地区の地域福祉ネットワーク委員会と一体的に展開しています。

(8) NPO・ボランティア

ボランティアとは、より良い社会づくりのために、自発性(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて、技術的な援助や労力の提供等を行う市民のことです。

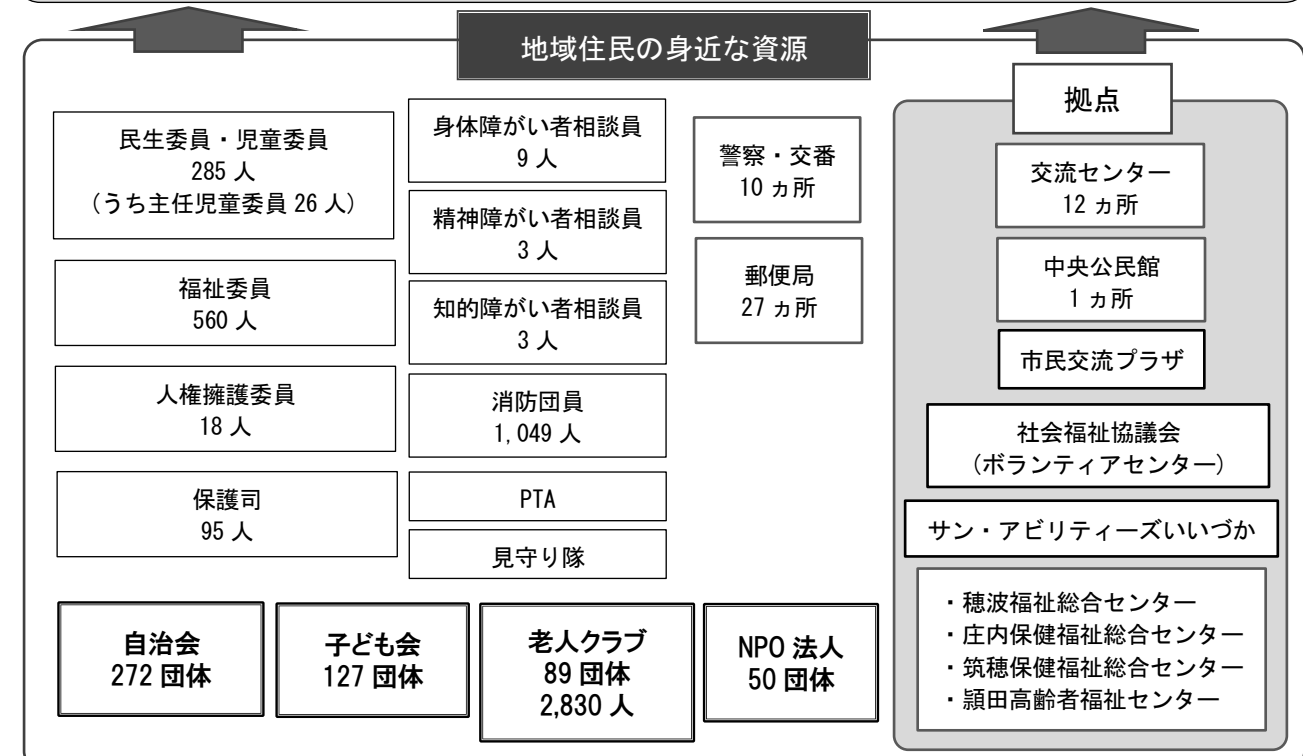
また、NPOとは、Non-Profit Organizationの略であり、「民間非営利組織」として、市民公益活動に取り組む組織(団体)のことをいいます。本市では、令和4年(2022年)10月1日現在で50の団体が登録されており、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護等多方面にわたり活動が行われています。

■市内の主な社会資源の状況



<p>要介護(要支援)認定者数 8,578人</p>	<p>総人口 125,912人</p> <p>総世帯数 63,735世帯 (住民基本台帳)</p>
<p>高齢者(65歳以上)数 40,367人</p> <p>高齢者のいる世帯 25,513世帯※1</p>	<p>身体障がい者 7,877人</p> <p>知的障がい者 1,357人</p> <p>精神障がい者 1,474人</p> <p>障がい者のいる世帯 7,769世帯</p>
<p>18歳未満人口 19,501人</p> <p>母子世帯※1 1,147世帯</p> <p>父子世帯※1 77世帯</p>	<p>外国人登録人口 1,519人</p>

※1 令和2年国勢調査



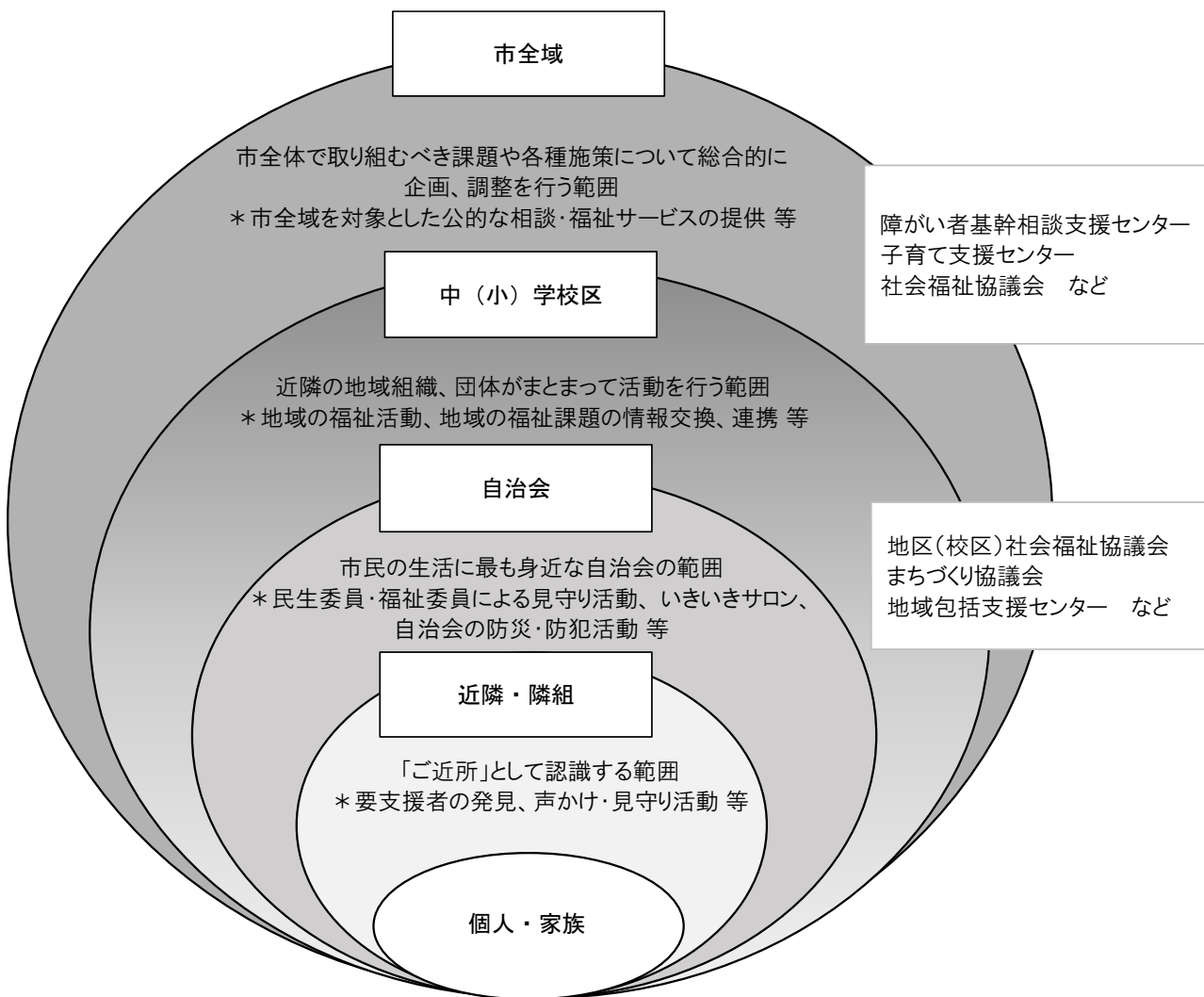
※表記のないものは、いずれも令和4年10月1日現在

■地域福祉に関する圏域

地域福祉の推進にあたり、地域の捉え方や地域活動の範囲は、事業や活動の内容、目的等により、その時々で異なります。

本計画では、住民自身がより身近な地域の取り組みや課題を認識し、地域の実情に合った地域活動を行うことができるよう、地域の範囲を「市全域」、「中(小)学校区」、「自治会」、「近隣・隣組」という4つの階層に分け、適切な範囲で取り組みを推進します。

【地域の範囲イメージ】



3 第2期計画のふり返り

第3期飯塚市地域福祉計画の策定に先立ち、第2期計画における「公助」と「共助」の取り組みに対する総括を行います。

基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり

活動目標(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成

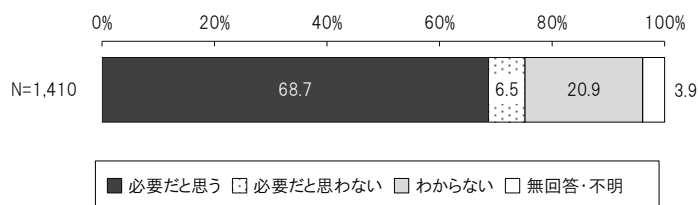
問題点と課題の整理

- 人権の啓発については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会等に人を集めることが難しくなっており、他の手段での啓発を検討することが必要となっている。内容や開催の時間帯などの検討を行い、より参加しやすく、参加者が満足する教室や行事になるよう検討する必要がある。
- 自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により自治会加入者が年々減少している。また、自治会役員等の担い手不足により自治会活動を続けることが困難となった自治会の自治会休止・廃止が増えている。

■市民アンケート結果から

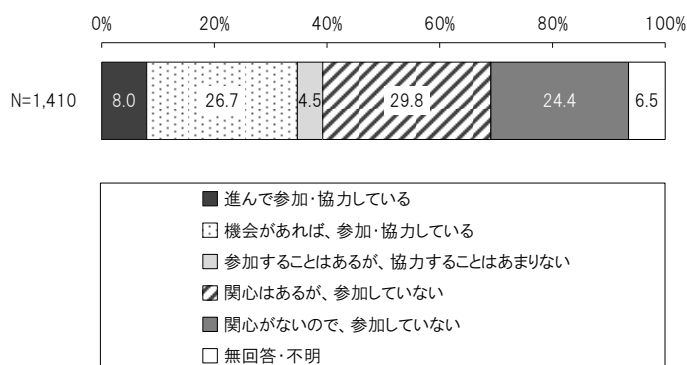
【地域の助け合いが必要だと思うかどうか】

- ・ 「必要だと思う」が68.7%、「わからない」が20.9%、「必要だと思わない」が6.5%となっている。半数以上は、地域の助け合いが必要だと考えている。



【地域活動への参加状況】

- ・ 地域活動に参加については、「関心はあるが、参加していない」が29.8%、「機会があれば、参加・協力している」が26.7%、「関心がないので、参加していない」が24.4%となっている。「関心はあるが、参加していない」人の割合は3割程度となっている。



■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の関係で講演会や研修会のほとんどが中止となっている。代替の行事も検討しているが、人を集めることができていない。【地域】
- ・ 若い世代は平日や昼間の研修会等に参加できない人が多く、他方で、休日開催の場合は、子どもの部活動や個人的な事由等で参加が見込めない人たちもいるため、研修やイベントの開催曜日や時間を考える必要がある。【地域】
- ・ 高校の教諭向けの研修開催はあるが、小中学校の生徒や教員向けの障がい者の理解や差別解消に向けての講演会や、体験、研修等の取り組みが必要。地域住民の方々に障がい者、マイノリティの生活などに関する関心や正しい知識を持っていただくことが重要。【団体】
- ・ 自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により自治会加入者が年々減少している。【地域】
- ・ 自治会加入率の減少が進んでいる。それに対して、積極的な自治会加入促進の推進を行っている。【団体】
- ・ 自治会役員等の担い手不足により自治会活動を続けることが困難となった自治会の休止・廃止が増加している。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 人権講演会や研修会を実施し、人権啓発活動に取り組んだ。
 - 人権講演会・研修会開催回数・参加人数
平成29年度 245回 10,560人 ⇒ 令和3年度 66回 3,353人
- ・ 「飯塚市男女共同参画プラン」に基づき、講座・講演会の開催及び、情報誌の発行等による男女共同参画の意識啓発を進めた。
 - サンクスフォーラム参加者数：平成29年度 315名 ⇒ 令和3年度 131名
令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定員を半数とした。
なお、飯塚市公式YouTube放映では、214回の再生があった。
- ・ 人権・福祉意識向上のための市職員研修の実施／教職員研修を行った。
 - 受講者数 2,619人／対象者 2,722人 受講率 96%
- ・ 転入者及び転居者に住所地の自治会名・隣組名を知らせ、自治会加入促進のチラシを配付し、自治会加入促進に努めた。九州工業大学の学生に対して、自治会組織の必要性及び重要性について説明し、ポスターを協働で作成した。集合住宅向け加入促進チラシを、宅建協会を通じて、不動産業者へ配付し、加入促進活動を推進した。
 - 自治会加入率：平成29年度末 60.3% ⇒ 令和3年度末 53.7%

活動目標（２）地域福祉の担い手づくり

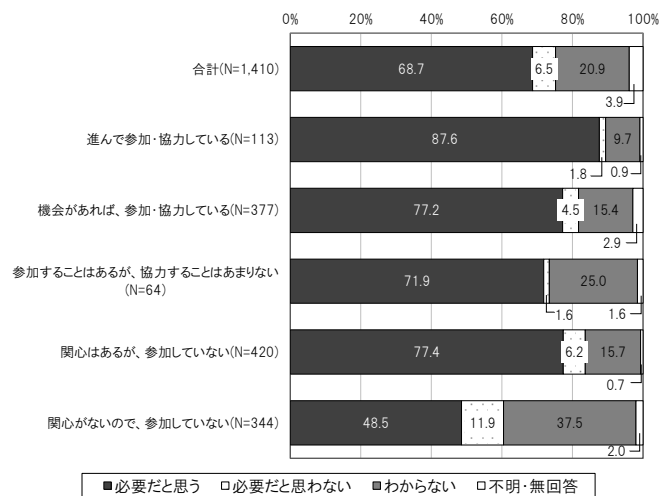
問題点と課題の整理

- 担い手が高齢化し、後継者も育成できていないところが多くなっている。
- 地域活動に「関心はあるが、参加していない」人の地域での助け合いに対する考えは、地域活動に参加している人とあまり変わらない。「地域の助け合いが必要と感じ、地域活動に参加したいと考えている人たち」がある程度いることが伺える。こうした人たちが様々な活動へ参加できる環境をつくることが求められている。
- 現役世代は仕事があり様々な活動に参加できないが、誰かと一緒ということであれば、参加する可能性は高くなると考えられる。気軽にボランティアに来てもらえるような体制支援をつくる等、多様な支援の形態を検討することが必要となっている。

■市民アンケート結果から

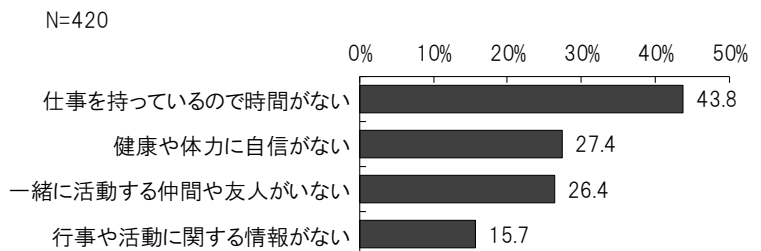
【地域活動への参加と地域意識のクロス】

- ・ 地域活動への参加の状況と地域の支えあいが必要かどうかを聞いた設問のクロス集計をおこなったところ、右のような結果となった。
- ・ 「関心はあるが、参加していない」人の意識は、地域活動へ参加・協力している人と大きな違いはない。



【地域活動に関心はあるが、参加していない人の参加できない理由】

- ・ 「仕事を持っているので時間が無い」が最も高く、「健康や体力に自信がない」「一緒に活動する仲間や友人がいない」の割合が高くなっている。



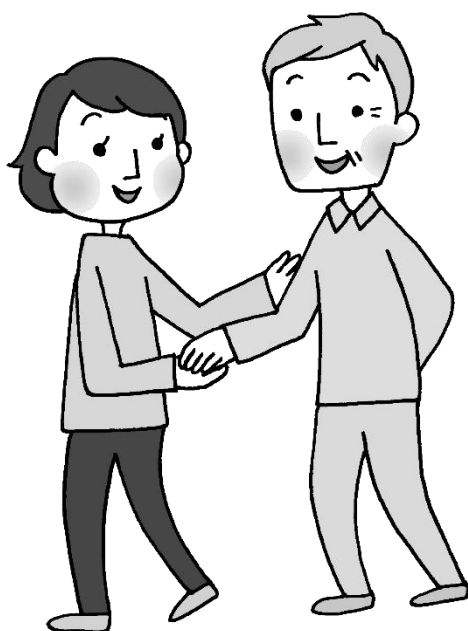
■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 担い手は高齢化しているが世代交代は難しい。【地域】
- ・ 役を複数持つ方が多いが、次の担い手がないため世代交代ができない。【地域】
- ・ まつり等への親子での参加は多いが、親は忙しく、子どもも習い事で後継者が育たない。【地域】
- ・ 地域では、草刈り、ゴミの不法投棄、ゴミ出し、防犯灯の問題がある。こうしたことは、行政に頼るよりは、自分たちでやろうという雰囲気づくり、若い人に広めていくかを考えていくことが必要。いかに若い人をいかに参加させるか。【地域】

- ・自分の趣味の活動に重きを置く人も多く、婦人会、サークルなども入らない。会員にならなくても、ボランティアに来てもらえるような支援をしてもらえたらいいのではないか。【団体】
- ・40代50代の男性がボランティアで参加してくれるようになった。委員会のホームページ見ましたとか、若いお母さんがホームページ見ましたなどと電話がかかってくる。子育ても大変なので強制はしていないが、ボランティアの方が加勢してくれるので助かっている。【団体】
- ・地域の中で手助けを行っているとき、その分野の専門でない人がどのように関わればよいか分からなくなるときがある。法律がある以上それを守る必要があり、どこまで手助けをするべきか迷うことがある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・地域活動の担い手を発掘、育成していくために、講座の開催等による担い手の養成を行った。
 - ボランティア・NPO等養成講座の開催：
 - 手話奉仕員養成講座 年42回開催
 - 認知症サポーター養成講座修了者数：
 - 平成29年度 938人 ⇒ 令和3年度 284人
 - e-マナビ事業：
 - 平成29年度 指導者数59人 65学級 ⇒ 令和3年度 指導者数47人 42学級
 - ファミリー・サポート・センター事業：
 - 平成29年度 登録者数(まかせて会員・どっちも会員) 155人
 - ⇒ 令和3年度 登録者数(まかせて会員・どっちも会員) 131人
 - 生涯学習ボランティアネットワーク事業：
 - 平成29年度 登録者1,556人 派遣回数2,174回
 - ⇒ 令和3年度 登録者数1,746人 派遣回数1,707回

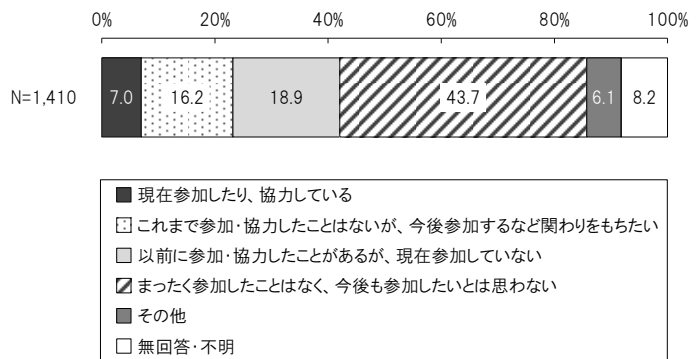


- 福祉関連の施設は整備され、活用されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している。感染症対策を行い、安全性を確保しながら、施設の運営や活用を進めていく必要がある。
- ボランティアが高齢化しており、後継者の育成が課題となっている。市民アンケート結果では、約2割の人は関わりを持ちたいと考えており、そうした人たちが参加できるよう環境を整える必要がある。
- 団体活動の財源である社会福祉協議会からの助成金が減少し、活動が縮小していることもあるため、民間からの助成金の活用、企業との社会貢献活動との連携が求められる。

■市民アンケート結果から

【ボランティア・市民活動へ参加状況】

- ・「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が43.7%で最も高くなっている。次いで「以前に参加・協力したことがあるが、現在参加していない」が18.9%、「これまで参加・協力したことはないが、今後参加するなど関わりをもちたい」が16.2%となっている。



■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 団体活動の財源である社会福祉協議会からの助成金が減少傾向にあり、活動が縮小している。
 - 【地域】
 - ・ ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題となっている。【地域】
 - ・ 子ども食堂をやりたいという声を受けて、実際に子ども食堂を開催した。その際、市からの補助金を利用することができた。行政が、やりたいことを後押ししてくれる支援が増えるとありがたい。【団体】
 - ・ ボランティアがいろいろと参加してくれるよう声掛けはしているが、子育て中であったり、仕事をしているということで、新しく入ってくるというのは難しい状況にある。【団体】
 - ・ 関連施設も新しくなっており、利用もしやすくなった。子育てに関する施設なども新しくなり、環境は整っているなので、その環境を上手く活用できるようにしていく必要がある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 社会福祉協議会及び市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会が実施する高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等の事業支援に対し補助金を交付した。
- ・ 福祉ボランティア・NPO 等に関する情報について、広報紙、ホームページに掲載し周知した。
- ・ サン・アビリティーズいいづかや市民交流プラザにおける活動支援及び、「つどいの広場いいづか」に対する公共施設の提供や、中央公民館、交流センター、福祉センター等の利用料金の減免による活動支援を行った。
 - サン・アビリティーズいいづかの利用者：
平成 29 年度 10,538 人 ⇒ 令和 3 年度 3,590 人
 - 市民交流プラザの利用者：
平成 29 年度 505 団体 9,625 人 ⇒ 令和 3 年度 421 団体 4,831 人
- ・ 地域の資源を活かした新たな活動の場として空き店舗を活用した活動支援を行った。
 - 新たな活動の場の確保：
平成 29 年度 2 店舗 ⇒ 令和 3 年度 5 店舗



基本目標 2 支えあう地域づくり

活動目標 (1) 地域における交流活動の促進

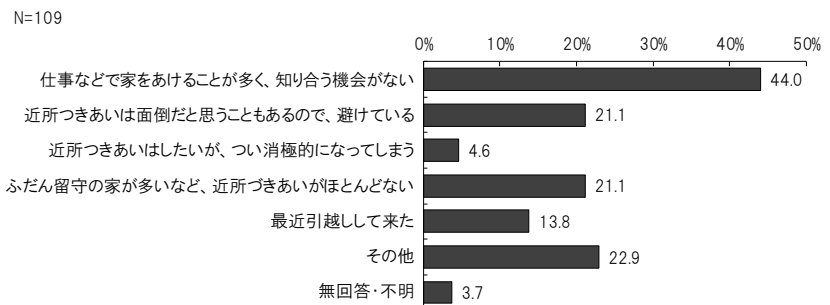
問題点と課題の整理

- 新型コロナウイルス感染症の関係でイベント中止や縮小開催が多く、交流の機会が減っている。新しい日常に適応した新たな交流のあり方を検討する必要がでてきています。
- 市民の中に関係性をつくり、地域共生社会をつくるために、様々な人たちが交流できる場が必要とされています。

■市民アンケート結果から

【つきあいをしていない理由】

- ・ 近所つきあいをしていない理由については、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が44.0%で最も高く、次いで「近所つきあいは面倒だと思ふこともあ



- るので、避けている」、「ふだん留守の家が多いなど、近所つきあいがほとんどない」が21.1%、「最近引越して来た」が13.8%で続いている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の関係でイベントを中止した地区があり、実施した地区でも、例年より参加者が減少しているところが多くなっている。【地域】
- ・ 役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がなくなってきた。【地域】
- ・ 地域の活動拠点である公共施設が、バリアフリー化されていない状況にある。【地域】
- ・ 交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しい状況にある。【団体】
- ・ 世代や属性を超えて交流できる場が必要ではないかと思う。関係性ができていないと、頼み事、お願いはできない。関係性をつくれる場があったほうがいいと思う。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 地域で各行事や交流の場・機会づくりを支援した
 - 街なか子育てひろば・地域交流事業：
平成29年(交流事業への参加者) 1,302人 ⇒ 令和3年 152人
 - 世代間交流：
児童センターではボランティアによる読み聞かせや、学習支援等を行った。

○中央公民館・各地区交流センターまつり：

平成29年度(来場者数) 14,832人 ⇒ 令和3年度 455人

※新型コロナウイルスの影響により、例年どおりの開催とはならなかったが、中央公民館サークルの動画発表や社会教育団体の作品の展示発表を長期間にわたって行うことにより、中央公民館内外の社会教育事業を市民に知ってもらうための良い機会となった。

- ・学校教育に支障のない範囲において、社会教育その他公共のために使用する団体に対し、小学校や中学校の施設及び設備を開放した。



活動目標（２）地域における見守り体制の強化

問題点と課題の整理

- 民生委員・児童委員の高齢化が進んでおり、業務の負担感が増大している。地域福祉を維持していくうえで大きな問題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、地域での見守りのあり方を改めて検討する必要がある。

■市民アンケート結果から

【民生委員・児童委員の認知度】

- ・ 民生委員・児童委員の認知度は、26.7%(前回 32.5%)となっている。

【地域の助け合いが必要だと思うかどうか】

- ・ 地域の助け合いが必要だと考えている人の割合は、68.7%となっている。前回調査では 67.2%となっており、大きな変化はない。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 電話訪問の対象者や、心配ごと相談の件数は減少傾向にある。【地域】
- ・ 地域の見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員が高齢化し、業務の負担感が増している。また、新型コロナウイルス感染症が流行している状況で対象者を訪問することに対して躊躇してしまうことがある。【地域】
- ・ 徘徊や認知症の情報が不足しており、また児童虐待の把握にも限界がある。【地域】
- ・ 飯塚市老人クラブ連合会では、高齢者の増大による見守り対象者の増加、支援者の高齢化に伴いカバーできなくなっている。また新型コロナウイルス感染症流行のため訪問活動が制限されてしまう。民生委員・児童委員や福祉委員等との連携協力がより重要になる。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 社会福祉協議会及び市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会が実施する高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等の事業支援に対し補助金を交付した。
- ・ 各まちづくり協議会が作成するまちづくり計画の作成に関して、地域の実情に応じた、かつ、新しい生活様式に即した計画となるよう支援した。また、地域の課題を把握し、解決できるような団体へと育成するため、活動助成金を支出した。
- ・ 子どもの安全対策として、「子ども 110 番の家」ステッカーを各学校の PTA を通じて 164 枚配布した。また、不審者情報などの緊急情報配信メール「すぐメール」の活用を促進した。
- ・ 市内小中学校を 5 巡回区に分割して、毎月第 2、第 4 金曜日の 15 時から 17 時の間、職員 2 人 1 組で青色回転灯装着車によるパトロールを行った。
- ・ 高齢者や障がい者の孤独死の防止、生活困窮者の早期把握のため、平成 25 年 3 月から地域の新聞配達店、九州電力、ヤクルト販売、飯塚市企業局等と「地域見守りネットワーク協定」を締結している。令和 3 年度末現在の協定締結数 36 事業所、協力依頼 4 事業所となっている。
- ・ 徘徊のおそれがある認知症高齢者の情報を事前に登録してもらい、行方不明となった際に、当

- 該情報に基づき関係協力機関に対して FAX や電子メール等で発見の協力依頼を行うことによって、高齢者の安全確保と家族への支援を図った。(登録者数：86人 協力団体：90団体)
- ・令和3年度から新規事業として飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施している。(年間21名の加入者)



活動目標（3）災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実

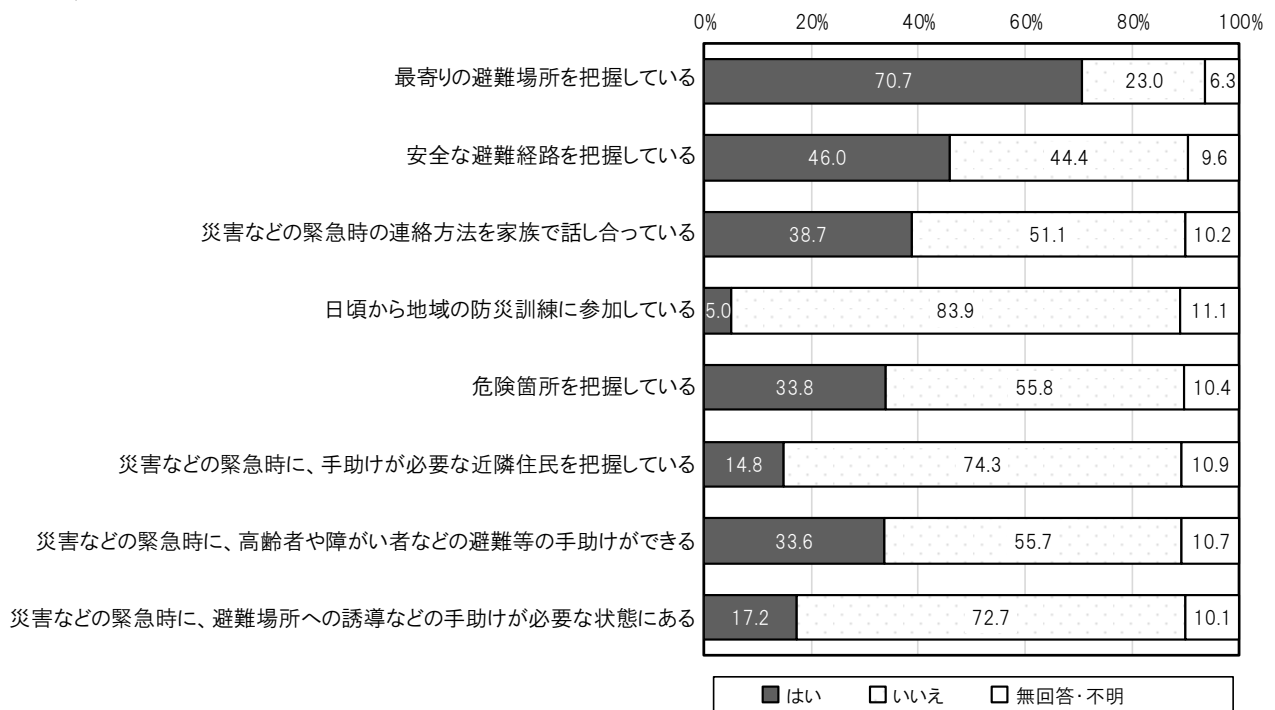
問題点と課題の整理

- 災害時や平時における地域の見守り活動を推進していく必要があることに加え、避難行動要支援者名簿の登録人数が他市と比較しても非常に多いため、台帳の更新作業や災害時・平時の見守り等、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者にとって、かなり大きな負担となっている。適切な登録者数(災害時に地域等で見守り活動等が可能な人数)にする等検討していく必要がある。
- 地域により住民の防災意識にばらつきがあり、防災意識を高めることが必要となっている。
- 自主防災組織の設立支援、設立後の支援が必要となっている。
- 災害時に、誰もが安心して避難できるよう、移動手段の確保、避難所の整備等が必要となっている。

■市民アンケート結果から

【防災に関する取り組みの状況】

N=1,410



- ・ 防災に対する日頃からの取り組みで行っていることは、割合の高い順に「最寄りの避難場所を把握している」(70.7%)、「安全な避難経路を把握している」(46.0%)、「災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」(38.7%)となっている。「日頃から地域の防災訓練に参加している」(5.0%)、「災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している」(14.8%)の割合は低くなっている。

【災害対策に必要なだと思うこと】

- ・ 「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」「避難場所や避難方法を話し合っておくこと」「防災教育・防災訓練の実施」「心肺蘇生や応急手当等の救急講習会の開催」、これらの事柄については、多くの人が必要だと思っている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 避難行動要支援者名簿の個人情報の取扱いに苦慮している状況にある。【地域】
- ・ 災害時に避難をすることができない人をどう救うのか、どこまでするのか、明確な決まりがなく、どうしたらよいか分からない。【地域】
- ・ 防災意識があまり高くない地区もあり、地域住民の水害等に関する防災意識を高める取り組みが必要となっている。【地域】
- ・ 避難所のバリアフリー化が進んでいないため、身体障がい者等への対応に課題がある。また、交通手段がないため、避難させる方法がないところも見受けられる。【地域】
- ・ 障がい者が災害の時にどうするかということが緊急の問題だと思っている。発達障がい、自閉症の人が避難所に行くかということ、そうはならないと考えられる。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 民生委員等の協力により地域の高齢者や障がい者等の実態調査を実施し、避難行動要支援者名簿を整備した。また、行政と地域とで情報共有するため、自治会長及び民生委員に情報提供を行った。
- ・ 災害時の支援体制の確立に向けて、地域の自主防災組織の設立を進めている。
 - 自主防災組織設立支援事業：
平成29年度 9地区 5自治会 ⇒ 令和3年度 10地区 12自治会
自主防災組織設立の一助として『地域防災リーダー研修』（全6回）を実施している。
- ・ 国、県の浸水想定が見直されたことを受け、最新の浸水想定区域と土砂災害特別警戒区域等を掲載し、併せて防災情報を掲載した冊子版ハザードマップを作成した。

基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標(1) 情報提供体制の充実

問題点と課題の整理

- 支援が必要な人に、その人の抱えている問題に応じた相談窓口等の情報を確実に届けることが必要となっている。
- 相談窓口や制度内容について、分かりやすく市民に周知していく必要がある。

■市民アンケート結果から

【福祉に関する情報を十分に入手しているか】

- ・福祉に関する情報を十分に入手しているかどうかについては、「十分ではないが、入手できている」が25.7%、次いで「今のところ、情報を得る必要がない」が25.5%、「あまり入手できていない」が22.0%となっている。

【福祉サービスに関する情報の入手先】

- ・情報の入手先は、「広報いいづか」が40.6%(前回48.2%)、「特にない」が19.3%(前回16.5%)、「市のホームページ」が17.8%(前回8.1%)となっている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・各地区だより等の配布作業に負担がある。【地域】
- ・本当に深刻な問題を抱えている人に、どうやって情報を届け、気持ちを変え、行動を促すか。行動までつながれば、解決に結びつくが、それが困難だと思う。【団体】
- ・組織として対処できるのは、そこまで深刻な問題を抱えていない人になる。問題が深刻な人をどうするかが重要だと感じる。そうした人を助けるためには、情報が必要だ。また、そうした人に情報を届ける必要もある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・福祉サービス利用促進のため、「広報いいづか」、市ホームページでの情報提供に努めた。また、パンフレットやガイドブックを作成し配布した。

○高齢者支援：

令和2年度から「いいづか在介だより」に代わり、「広報いいづか」に年2回(4月、10月)地域包括支援センターだよりを掲載し、それぞれの地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発を行った。

○障がい者支援：

障がい者ガイドブックを1,500冊作成。障がい者手帳新規交付者等に対し配布、説明を行った。

○子育て支援：

就学前の子ども保護者向けの子育て情報・イベントをまとめた情報紙「すくすく」を毎月1回発行した(ホームページにも掲載)。

子育て情報誌「すくすく」設置箇所、発行部数：

平成29年度 98カ所 1,846部 ⇒ 令和3年度 69カ所 770部

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スーパー等への設置を休止した。

- ・「ふくおかバリアフリーマップ」に飯塚市の民間事業所等のバリアフリー情報を掲載した。(事業所等数 217箇所)



○複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、一箇所で複数の相談に応じる窓口を設置する等、各種機関との連携による相談体制の拡充を図る必要がある。

■市民アンケート結果から

【飯塚市が優先的に取り組むべき施策】

- ・ 「身近なところでの相談窓口を充実させる」は 38.7%(4位/20 選択肢)。

【自由記述】

今困っている事に関して、どこに相談に行ったらいいかわからない、相談に行っても窓口が違うと言われ、隣の窓口を案内されてまた別の窓口で…同じ話を何度もしないといけなくなったり…と、相談するだけで時間や労力、精神的にも疲弊してしまう事もあります。相談事を総合的に聴いてもらい、相談内容に応じて担当者の方が代わったり、あるいは別々の部署の方が一緒に話を聴いてくれたりと…と、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が望まれます。子どもの事からの高齢の方、障がいをお持ちの方まで誰もが安心して相談できるようしくみづくりが必要であると感じています。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 福祉委員は就労者が多く、平日の活動が困難な人もいます。また、福祉委員の高齢化による後継者の確保が課題となっている。【地域】
- ・ 民生委員・児童委員と福祉委員の合同会議の日程調整が難しく回数が増やせないため、情報共有の場が少なくなっている。【地域】
- ・ 地域の関係者の各種サービス等に関する知識が不足している。【地域】
- ・ 関係機関につなげてみたものの、的確なアドバイスや対応をしてもらえない場合があり、こちらの認識不足なのか、相談窓口の力量不足なのか迷うときがある。ワンストップで対応してくれる窓口を行政につくってほしい。【団体】
- ・ 総合相談窓口が必要ではないか。相談の内容は、そこだけで終わるものは少ない。様々な機関が関わる必要がある。相談に来た人を、各機関に回していくのではなく、関係する人たちが一度に集まるということが必要ではないかと思う。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 各種相談支援事業の実施

○高齢者支援

介護保険・福祉サービスに関する相談：

平成 29 年度 2,301 件 ⇒ 令和 3 年度 3,954 件

○障がい者支援

福祉サービスに関する相談：

平成 29 年度 5,162 件 ⇒ 令和 3 年度 5,232 件

○子育て支援

子どもなんでも相談：

平成29年度 87件 ⇒ 令和3年度 60件

○男女共同参画

サンクス相談：

平成29年度 82件 ⇒ 令和3年度 146件

○生活困窮者支援

相談件数：

平成29年度 164件 ⇒ 令和3年度 770件



- 成年後見制度の認知度が低くなっており、成年後見をはじめとする権利擁護全般において周知・啓発に努めていく必要がある。
- 福祉サービスの質の向上のためには、所内研修の実施等、引き続き継続的にケースワーカー、査察指導員の資質向上に努めることが必要となっている。

■市民アンケート結果から

- ・「成年後見制度」の認知度については、「名前だけは聞いたことがある」が37.8%、次いで「まったく知らない」が30.4%、「名前も制度の内容も知っている」が25.6%となっている。参考のデータを示すと、令和元年の国の調査(内閣府『認知症に関する世論調査』)では、「内容は知らないが言葉を知っている」が22.3%、「内容も言葉も知らない」が26.7%となっている。

■行政の主な取り組み実績

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施、成年後見制度等の周知のためパンフレットを配布した。
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 市長申立件数：
 - 平成29年度 社会・障がい者福祉課 1件、高齢介護課 2件
 - ⇒ 令和3年度 社会・障がい者福祉課 2件、高齢介護課 3件
 - パンフレットやガイドブックの作成配布回数：
 - 平成29年度 社会・障がい者福祉課 4回、高齢介護課 1回
 - ⇒ 令和3年度 社会・障がい者福祉課 2回、高齢介護課 1回
- ・ ケースワーカーの資質向上のための研修を令和3年度は10名が受講。新任査察指導員研修をオンラインで受講。所内研修(年2回)は新型コロナウイルス感染予防対策を講じて実施することにより、ケースワーカー等の資質向上を図った。

- 困っている人を早期に発見し、支援につなぐためには、地域包括支援センター、医療・介護関係者、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者等とも緊密な連携が必要となっている。
- 認知症は、近所の人との正しい理解がない場合、家族も情報をオープンにしづらいということもある。そうしたことを防ぐため、周囲の人の理解が得られるよう正確な情報を周知、広報していく必要がある。
- 全体会議や専門部会を開催し、関係機関との連携を図りながら地域課題の解決に向けた支援体制を強化する必要がある。

■市民アンケート結果から

【自由記述】

常に情報共有ができるように体制作りが必要。飯塚市ならではの高齢者、障がい者、子どもといったトータルでサポートできるシステムを構築していける体制づくり。携わる者としては、そう願います。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ いろんな団体の役職を兼務している人が多く、後継者もいないため負担が大きくなっている。

【地域】

- ・ 認知症や徘徊等、家族が情報公開を拒否する場合があるため、周知ができず、対応が困難になっている。【地域】

- ・ 死亡や高齢化等の自治会脱退による人員減のため、共同募金額も減少傾向にある。【地域】

- ・ 飯塚市は高齢化が進んでいる。その中でも問題となっているのが8050問題だ。80歳代の親と50歳代の障がいを持った子どもとの二人暮らしという家庭も増えてきている。ケアマネジャーは、介護保険という制度の中で高齢者に向けての支援を行っているが、障がいということになると支援できないところになる。その点は、専門職と連携をとっていかないと住民を支えることが難しくなっていると感じている。【団体】

- ・ 困っている人のところに行き、話を聞くということができなくなっている。ただ待っていてもなにも情報が入ってこないため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携していく必要はある。しかし、個人情報の問題で、情報を獲得できないことがある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 孤独死防止のため、生活支援課(生活自立支援相談室)との庁内連携会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降開催されていない。しかし、個別の案件ごとに状況に応じ、それぞれの担当のケアワーカーとの連携を図っている。
- ・ 地域包括ケアシステムの充実に向け、地域ケア会議を重層的に開催している。特に医療・介護の関係機関との連携を取りながら、地域における様々な問題・課題の解決に結びつくよう、継続して取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催回数が減ったが、オンラインでの開催も行っている。

- 個別地域ケア会議 : 令和3年度 年33回
- 在宅医療・介護連携会議 : 令和3年度 年2回
- 認知症ケア会議 : 令和3年度 年2回
- 生活支援体制推進会議 : 令和3年度 年2回
- 地域包括ケアシステム推進会議 : 令和3年度 年2回



4 地域福祉をめぐる課題まとめ

(1) 地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足

第2期計画のふり返しにおいて、地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足、ということが指摘されていました。しかし、市民アンケート結果を分析したところ、住民同士の付き合いの深さは、浅めになりつつあるが、地域で助け合うという意識は維持されています。また、地域活動に関心はあるが参加していない人たちがいます。そうした人は、時間がなかったり、一緒に参加する人がいないという理由で参加していません。そのような問題を解決できれば、参加する可能性の高い人たちと考えられます。そうした人たちが地域活動に参加できるよう、若い世代の暮らしのあり方に合わせる等、組織のあり方を柔軟に変えていく必要があると考えられます。

(2) 地域内における連携

本市の世帯状況をみたら、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者のひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。また、団体ヒアリングにおいて、SOSを出せない人、相談へ行こうとする気持ちにならない人、そうした本当に支援が必要な人に接近することが必要だと指摘されています。そのためにも、地域福祉に関わる各種団体と地域団体が連携する必要があります。地域福祉においては、自治会や民生委員・児童委員が中心的な役割を果たします。団体と地域団体が連携し、地域課題を発見し、支援につないでいくためにも、先の(1)の課題に対処する必要があります。

(3) 支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人への取り組み

必要な支援が届いていない人に支援を届けるためには、支援する側が積極的に地域に出向く必要があります。しかし、限られた資源の中で、そのような活動を充実させることは難しくあります。そのため、「地域づくり」の中で、地域福祉に関わる人たちを増やし、支援が必要な人を支援につなげていく可能性を拡大させていく必要があります。

(4) 総合相談窓口の設置

第2期計画のふり返し、団体ヒアリング調査において、「総合相談窓口」の設置が必要と指摘されています。子どもの事から高齢の方、障がいのある方まで、誰もが安心して相談できるようなくみづくりが必要となっています。

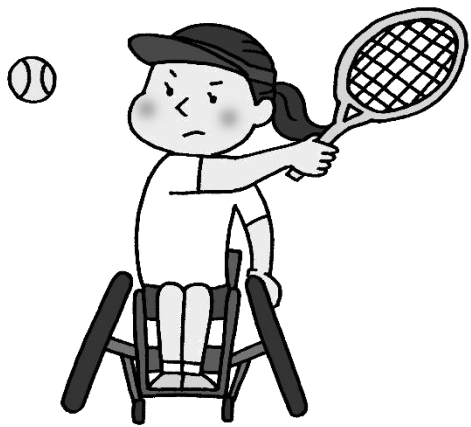
(5) 行政のコーディネート能力の向上

市民アンケート調査において、市民の中でも、地域福祉における市民と行政とが「協働」するべきという意識が多くなりつつあります。市民と行政の協働を進めていくためにも、行政からの市民にとってわかりやすい情報発信が必要となります。さらに、地域の中で生じる生活課題を解決していくためには、行政と関係団体が協力し、課題を解決するための体制づくりが求められています。

(6) コロナ禍における地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動が停滞し、交流機会の減少から孤立する高齢者の問題など新たな地域福祉課題が発生しています。

終息の見えないコロナ禍における地域福祉活動推進のためには、感染防止の正しい知識を身につけ、活動の継続・休止の判断や、感染リスク低減を図るため活動内容の見直しを行うなど、その時々状況下に対応した活動を展開することが求められています。



第 3 章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

市民が社会的に孤立することなく、また社会的に排除されることなく、誰もが役割を持ちながら、地域に参加でき、お互いが支えあっていくことができる地域共生社会をつくることは、少子高齢化・人口減少する社会においては、必要かつ不可欠なことです。

市民のより良い暮らしを実現するための地域福祉の取り組みは、地域住民の暮らしに関わる生活課題への包括的な支援や総合的な対応を地域づくりと併せて進めることが不可欠です。

地域福祉の推進には、行政と市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。そのためには市民ひとりひとりが暮らしの主人公となるための条件を整え、生まれ育った地域で暮らし続けていくことが可能となる公私の一体的な取り組みが求められています。

本市では、「第1期飯塚市地域福祉計画」より「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり」を基本理念に掲げて地域づくりを推進してきました。この基本理念には、地域共生社会の理念が包含されています。そのため、本計画においても第2期計画から引き続きこの基本理念を掲げ、市民、事業所、市民団体、行政等が協働して、地域共生社会を実現できるよう施策を展開していきます。

■基本理念

お互いを尊重し、支えあい、助け合う

協働の地域づくり

～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。この基本目標は、第2期計画の総括を踏まえて、第3期計画の中で取り組むことが必要と考えられる課題を整理し設定しています。

基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり

地域住民がともに支えあい、地域をともに創る「地域共生社会」を実現し、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、互いの違いや個性を理解し、互いに尊重しながら、地域活動に参加することが必要不可欠です。市は市民の地域や福祉に対する意識や人権の啓発を図り、多くの市民が地域活動の担い手として参加することができるよう、地域福祉に参加しやすい体制を整えます。

基本目標2 支えあう地域づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で助け合い・支えあいを行うことが大切です。そのためには、市民の皆さんが地域や隣り近所との日頃からのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。一方、隣人関係の希薄化や仕事・家事・育児等による多忙により、悩みや不安を抱えながら相談することができない、またひとり暮らし世帯内における問題やひきこもり等、支援につながりにくいケースも起きています。本計画では行政と関係団体、福祉事業所、まちづくり協議会、自治会そして市民との協働のもとで地域住民に対して、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支えあいにつなげ、地域の課題を解決することができる体制を整えます。

基本目標3 つながるしくみづくり

市は、子どもから高齢者まで誰もが抱える生活上の問題について、気軽に相談できる体制をつくり、解決ができるようなしくみを整えます。生活課題が多様化・複雑化しており、一人ひとりの生活課題を受け止め、解決へつなぐための包括的な支援を行うとともに、個人の権利が守られるよう権利擁護に努めます。また、福祉課題を解決するひとつの手段である福祉サービスの提供体制の強化を進め、誰もが、自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりに努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	活動目標
<p>お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり ～誰もが安心して暮らせるまち しいじつか～</p>	<p>1 お互いを大切に し合うひとづくり</p>	<p>(1)互いに支えあう意識の醸成</p> <p>(2)住民主体の地域福祉の推進</p>
	<p>2 支えあう地域づくり</p>	<p>(1)地域における交流活動の促進</p> <p>(2)地域ネットワークの拡大</p> <p>(3)地域の困りごとを把握し、 支援へつながしくみづくり</p>
	<p>3 つながるしくみづくり</p>	<p>(1)情報提供体制の充実</p> <p>(2)包括的な支援体制の構築</p> <p>(3)安全・安心な暮らしを守る活動の推進</p>

第4章 目標達成に向けた取り組み

この章の構成と見方

「計画の体系」に基づき、「活動目標」ごとに、その分野における飯塚市の【現状と課題】、目標を実現するための【取り組みの方向性】と【具体的取り組み】を記載しています。

第2期計画の取り組みから積み残した課題や新たな課題、市民アンケート調査などの各種調査結果やそれを踏まえた課題に対し、行政だけでなく、地域を構成する市民、地域関係団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会などが、協働して取り組む必要があります。

そのため、「具体的取り組み」は、「市民の取り組み(自助)」、「地域や関係団体の取り組み(共助)」、「行政の取り組み(公助)」の視点から取り組みの基本的役割を整理しています。

- 「市民の取り組み(自助)」では、市民一人ひとりに期待される役割を示しています。
- 「地域や関係団体の取り組み(共助)」では、自治会等の地域組織、地区(校区)社会福祉協議会・地域福祉ネットワーク委員会、民生委員・児童委員、福祉委員等の福祉全般に関わる団体等、高齢者や障がい者、子ども等の個別の分野の関係団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者やその他の企業・事業所等、地域にある様々な団体・組織等に求められる役割を示しています。
- 「行政の取り組み(公助)」では、行政としての役割を示しています。

「行政の取り組み(公助)」について、「活動目標」ごとに計画期間終了までに達成を目指す目標として、公助の取り組み、または、共助と協働して行う取り組みの中から、目標と成果指標を設定しています。取り組みによっては、成果指標の設定になじまないものもあるため、主な関連施策・事業の中から比較的数値化しやすいものなどを挙げています。

なお、市民意識の変化などを成果指標とするものについては、アンケート調査の実施によって意識の変化度を把握します。

活動目標 1 互いに支えあう意識の醸成**現状と課題**

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、住民一人ひとりが多様性や違いを認め、一人ひとりの人権が尊重されることが不可欠です。しかし、現代社会においては、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者に関する問題等様々な人権問題が存在しています。また、情報化の進展に伴って、インターネット上では、匿名による誹謗、中傷や悪質な差別的書き込みが横行し、さらには、ヘイトスピーチ⁴といった問題も生じています。

多様な違いを持つ人々が地域の中でともに暮らしていくということは、その違いを認め、受け入れることが重要です。しかし「ともに」という言葉が、違いのある人たちが場を共有するだけの意味しか持たなければ、問題は拡大し拡散します。誰もがともに生きていくことを可能にする社会を築くことこそ重要な現代の課題です。子どもも高齢者も障がいのある人も、生まれついた性にとらわれずに生きようとする人も、諸外国から日本に来た人も地域の中でともに生きることが可能な社会が求められています。

様々な固定観念や偏見、差別意識を解消していくために、家庭や地域、学校、企業・事業所・団体、行政等で行われるあらゆる学習機会等を通して、人権教育及び啓発活動を推進していく必要があります。

取り組みの方向性

市の様々な施策を通じ、地域による支えあいやお互いを尊重し思いやる共生社会を推進します。また、市民の相互理解が深められるよう、国籍、年齢、性別、出身地、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して生活を送り、自分らしく活躍することができる環境づくりを進めます。

⁴ 他者の権利を侵害することを目的として、貶(おとし)めようとしたり辱(はずかし)めようとしたりすること。特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方向的な内容の言動。

(1) 人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上

地域福祉は、地域を構成するすべての人々の人権が尊重されてはじめて実現できるものです。性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重されるよう、市民と行政が一体となって人権意識の高揚を図るとともに、人権教育・啓発の推進に取り組みます。

また、市民一人ひとりの人権への関心や意識を高めるため、あらゆる機会を通じて、福祉教育や人権問題に関する啓発を行います。

関連団体と協力し、地域の中で様々な世代の人を対象に福祉教育を充実していきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、お互いを尊重し、理解し合いましょう。
- ・ 人権問題についての講演会や学習会等に参加しましょう。
- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していきましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 人権問題、男女共同参画推進の意識啓発に努めましょう。
- ・ 地域や団体の活動の中で、高齢者、障がい者、児童等の福祉問題に関する学習の機会を設け理解を深めましょう。
- ・ 研修やイベントを行う際は、多くの人に参加できるよう工夫しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 人権教育・啓発や男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、市民の積極的な参加を促進し、理解が深まるよう啓発に努めます。
- ・ 意識啓発については、誰もが考える身近な課題やテーマを取り入れるとともに、情報発信の方法についても、SNS⁵を積極的に活用します。
- ・ 学校教育、社会教育など、市民のライフステージに応じた様々な機会を捉え、人権問題、福祉問題の意識向上に努めます。
- ・ 一人ひとりの違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性のあり方への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

●主な関連施策

- 人権教育・啓発や男女共同参画推進にかかる研修会・講演会の開催
- 福祉教育を学ぶ機会の提供

⁵ 「Social Networking Service」の略。インターネット上の交流を通じて人々の社会的なつながり(ネットワーク)を構築するサービス。

活動目標1 互いに支えあう意識の醸成の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
人権教育・啓発研修会、 講演会等の開催事業 (人権・同和政策課)	研修会、講演会等 開催回数・参加者数	66回 3,353人	280回 12,200人
男女共同参画推進に関 する講演会の事業実施 による意識啓発 (男女共同参画推進課)	サンクスフォーラムの参加人数	131人	300人



活動目標 2 住民主体の地域福祉の推進

現状と課題

地域共生社会をつくっていくためには、地域の力を高め、地域での活動を継続、活発化していく必要があります。しかし、自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により、自治会加入者が年々減少しています。また、自治会自体の存続が難しく、解散する自治会が出ています。生活の多様化により地域の絆が薄らいでおり、地域における活動の存続がより厳しくなっていくことが予想されます。

市民アンケート調査の結果では、地域活動に関心はあるが、参加していない人がある程度いることが示されています。地域を取り巻く環境に順応しながら、そうした人たちが、地域へ参加できる環境を整える必要があります。

一方、ボランティア活動については、ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題となっています。アンケートの結果では、割合としては大きくありませんが、ボランティアへの参加意向を有する人がいることがわかっています。

地域活動やボランティアということに関わらず、様々な人が地域福祉の取り組みに関わることができ、身近な課題を解決できるよう環境を整えることが必要です。

取り組みの方向性

今後、家族関係や地域のつながりが薄れゆく中で、例えば、高齢者の見守り、高齢者の移動手段の確保、増加する空き家、子育て支援の増大等、公的機関の力だけでは十分な対応ができないものが数多く出てくると考えられます。そうした状況へ対応するためにも、より多くの市民が、地域との関わりを感じられ、何らかの形で地域に参加していける環境づくりが不可欠です。

このため、隣近所や地域の人たち同士での関わりを深めることを通し、市民が積極的に住民主体の取り組みや地域に関わることのできる地域づくりを進めていきます。地域とのつながりを広げるために、地域、福祉事業所や社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。また、一般の企業や事業所、市民活動団体が地域福祉の分野に参加できる環境を整えます。

(1) 自治会等の地域活動の促進

地域の自治活動を維持・拡充していくために、自治会を中心とした地域活動を促進し、活動する人が担い手として地域に貢献できるよう環境を整えます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 積極的にあいさつや声かけをする、地域の活動や行事に参加するなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・ 自治会等の地域の団体組織に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の民生委員・児童委員と交流し、困りごとがあれば相談しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域活動の次の担い手を育成するため、地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・ 自治会や関係団体は、地域にいる人材の発掘を行い、地域参加の輪を広げましょう。また、積極的に女性委員を登用しましょう。
- ・ 自治会やボランティア等が地域での福祉活動を解決するため、様々な団体とつながりをつくり、情報を共有しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域活動の基盤となる自治会の活動を支援します。
- ・ 自治会が主体となり、行政が協力しながら、今後の地域のあり方の方向性を検討していきます。
- ・ 「広報いいづか」等の情報媒体を通じて、地域活動に参加し、みんなで地域をつくっていく意識の醸成を行います。

●主な関連施策

- 自治会への加入促進支援
- 地域福祉や地域活動への意識啓発

(2) ボランティア活動や市民活動への参加促進

地域住民が主体となる日常生活支援などのボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ ボランティア活動やボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。
- ・ 自分や家族が興味のある交流や活動に参加しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ ボランティア団体は、組織の運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、担い手やボランティアを確保しましょう。
- ・ ボランティア同士、ボランティア団体で交流や情報交換を図り、それぞれの特性を考慮した役割分担を考え、効果的に連携して活動を進めましょう。
- ・ 地域での活動や行事で、ボランティア団体を活用しましょう。ボランティア団体は、ボランティアの派遣要請に積極的に応じましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかけます。
- ・ ボランティア活動や市民活動などを担う人材の育成と継続的な活動のための支援を行います。
- ・ 支援を必要とする人とボランティアをしたい人をつなぐコーディネート機能を強化することで、適切に支援につなげていきます。

●主な関連施策

- ボランティア養成講座等の育成
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施

(3) 多様な担い手が地域福祉活動に参加できる環境の整備

新たな担い手が参加しやすいよう社会資源・地域資源の発見と活用を進め、企業や事業所等多様な主体への参加のきっかけづくりに取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 今までに培った知識や経験、資格を活かして、より積極的に福祉活動に参加してみましよう。
- ・ 地域で気軽に集まれる施設や様々な活動に関する情報を取得したり、参加したりしましよう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域で独自に活動している人たちや、活動したいと考えている人たちと団体を結びつける機会をつくりましよう。
- ・ 社会貢献活動を行っている企業や事業所との接点を持ち、互いに協力できる関係をつくりましよう。
- ・ 誰でも気軽に立ち寄れる空間をつくり、地域で活動するボランティアと、市民の交流の場だけでなく、安心して過ごせる居場所として提供しましよう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 活動したいと考えている人たちが活動できるように支援し、地域で独自に活動している人たちがその活動を継続し、その輪を拡大できるよう支援します。
- ・ 多様な交流をはぐくむための、多世代交流が行える機会の充実を図ります。
- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。
- ・ 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。

●主な関連施策

- 活動したいと考えている人たちへの支援
- 社会福祉法人による地域における取り組みの推進

(4) 地域福祉活動への支援

地域福祉活動団体等の活動や団体同士の情報共有、連携への支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図ることで、活動の参加機会の増加を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域で交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画してみましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 各種イベントやボランティア活動等を通じて、住民同士の交流の機会をつくるとともに、支えあいや助け合いの意識醸成のきっかけをつくりましょう。
- ・ 地域や関係団体は、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させましょう。
- ・ 認知症サポーター養成講座やフレイル予防サポーター養成講座等を受講し、知識の向上に努めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域福祉活動団体等の組織力向上や事業の拡充を支援します。
- ・ 当事者のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援します。
- ・ 住民にとって居場所となり、つながりづくりのきっかけとなる集いの場等の活動を支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。
- ・ 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。併せて、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。
- ・ 国等による補助制度を有効活用するとともに、ふるさと納税や企業などによる寄附、クラウドファンディングなどの手法の活用などにより、地域づくり事業に必要な財源確保に努めます。

●主な関連施策

- 各種団体への活動費助成
- 各種団体会議への参画
- 福祉関係団体の活動のPR支援

活動目標2 住民主体の地域福祉の推進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
自治会活動のPR、加入促進 (まちづくり推進課)	自治会加入率	52.4% (2022年5月)	53%
ボランティア・市民活動への参加状況	市民アンケート調査で、ボランティア・市民活動へ「現在参加したり、協力している」と回答した割合	7%	24%
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	まかせて会員・どっちも会員の登録者数	131人	150人
生涯学習ボランティアネットワーク事業 (生涯学習課)	登録者数 派遣人数	1,746人 1,707人	1,830人 2,500人
e-マナビ事業 (生涯学習課)	指導者数 学級数	47人 42学級	53人 40学級
フレイル予防事業 (健幸保健課)	フレイル予防サポーター養成者数	95人	215人



基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域における交流活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、住民同士のつながりが重要です。そのつながりをつくるために様々なイベントを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントを中止した地区があったり、実施した地区でも例年より参加者が減少しているところが多くなっています。また、役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がいなくなってきた状況にあります。さらに、交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しいという課題も出てきています。

取り組みの方向性

市民のワクチン接種が進んできており、自主的な感染防止対策も日常化されてきていることを踏まえ、地域主催による交流事業、また行政との協働による交流事業を通して、地域内の様々な人たちが交流できる機会を創出します。地域とのつながりを広げるために、地域、事業所や社協、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出す活動や人材のコーディネート、地域活動活性化を展開し、地域づくりを進めていきます。地域づくりを通じて、隣近所や地域の人たち同士での関わりを深め、孤立する人をつくらない地域づくりを進めます。

(1) 交流活動の促進

様々な活動を通して、地域住民同士が集まり、多様な人たちが交流できる地域での交流事業や居場所づくりの活動を促進します。活動の中心となる自治会に対し、必要に応じた支援を行い、地域活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域の行事に積極的に参加し、様々な人たちとの交流を深めましょう。
- ・ 地域行事への参加を身近な人に呼びかけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し交流できる行事を企画しましょう。
- ・ 地域行事への参加が少ない高齢者や障がいのある人に声をかけ、参加を促しましょう。
- ・ 様々な広報媒体を活用して積極的な外部発信を行い、参加者・ボランティアを集めましょう。
- ・ 各地域で広報活動や支援者のネットワーク等を活用しながら人材を確保するとともに、関係団体と連携を取りながら事業を実施しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し、交流できるような機会を提供していきます。
- ・ 地域活動の中心となる自治会に対し、必要に応じて運営に関する相談や研修等の支援を行います。
- ・ イベントの内容や開催の時間帯の見直しなどの検討を行い、より参加しやすいものにしていきます。

●主な関連施策

- 世代間交流事業の実施
- 各地区交流センターまつり等のイベント開催
- 街なか子育てひろば交流事業の開催
- 障がい者等との交流事業の実施
- 学校開放日の実施
- 自治会への支援

(2) 地域の資源を活用した地域づくり

地域内の既存施設を有効活用することにより、交流活動を促進します。また、民間の事業所や企業、大学等と連携を図るなど地域活動の活性化を進めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 公民館や集会所、学校等の地域の既存施設を、積極的に利用しましょう。
- ・ 大学や企業の地域貢献活動の情報を取得しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 公民館や集会所、学校等の地域の既存施設を、地域の交流や団体活動の場として、積極的に活用しましょう。
- ・ 事業所・企業や学校、大学等に対してボランティアの参加を呼びかけましょう。
- ・ 事業所・企業や学校、大学等を巻き込んだイベントを企画しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 交流センター、福祉センター、人権啓発センター等の身近な施設の利用促進に取り組みます。
- ・ 民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
- ・ 企業や大学等と連携し、地域福祉活動の活性化を図ります。
- ・ 地域、企業、大学等、多くの主体が参加できるイベント等を企画します。

●主な関連施策

- 交流センター、福祉センター等地域施設の利用促進
- 人権啓発センターの利用促進
- 学校施設の活用支援
- 大学との連携事業

活動目標1 地域における交流活動の促進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
中央公民館・各地区交流センターまつり (まちづくり推進課、生涯学習課)	参加者数及び来場者数	455人	15,600人
街なか子育てひろば地域交流事業 (保育課)	交流事業への参加者数	152人	35,000人
人権啓発センターの利用促進 (人権・同和政策課)	年間利用者数	4,748人	13,000人
地域活動への参加状況	市民アンケート調査で、地域活動に「進んで参加・協力している」、「機会があれば参加・協力している」と回答した割合	34.7%	70%



活動目標 2 地域ネットワークの拡大

現状と課題

地域課題が多様化・複雑化する中、地域課題の解決に向け、地域で活動する関係者間の緊密な連携が、これまで以上に求められています。

団体ヒアリング調査では、複合化した問題の解決をするためには、各組織間の連携をより一層強化することの必要性が指摘されています。特に、困っている人を把握するため、飯塚市社会福祉協議会や福祉事業所、自治会などが連携することの重要性が指摘されています。

取り組みの方向性

地域福祉ネットワーク委員会と地区(校区)社会福祉協議会を中心としながら、民生委員・児童委員、地域包括支援センターや医療・介護関係機関等多くの福祉関係者との連携を深め、地域の福祉ニーズを的確に捉えるとともに、様々な情報を適切に共有し、適切かつ迅速な支援やサービスの提供につなげます。

また、地域福祉に寄与している関係機関、団体間の連携を強化するとともに、福祉関係以外の機関や団体との連携も積極的に進め、地域全体の福祉機能の向上を図ります。



(1) 困っている人を支える協力体制の強化

地区(校区)社会福祉協議会や地域福祉ネットワークの活動への支援を積極的に行い、ボランティアやNPO法人等の活動や事業所等の見守り活動と連携を強化します。また、これまで連携できていなかった団体ともつながりをつくり、困っている人を支えるネットワークを広げていきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・身近な地域での助け合い活動に積極的に参加しましょう。また、助けを求めることは自助のちからが身につけていることの証です。困ったときに「助けて」といえるちからを身につけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・小地域福祉活動を推進し、地域の困りごとや、その解決策等を話し合う機会をつくりましょう。
- ・福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・飯塚市社会福祉協議会と連携し、地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で要支援者を支えるネットワークの機能強化に努め、小地域での福祉活動を活性化します。
- ・地域包括支援センター、医療・介護関係者、民生委員をはじめとする地域の関係者等とも緊密な連携のうえ、要支援者の早期発見・早期対応に努めます。
- ・地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室、社会福祉協議会権利擁護センターやボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センターや医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。
- ・地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。
- ・地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。

●主な関連施策

- 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援
- 地域包括ケア体制の推進
- 事業所等が行う安否確認活動との連携

(2) 地域全体での協力体制の充実

地域において様々な活動団体が相互に結びつき、互いに協力し合うことで活動の充実を図ることができるよう支援を行います。また、行政との連携により、施策との調整や、情報提供や相談等の協力を行い、誰一人取り残さない福祉のまちづくりの取り組みを進めていきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域の活動へ積極的に参加し、協力・相談して取り組みを進めていくことのできる関係を広げていきましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域で活動する団体、ボランティア、NPO等が集まり、交流する機会をつくりましょう。
- ・ 団体間の相互の関係性を強化し、相互に協力し合いながら、活動を活発化させていきましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域で活動する団体、ボランティア、NPO等が相互に協力できる機会を提供します。
- ・ 福祉関係団体・機関等との情報共有体制づくりに努めるとともに、事例の検討等を行い、相談体制の強化に努めます。

●主な関連施策

- 団体間のネットワーク構築(既存会議等の整理・集約含)
- 障がい者自立支援ネットワークの運営

活動目標2 地域ネットワークの拡大の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
地域包括ケアにおける医療と介護の連携 (高齢介護課)	多職種連携研修会、5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会、市民公開講座年間延べ参加者数	1,576人	1,900人
事業所が行う安否確認活動 (高齢介護課)	事業所数	40事業所	50事業所

活動目標 3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり

現状と課題

経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。生活上の困難を抱える人の多くは、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があります。地域の見守りを充実させることにより課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備などが必要となってきました。

しかし、地域での見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員も高齢化しており、業務の負担感が増えています。さらに、見守りを行ううえでも、認知症や認知症の人の徘徊等の情報が不足しており、児童虐待の把握についても非常に困難になっています。

取り組みの方向性

隣近所や自治会などにおいて、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯等、地域で支援が必要な人を複数の地域住民らで見守る活動を支援します。住民の生活の中の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有できるような環境を整え、住民が助け合いながら、ボランティア、NPO、専門職等と連携し、解決に向けた取り組みが行えるよう、専門的な支援の充実を図ります。複雑化・多様化した課題を抱えた中で、適切な支援を受けることができていない人を行政や関係機関・関係団体・地域組織・地域住民の連携により把握し、適切な支援につなげるためのしくみづくりを進めます。

また、中・長期的な支援が必要とされる場合に、本人と支援者がつながり続けることができるアプローチを行うことで伴走支援ができる体制を整えます。



(1) 見守り体制の強化

地域の福祉課題の早期発見等に向け、地域内での見守り活動等を促進するため、意識の啓発や関係づくり等の支援に取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 自分ひとりでできないことは、行政や隣近所の人たちや民生委員・児童委員に支援や手助けをお願いしましょう。
- ・ 地域内での見守り活動に理解を示し、可能な限り協力しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。
- ・ 地域の中での困りごとを見つける機能を強化するとともに、関係機関と情報共有、連携し、地域で解決できる方法を見つけましょう。
- ・ 関係団体は活動を行いながら、訪問時の声かけや異常を感じたときの通報など、見守り活動に寄与しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会が行う小地域福祉活動を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員の行う、見守り活動を支援します。
- ・ 制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

●主な関連施策

- 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動の支援
- 民生委員・児童委員の活動支援
- まちづくり協議会運営支援

(2) 人に寄り添った支援の推進

希望しているのに職に就けていない人や生活困窮等の多様化する生活課題を抱えている人に対し、適切に支援をすることができるよう、支援体制の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 支援が必要な場合には、民生委員・児童委員や行政機関に相談しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 問題を抱えた家庭に対して、関係機関と連携しながら支援を進めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 生活困窮者等に対する相談窓口を設置し、具体的な問題解決の検討を行います。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、就学・就職支援など、本人や家族に寄り添った支援を行います。
- ・ 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- ・ 住宅確保要配慮者に対し、関係団体・関係機関が連携しながら、住宅確保のための支援を行います。
- ・ 地域住民や様々な関係機関と協働し、生活困窮者が早期に支援が受けられ、自立に向かえるよう継続的な支援を行います。

●主な関連施策

- 生活困窮者等に対する相談窓口の設置及び関係機関との連携
- 要保護児童支援事業の実施
- 要援護者の状況把握



活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくりの計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク (高齢介護課)	登録者数	86人	100人
民生委員・児童委員の認知度 (社会・障がい者福祉課)	市民アンケート調査で、「地区の民生委員・児童委員を知っている」と回答した割合	26.7%	50%
「手助けできる」と思うこと	市民アンケート調査で、地域で「安否確認の声かけ」を手助けできると思うと回答した割合	65.2%	70%
	市民アンケート調査で、地域で「高齢者の見守り」を手助けできると思うと回答した割合	41.0%	70%



基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標1 情報提供体制の充実

現状と課題

現在、市や飯塚市社会福祉協議会では、市役所等の窓口のほか広報紙やホームページ、またはパンフレット等を通じて、福祉サービスに関する情報を提供しています。

市民アンケート調査の結果では、福祉に関する情報を「入手できている」と回答したのは約3割で、「入手できていない」と回答したのは約4割となっています。また、情報の入手方法では、若い世代ではインターネットやホームページの割合が高くなっています。

年齢層や対象者の特性に対応した、多様な手段による情報提供体制の充実が求められています。情報化社会の進展により、情報入手方法が多種多様化していることから、ICT⁶の発展に伴う新たな情報発信の手段の検討が求められます。

取り組みの方向性

広く市民に福祉に関する情報を届けられるよう、効果的な情報発信を行います。誰もが福祉サービスについて理解でき、必要としている人が適切にサービスを利用することができるよう市民に周知します。

地域住民が地域活動へ参画したり、地域福祉に関する理解を深めるためには、誰もが見やすくわかりやすいと感じる発行物の作成が必要不可欠となっており、広報紙の作成等に当たっては、ユニバーサルデザイン⁷の視点を踏まえます。

⁶ 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」と訳される。電子メールでのやりとり、インターネットでの通販等、人同士のコミュニケーションを手助けする技術のこと。

⁷ 身体能力の違いや年齢、性別、国籍に関わらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと。

(1) 福祉に関する情報発信の充実

あらゆる媒体を活用し、適切でわかりやすい内容で福祉に関する情報発信に努めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 広報紙や回覧板、ホームページなどから、福祉に関する情報を積極的に取得しましょう。
- ・ 福祉に関して必要としている情報がある場合は、積極的に関係機関の窓口に伝えましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員など、地域で相談支援に携わる人は、支援を必要とする人へ情報提供を行いましょ。
- ・ 地域で活動する団体やボランティアは、その活動内容に関する情報を支援が必要とされる人へ届くよう工夫し、適切な形で情報発信するよう心がけましょ。
- ・ SNS等を使い、福祉情報や講座・セミナーの開催を広く周知ましょ。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 広報誌、ホームページ、パンフレット、SNSなどで、福祉に関する情報提供を充実させるとともに、わかりやすい文章や文字の大きさ、音訳など、情報の受け手の特性に合わせて情報提供を工夫ましょ。
- ・ 障がいのある人や高齢者、外国人に配慮した情報提供を図りましょ。刊行物の作成にあたり、ユニバーサルデザインの考え方を意識し、誰にでも読みやすくわかりやすいものにましょ。
- ・ 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、より多くの人目に届くよう努めましょ。
- ・ 情報の入手や理解が困難な人には、適切な形での情報提供を行いましょ。
- ・ 情報を必要とする人に確実かつ効率よく情報提供を行うため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会、ネットワークを活用ましょ。

●主な関連施策

- 「広報いいづか」、ホームページによる情報提供
- パンフレットやガイドブックの作成・配布等
- 発行物のバリアフリー⁸化

⁸ 障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア(障壁)を取り除くこと。

(2) 多様な情報提供体制の構築

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めるため、多様な情報提供体制の構築に取り組みます。ICTを活用した情報機器の普及など情報提供の手法の幅が広がる中、市が発信する情報について、情報発信の手段や方法等について検討します。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持ちましょう。
- ・ パソコン、スマートフォン等の情報通信機器の操作方法を身につけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ サービスやイベント等の情報について、多様な媒体を活用しましょう。
- ・ 紙媒体に加え、SNS等やICTを活用した新たな広報活動を行いましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 必要とする情報を住民が適宜入手しやすいように、SNS等も活用し、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ より多くの人々が地域福祉を知り、様々な支援等が受けられるように、ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等を検討し、利便性の向上に努めます。
- ・ ICTを利用できない人には、電話や往復はがき等の郵便を活用するなど、多様な形態を選択できるように配慮します。

●主な関連施策

- SNSによる情報発信
- ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等の検討
- 高齢者へのスマートフォン購入支援事業の実施

活動目標1 情報提供体制の充実の計画目標

事業名	指標の考え方	実績 (年度)	目標 (2032年度)
福祉に関する情報を十分に入手しているか	市民アンケート調査で、「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合	30.6%	70%

活動目標 2 包括的な支援体制の構築

現状と課題

既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられ、そのような場合、社会的に孤立し、自ら助けを求められない状況にあることが多くあります。

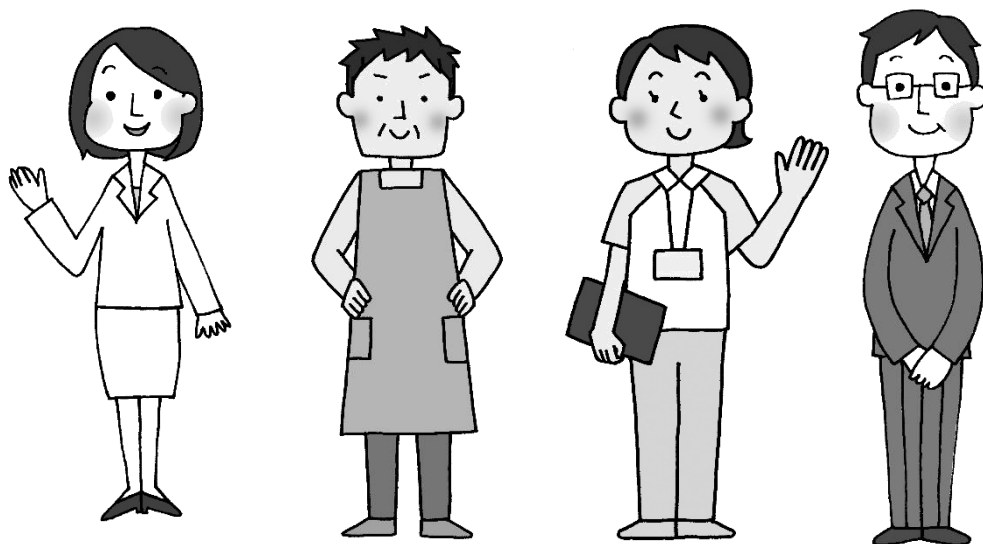
団体ヒアリング調査においても、そうした人をどのように支援に結びつけるかということが指摘されています。上記のような問題に関しても、地域の団体と福祉団体が連携することで、早期に発見、支援につなげることができるのではないかと指摘がされています。

また、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査においても、気軽に相談でき、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が期待されています。

取り組みの方向性

属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめる、いわゆる「断らない相談支援」を実施する包括的な相談支援体制の構築が求められています。

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



(1) 断らない相談支援体制の構築

住民に相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携や役割の理解に努めます。子育て、介護、生活困窮、障がいなど複合的な課題を抱える世帯の相談を、多機関の協働により包括的に受けとめるための相談体制を整えます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 心配ごとや困りごとは周囲の人や相談窓口等に相談しましょう。
- ・ 民生委員・児童委員等、身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談できるようにしましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めましょう。
- ・ 小地域での福祉活動等において、生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭等、自ら相談に行ったり支援を求めたりすることが困難な人を発見した場合、行政との情報共有や連携を行い、適正な支援につなげるよう努めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 市役所の相談窓口をはじめ地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室等、相談できる場所や内容についての周知を図ります。
- ・ 相談窓口の担当職員や、地域で相談支援に携わる人たちに対して研修を行い、知識や技能の向上を図ります。
- ・ 要支援者を包括的に支援していくため、保健・医療・福祉の連携に努めるとともに、庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築を図ります。
- ・ 生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭について、関係する団体との情報の共有、役割分担、継続的な支援のあり方を検討しながら、多機関協働による支援を行います。

●主な関連施策

- 重層的支援体制整備の検討
- 相談員派遣等事業の実施
- 各種支援センター事業の実施
- 相談員等研修の実施
- 各窓口と関係機関との連携
- 庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築
- 多機関協働事業の体制整備に向けた検討

(2) 福祉サービスや支援の一層の充実

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、利用者のニーズを適切に把握するとともに、サービスを提供する職員に対する研修等を実施することにより、サービスの質的向上や苦情相談の対応の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努めましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。
- ・ 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの充実に努めましょう。
- ・ 利用者からの苦情相談の対応の充実に努めましょう。
- ・ 日常生活自立支援事業により、高齢化や障がい等の理由により判断能力が衰えても、地域で安心して過ごせるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行いましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスに関わる苦情相談の対応の充実に努めます。
- ・ 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- ・ 福祉サービス事業所職員等に対する研修の充実に努めます。
- ・ サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用して事業者を選択するよう住民へ啓発します。

●主な関連施策

- 苦情相談への適切な対応
- 福祉サービスに係る職員研修の実施

活動目標2 包括的な支援体制の構築の計画目標

事業名	指標の考え方 (担当課)	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
高齢者・障がい者・児童の各種相談支援事業	「地域包括支援センター」における相談件数 (高齢介護課)	8,652件	増加 ※相談件数を伸ばすことではなく、相談において必要な人に必要なサービスが届くことが目標。ただし、窓口を知らない人が一人でも多く窓口を知り、サービスにつながることを目指して「増加」とする。
	「障がい者基幹相談支援センター」における相談件数 (社会・障がい者福祉課)	16,452件	
	「家庭児童相談室」における相談件数 (子育て支援課)	4,117件	
	「生活自立相談室」における相談件数 (生活支援課)	770件	
サックス相談	相談件数 (男女共同参画推進課)	146件	
悩みや不安の相談先	市民アンケート調査で、「相談先がない・わからない」と回答した人の割合	12.9%	減少
福祉サービスを利用して不都合や不満を感じたことがあるか	市民アンケート調査で、「不都合や不満を感じたことがある」と回答した人の割合	10.3%	減少

活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進

現状と課題

本市では、平成26年度に「飯塚市地域防災計画」を策定し、この計画に基づき総合的な防災対策に取り組んでおり、災害時の避難行動要支援者の把握や支援体制づくりを進めています。

市民アンケート調査の結果では、地域における災害対策について、「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」「支援を必要とする人々への支援体制の整備と地域での情報共有」「防災教育・防災訓練の実施」といったことが必要だと認識されています。しかし、防災訓練に参加している人の割合は非常に低くなっています。

自主防災組織の設置を進めていますが、住民の防災意識が広がっていない地区があり、すべての自治会での設置はされていない状況にあります。

また、地域において避難行動要支援者の把握を進めていますが、避難行動要支援者名簿の個人情報への取扱いに苦慮している状況にあります。また、災害時に避難をすることができない人をどう救うのか、どこまで行うのか、さらに、交通手段がないため避難させる方法がないといった問題も浮上しています。

取り組みの方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の強化と充実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識、防犯意識の向上に向けた取り組みを進めます。

(1) 権利擁護体制の充実

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護に向けた日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての知識を身につけ、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の権利擁護に関わる制度の利用が必要な人がいたら、利用につなげましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 関係機関と連携し、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎます。
- ・ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会・権利擁護センターと連携して、成年後見制度等の関連制度の周知と利用促進を図ります。
- ・ 権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成に取り組みます。
- ・ 関係機関等のネットワークを活用し、判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人などの利用ニーズを早期に把握し、早期支援に努めます。
- ・ 成年後見人制度に関する事務の迅速化や関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 制度利用に係る費用を負担することが困難な方に対しても、その費用の全部または一部を助成します。
- ・ 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいや認知症のある人など、乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- ・ あらゆる人の人権擁護に向け、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待の防止に向けた取り組みを推進するとともに、被害に悩む人を救済するための取り組みを進めます。併せて、虐待を行った主体の背景を探り、根本的解決を目指します。

●主な関連施策

- 成年後見制度等の周知
- 市民後見人の養成
- 虐待防止体制の充実

(2) 災害時支援体制の充実

地域とのつながりが希薄化する中で、地域が持っていた防災や防犯についての対応力は低下しています。近年、各地で大きな災害が発生しており、大きな地震や大雨災害などの災害に対して、市と地域が協力しながら防災・減災に向けた取り組みを行うことが不可欠となっています。誰もが安心して暮らすことができるよう、防災・減災体制の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 日頃から災害情報に注意を払い、非常持出品、避難経路、避難場所、連絡方法などを確認しておきましょう。
- ・ 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係を築きましょう。
- ・ 地域の防災訓練に積極的に参加・協力しましょう。
- ・ 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

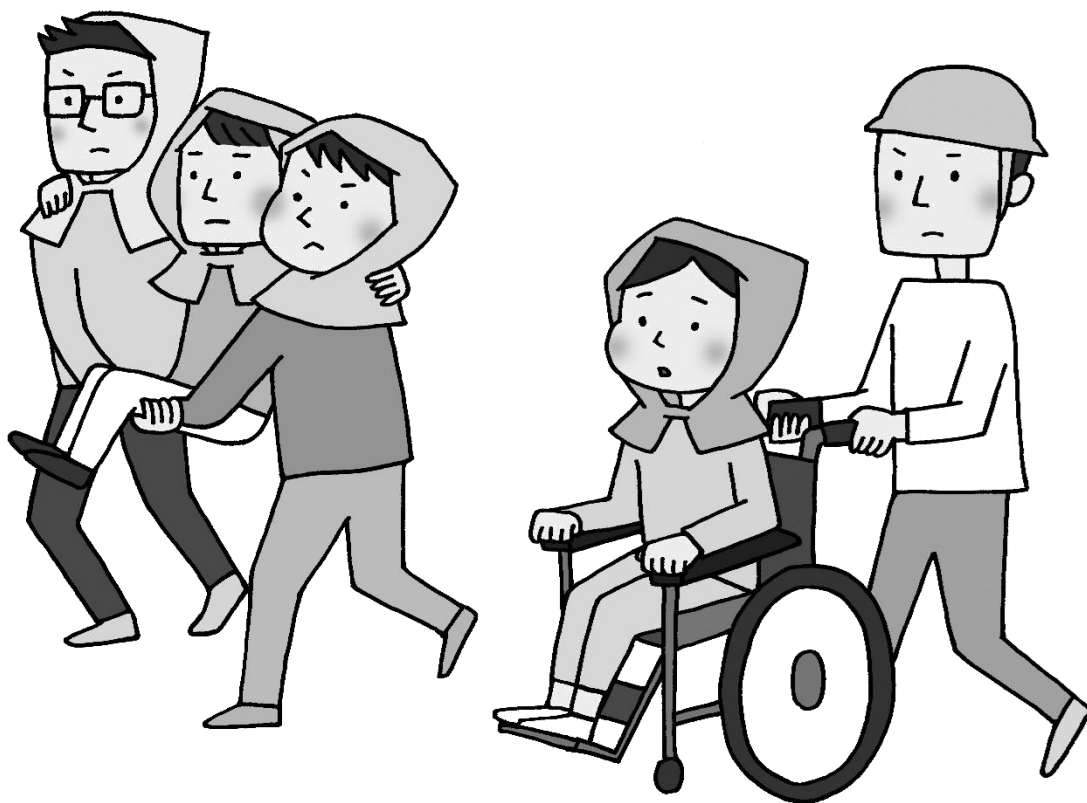
- ・ 防災や減災のための学習会や防災訓練を開催し、積極的に参加して、地域での防災意識を高めましょう。
- ・ 自主防災組織の設置に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害時に支援し合える体制を整えましょう。
- ・ 災害時には、要支援者に対する避難援助等の支援に協力しましょう。
- ・ 災害時に飯塚市社会福祉協議会が設置・運営する災害救援ボランティアセンターの活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・ 行政との協働により、避難行動要支援者の把握に取り組みましょう。
- ・ 避難行動要支援者の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制をつくりましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。
- ・ 自主防災組織に対して、組織の運営や避難訓練の実施等を支援します。また、自主防災組織未設立の自治会に対し、設立に向けた支援を行います。
- ・ 福祉避難所の運営について、災害時の円滑な避難を可能とする体制を整えます。
- ・ 災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。
- ・ 移動が困難な人が避難所へ避難する際の移動手段を検討します。
- ・ 個別避難計画を作成します。
- ・ 避難所での盗難や性的犯罪などが生じないよう、防犯対策を講じます。
- ・ 介護が必要な高齢者、障がいのある人が安心して避難所で滞在できる環境づくりを講じます。

●主な関連施策

- 自主防災組織の設置及び活動への支援
- 避難行動要支援者及び避難所における要配慮者に対する支援対策
- 避難行動要支援者の把握、要支援者情報の管理・共有体制の整備
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備



(3) 防犯体制の充実

防犯意識を高めるための啓発事業を進め、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを進めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法について関心を持ち、被害に遭わないようにしましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域や関係団体が連携して、自主防犯組織の設置や、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。
- ・ 市民の防犯意識高揚を図るため啓発活動を行います。
- ・ 地域における地域防犯活動の支援に取り組みます。

●主な関連施策

- 消費生活センターとの連携
- 防犯意識の啓発(少年相談センターによる非行防止事業)



(4) 再犯防止の推進

出所者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、理解促進のための広報・啓発とともに、住まい・就労・保健医療・福祉等による多角的な支援を展開します。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域の更生保護活動について、理解を深めましょう。
- ・ 罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守りましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 更生保護活動について、理解を深めましょう。
- ・ 出所者に対して、住まいや就労に係る相談を市と連携して進めるとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援事業をはじめとする福祉的支援につなぎましょう。
- ・ 社会を明るくする運動を推進しましょう。
- ・ 保護司会と連携した支援を推進しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 再犯防止に対する取り組みを総合的に進めます。
- ・ 出所者に対して、住まいや就労に係る相談を社協と連携して進めるとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援事業をはじめとする保健医療・福祉的支援につなげます。
- ・ 保護司等と連携した活動に取り組みます。
- ・ 犯罪や非行防止と更生に関する住民の理解を促進するため、関係機関、地域の関係団体と連携し、広報・啓発に取り組みます。
- ・ 社会を明るくする運動を推進します。

●主な関連施策

- 生活困窮者自立支援事業による支援の推進
- 社会を明るくする運動の推進
- 保護司会と連携した支援の推進

活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
成年後見制度における市長申立 (高齢介護課、 社会・障がい者福祉課)	市長申立件数	高齢 3件 障がい 2件	高齢 15件 障がい 5件
成年後見制度について	市民アンケート調査で、「名前も制度の内容も知っている」と回答した人の割合	25.6%	50%
自主防災組織の設立・強化支援 (防災安全課)	自主防災組織カバー率(自主防災組織のある地区の世帯数/総世帯数)	73.53%	100%
防災に関する取り組みの状況	市民アンケート調査で、「最寄りの避難場所を把握している」と回答した人の割合	70.7%	100%
飯塚市消費生活センター相談事業 (まちづくり推進課)	相談件数	1,154件	1,200件
再犯防止に関する取り組みの認知度について	市民アンケート調査で、「再犯防止の取り組みを知っている」と回答した人の割合	25.7%	50%

第 5 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内調整機能の構築

この計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ人権、男女共同参画、教育、防災等多方面にわたる全庁的な取り組みが必要となるため、すべての関係課または関係機関と連絡・調整を図る庁内体制について検討します。ここにおいて、新しい福祉課題に対する取り組みや、様々な形で市に挙げられてきた地域福祉に関する問題、意見、要望等について、調整・協議を図ります。また、市の関係部局がそれぞれの事業などにおいて、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、計画の全庁的な推進を図っていきます。

(2) 計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、公募による市民の代表者や福祉関係団体の代表者、学識経験者等の委員で構成する「飯塚市地域福祉推進協議会」において、年度ごとの事業の進捗状況を点検していきます。

(3) 計画の周知・広報

この計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を周知し、行動を喚起していくことが必要です。

このため、全市民に向けて広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知していきます。

(4) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主人公は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していきます。

資料編

1 飯塚市地域福祉推進協議会への諮問

4 飯福社第 56 号
令和 4 年 4 月 18 日

飯塚市地域福祉推進協議会
会長 小賀 久 様

飯塚市長 片 峯 誠

第 3 期飯塚市地域福祉計画の策定について（諮問）

飯塚市地域福祉推進協議会規則（平成 19 年飯塚市規則 49 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、第 3 期飯塚市地域福祉計画の策定にあたり貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

地域福祉計画に関する事項

2 諮問理由

平成 25 年 3 月に策定（平成 30 年 3 月改訂）した「第 2 期飯塚市地域福祉計画」の計画期間が、令和 4 年度末を以て終了するため、新たに「第 3 期飯塚市地域福祉計画（令和 5 年度～令和 14 年度）」を策定するにあたり、貴協議会に意見を求めるもの。

2 飯塚市地域福祉推進協議会からの答申

令和5年3月10日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市地域福祉推進協議会
会長 小 賀 久

第3期飯塚市地域福祉計画（案）について（答申）

令和4年4月18日付け4飯福祉第56号で諮問のありました第3期飯塚市地域福祉計画について、地域の福祉課題等の状況を把握し、市民のご意見等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

本協議会としては、飯塚市がこの答申を踏まえ、本答申に示す計画の基本理念、基本目標、活動目標、取り組みの方向性などを十分に尊重するとともに、市民、各種団体、事業者等と行政が協働することにより、地域共生社会が実現されることを期待します。

記

1 審議の結果

第3期飯塚市地域福祉計画については、別添案のとおり策定されることが必要であると判断します。

2 審議の経過

本協議会は令和4年4月18日を初回とし、全7回の会議を開催し、慎重に審議を行いました。その概要は次のとおりです。

回	開催日	内容
1	令和4年4月18日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画策定スケジュールについて (2)市民アンケート調査について (3)団体ヒアリングシートについて
2	令和4年5月20日	(1)市民アンケート調査票について (2)ヒアリング団体先について (3)団体ヒアリングシートについて
3	令和4年9月29日	(1)協議会スケジュールについて (2)第3期飯塚市地域福祉計画の令和3年度推進状況について (3)市民アンケート調査の結果、市民団体ヒアリングの結果について

回	開催日	内容
4	令和4年10月25日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画の骨子(案)について
5	令和4年12月20日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集(案)について (3)第5回協議会以降のスケジュール(案)について
6	令和5年1月16日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第6回協議会以降のスケジュールについて
7	令和5年2月28日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集結果について (3)第3期飯塚市地域福祉計画(案)の答申について

3 飯塚市地域福祉推進協議会委員

会 長	小賀	久
副会長	坂本	毅啓
委 員	櫻木	千津子
委 員	松原	則子
委 員	大久保	律子
委 員	友松	和恵
委 員	高岡	備子
委 員	宮田	朋子
委 員	吉良	安子
委 員	浅田	なおみ
委 員	岡松	美千代
委 員	大塚	民也
委 員	山田	清子
委 員	渡邊	福
委 員	安永	勝利
委 員	長谷部	経宜
委 員	阿波	秋子
委 員	白瀧	登美子

3 飯塚市地域福祉推進協議会委員名簿

区 分	所属団体等	役職等	氏 名	
学識経験者	北九州市立大学	教授	(会 長) 小賀 久	
		准教授	(副会長) 坂本 毅啓	
社会福祉関係者	飯塚市民生委員・児童委員協議会	理事	宮田 朋子	
	NPO 法人いづか障害児者団体協議会	理事長	吉良 安子	
	NPO 法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会	理事	長谷部 経宜	
	飯塚市社会福祉協議会	課長	岡松 美千代	
市民団体等	飯塚市自治会連合会	理事	大塚 民也	
	飯塚市老人クラブ連合会	副会長	山田 清子	
	いづか男女共同参画推進ネットワーク	代表	渡邊 福	
	部落解放同盟飯塚市協議会	書記長	安永 勝利	
	飯塚市ボランティア連絡協議会	副会長	浅田 なおみ	
	地区社協・地域福祉 ネットワーク委員会	(飯塚地区)	委員	櫻木 千津子
		(穂波地区)	委員	松原 則子
		(筑穂地区)	委員	大久保 律子
		(庄内地区)	委員	友松 和恵
		(颯田地区)	委員	高岡 備子
市民代表	市民公募委員		阿波 秋子	
			白瀧 登美子	

4 飯塚市地域福祉推進協議会規則

○飯塚市地域福祉推進協議会規則

平成 19 年 4 月 1 日

飯塚市規則第 49 号

改正 H30—23

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、飯塚市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 地域福祉に関する総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画に関する事項
- (3) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域福祉に関し必要な事項

(H30—23 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 市民団体等の代表
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の再任は、これを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人情報の保護及び漏えいの防止に万全を期さなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会・障がい者福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

5 市民アンケート調査の結果

1. 実施概要

- 調査対象者 : 令和4年5月26日現在、飯塚市に住んでいる18歳以上の方
- 対象者数 : 3,000人
- 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間 : 令和4年6月17日～令和4年7月31日
- 調査方法 : 郵送配布－郵送による回答及びWEBによる回答を併用
(礼状兼協力依頼ハガキを1回発送)

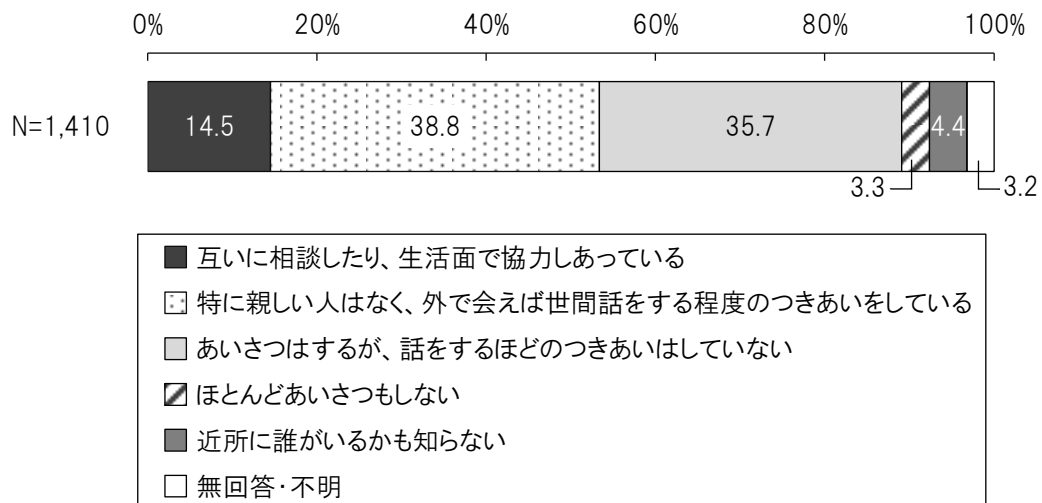
2. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回答率
3,000件	1,410件 ・ 郵送による回答 : 1,280件 ・ WEBによる回答 : 130件	47.0%

(1) 「地域」とのかかわりについて

(問 10) 近所つきあいについて

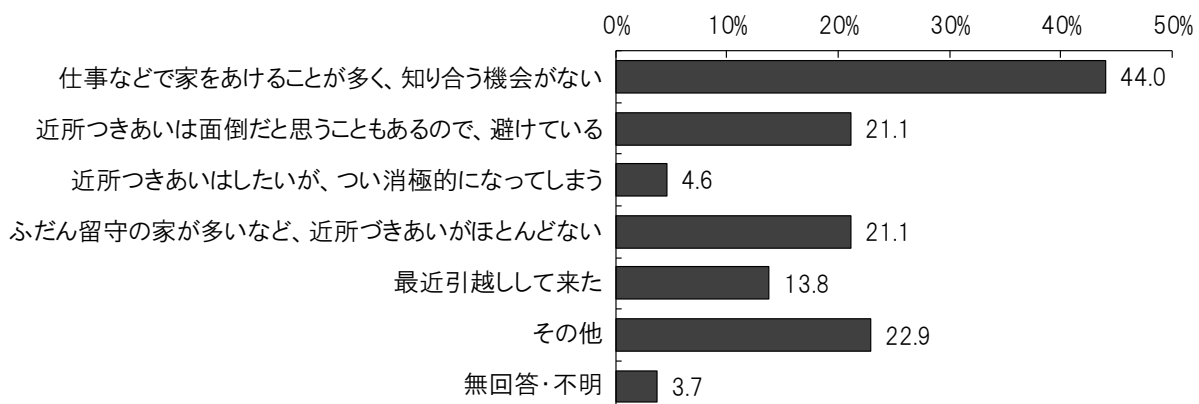
近所の人とのつきあいについて聞いたところ、「特に親しい人はなく、外で会えば世間話をする程度のつきあいをしている」が 38.8%で最も高くなっています。次いで「あいさつはするが、話をするほどのつきあいはしていない」が 35.7%、「互いに相談したり、生活面で協力しあっている」が 14.5%で続いています。



(問 10-1) つきあいをしていない理由

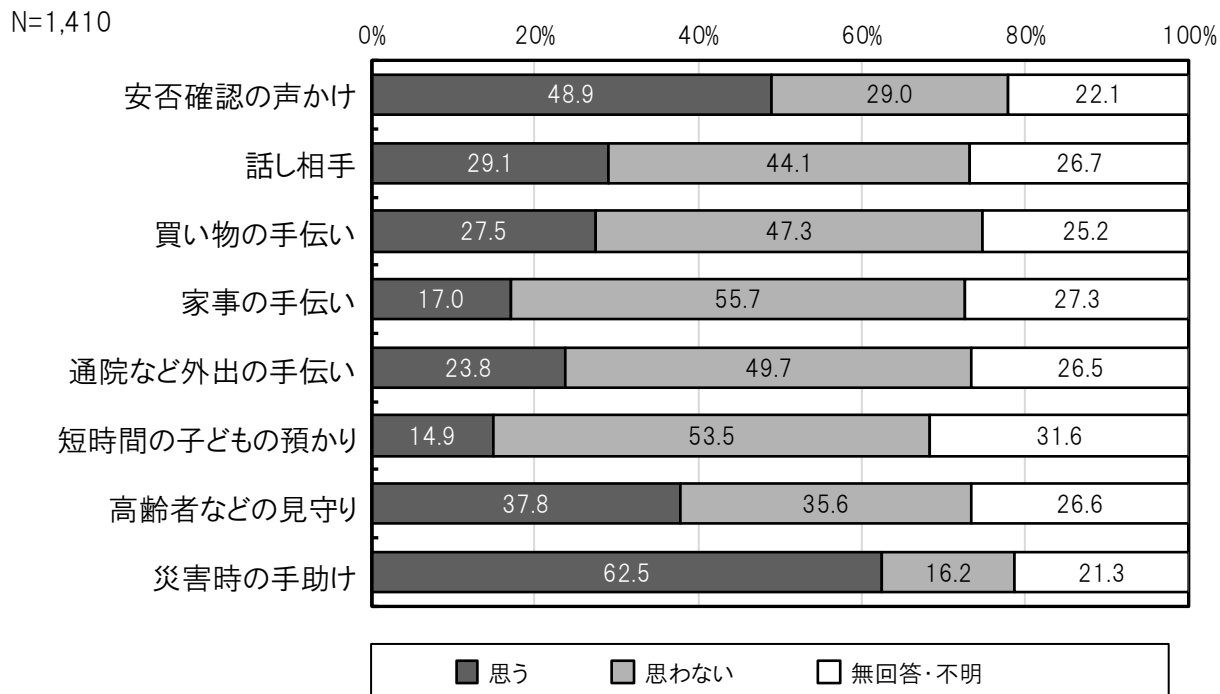
つきあいをしていない理由を聞いたところ、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が 44.0%で最も高くなっています。次いで「近所つきあいは面倒だと思ってしまうことあるので、避けている」、「ふだん留守の家が多いなど、近所づきあいがほとんどない」が 21.1%、「最近引越しして来た」が 13.8%で続いています。

N=109



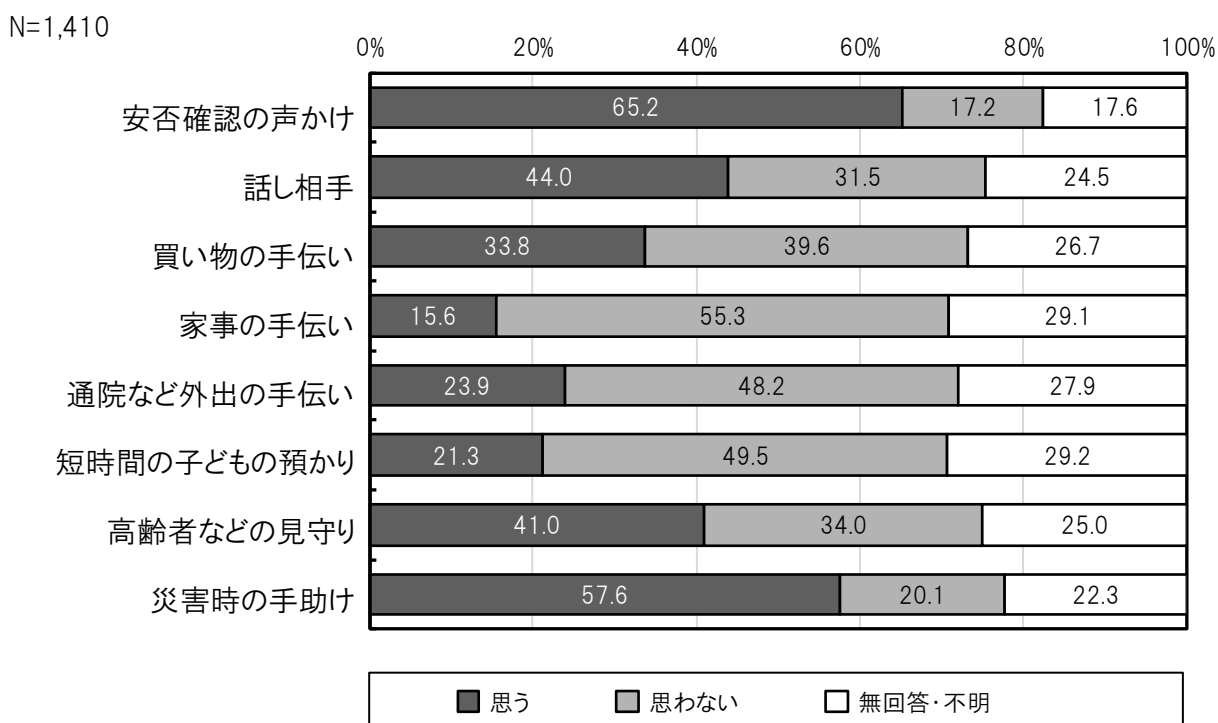
(問 11-①) 「手助けをしてほしい」と思うこと

地域で「手助けをしてほしい」と思うことについて聞いたところ、「思う」の割合が高くなっているのは、「災害時の手助け」(62.5%)、「安否確認の声かけ」(48.9%)となっています。「思わない」の割合が高くなっているのは、「家事の手伝い」(55.7%)、「短時間の子どもの預かり」(53.5%)、「通院など外出の手伝い」(49.7%)となっています。



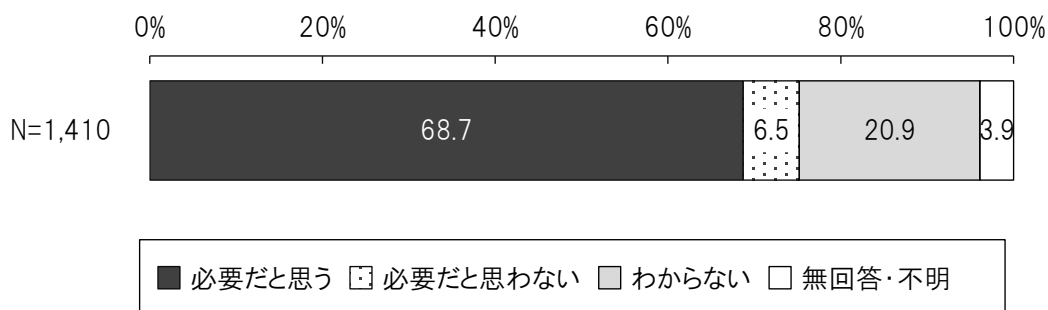
(問 11-②) 「手助けできる」と思うこと

地域で「手助けできる」と思うことについて聞いたところ、「思う」の割合が高くなっているのは、「安否確認の声かけ」(65.2%)、「災害時の手助け」(57.6%)、「話し相手」(44.0%)となっています。「思わない」の割合が高くなっているのは、「家事の手伝い」(55.3%)、「短時間の子どもの預かり」(49.5%)、「通院など外出の手伝い」(48.2%)となっています。



(問 12) 地域の助け合いが必要だと思うかどうか

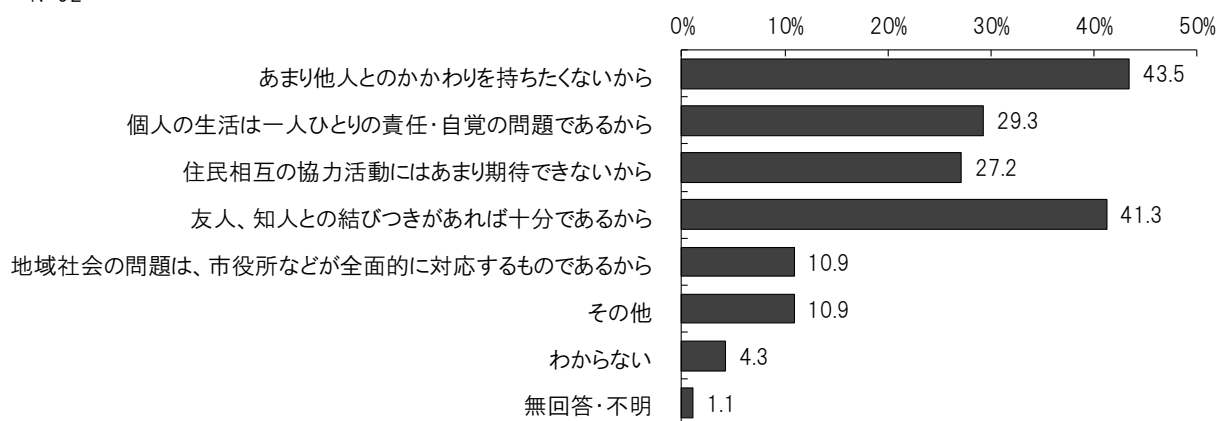
地域の助け合いが必要かどうかを聞いたところ、「必要だと思う」が68.7%、「わからない」が20.9%、「必要だと思わない」が6.5%となっています。



(問 12-1) 地域の助け合いが必要ではないと思う理由

地域の助け合いが必要ではないと思う理由について聞いたところ、「あまり他人とのかかわりを持ちたくないから」が43.5%で最も高くなっています。次いで「友人、知人との結びつきがあれば十分であるから」が41.3%、「個人の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから」が29.3%で続いています。

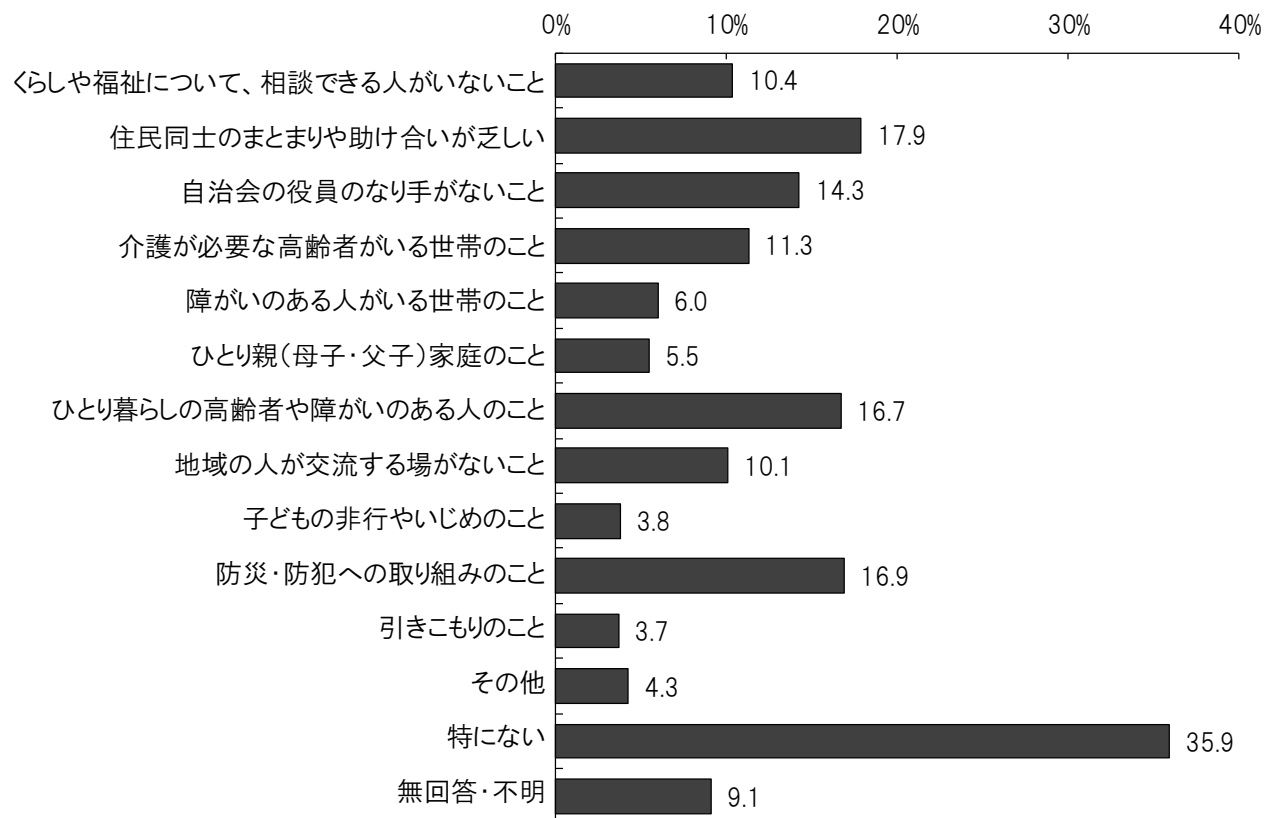
N=92



(問 13) 地域のことで困っていることや課題だと感じている問題

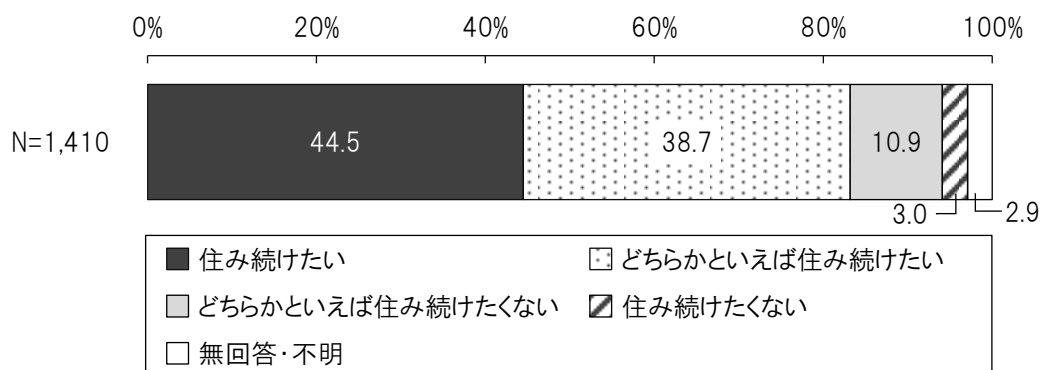
地域のことで困っていることや課題だと感じている問題について聞いたところ、「特にない」が 35.9%で最も高くなっています。次いで「住民同士のまとまりや助け合いが乏しい」が 17.9%、「防災・防犯への取り組みのこと」が 16.9%で続いています。

N=1,410



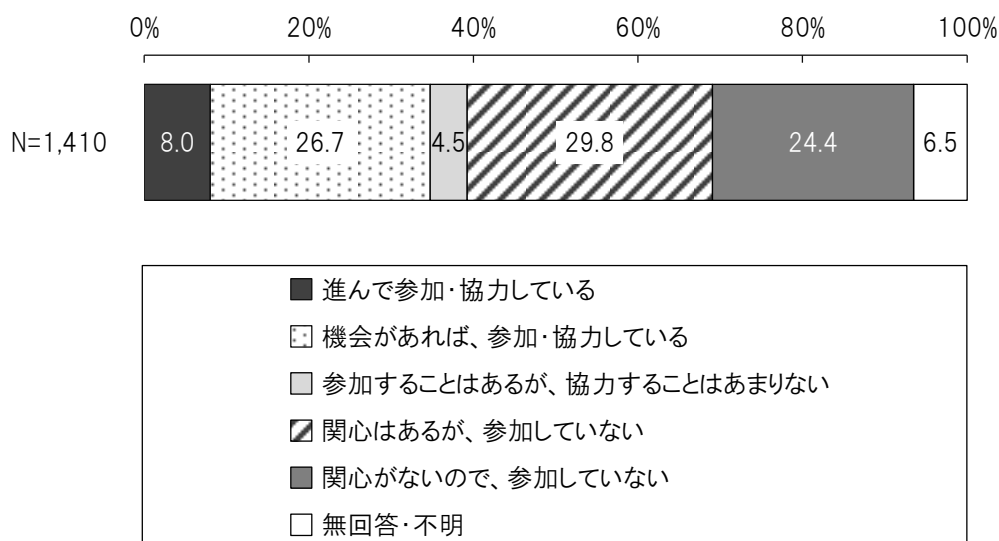
(問 14) 居住意向について

これからも現在住んでいる地域に住み続けたいと思うかどうかを聞いたところ、「住み続けたい」が 44.5%で最も高くなっています。次いで「どちらかといえば住み続けたい」が 38.7%、「どちらかといえば住み続けたくない」が 10.9%で続いています。



(問 15) 地域活動への参加状況

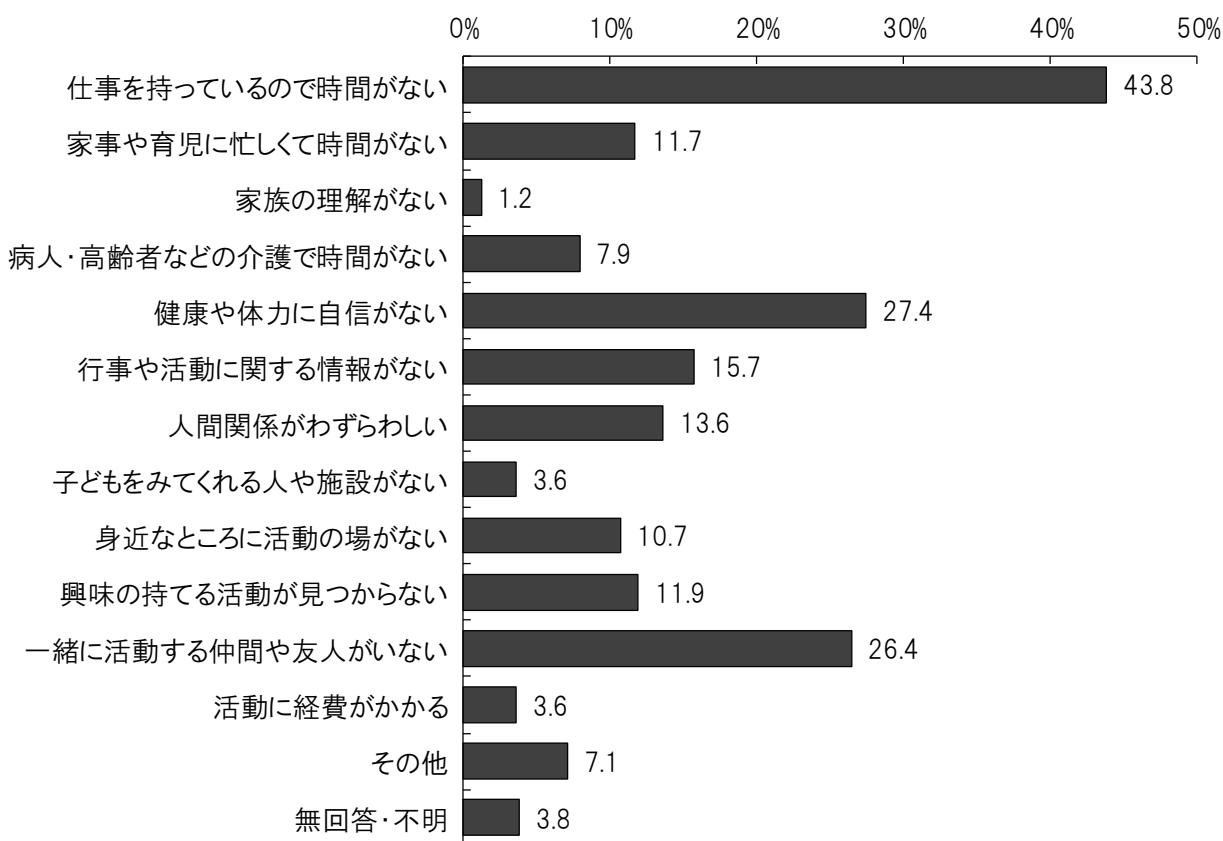
地域活動に参加しているかどうかを聞いたところ、「関心はあるが、参加していない」が 29.8%で最も高くなっています。次いで「機会があれば、参加・協力している」が 26.7%、「関心がないので、参加していない」が 24.4%で続いています。



(問 15-2) 地域活動へ参加しない理由

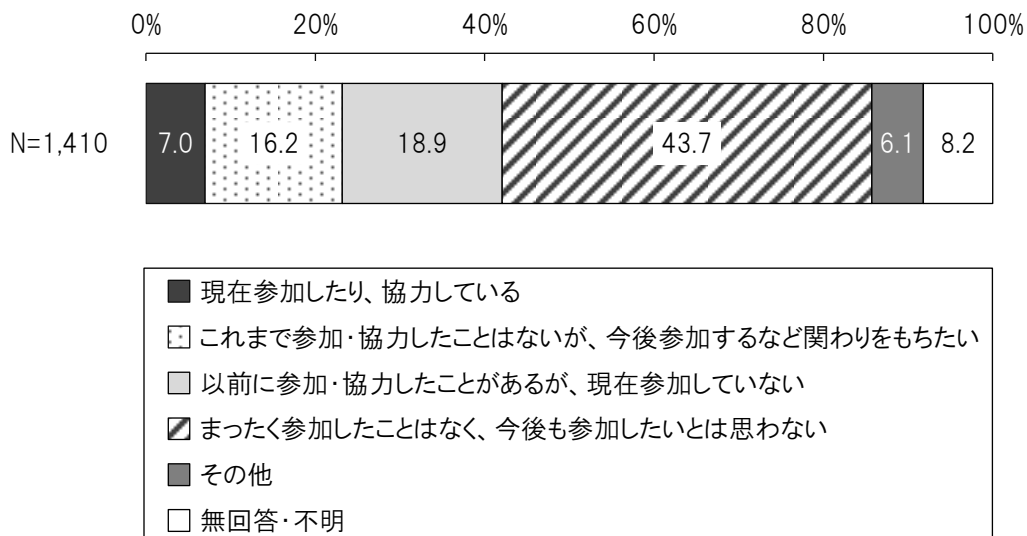
地域活動に関心はあるが参加しない理由を聞いたところ、「仕事を持っているので時間がない」が 43.8%で最も高くなっています。次いで「健康や体力に自信がない」が 27.4%、「一緒に活動する仲間や友人がいない」が 26.4%で続いています。

N=420



(問 16) ボランティア・市民活動へ参加状況

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が 43.7%で最も高くなっています。次いで「以前に参加・協力したことがあるが、現在参加していない」が 18.9%、「これまで参加・協力したことはないが、今後参加するなど関わりをもちたい」が 16.2%が続いています。

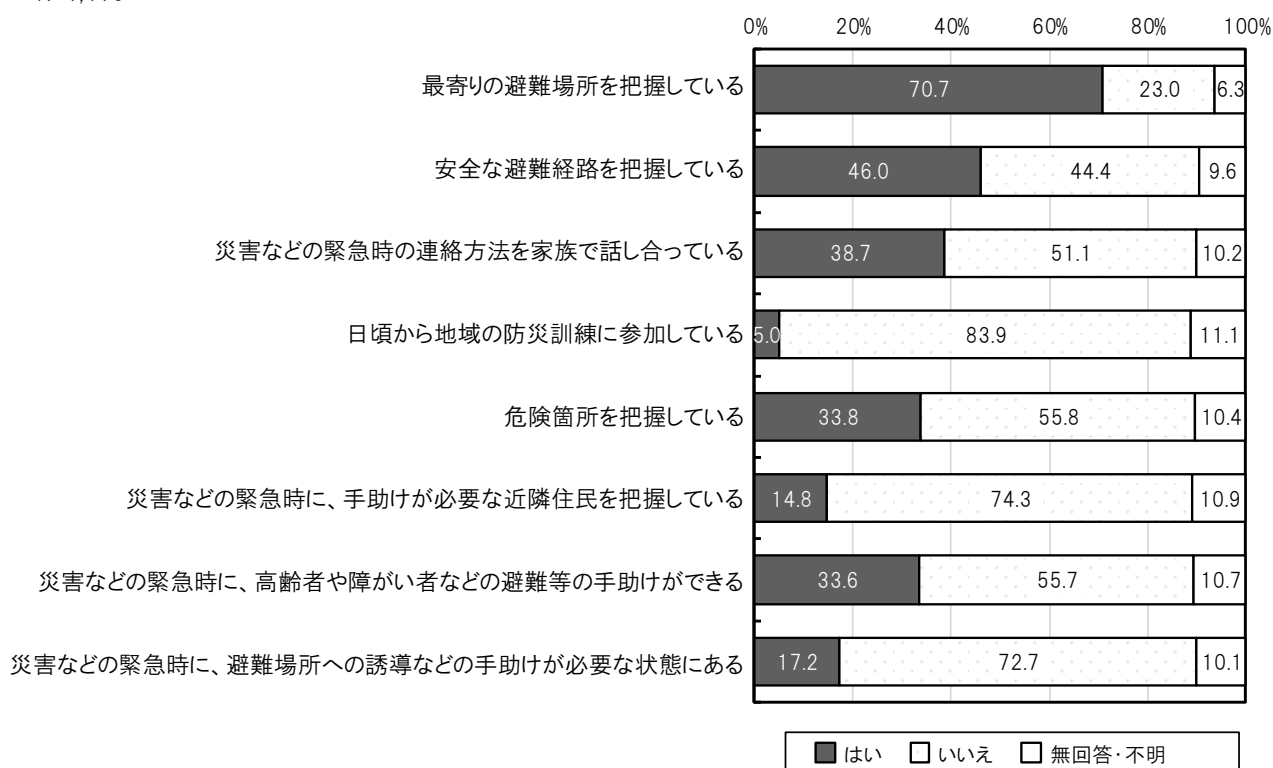


(2) 防災対策について

(問 17) 防災に関する取り組みの状況

「はい」と回答した割合が高くなっているのは、「最寄りの避難場所を把握している」(70.7%)、「安全な避難経路を把握している」(46.0%)、「災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」(38.7%)となっています。

N=1,410

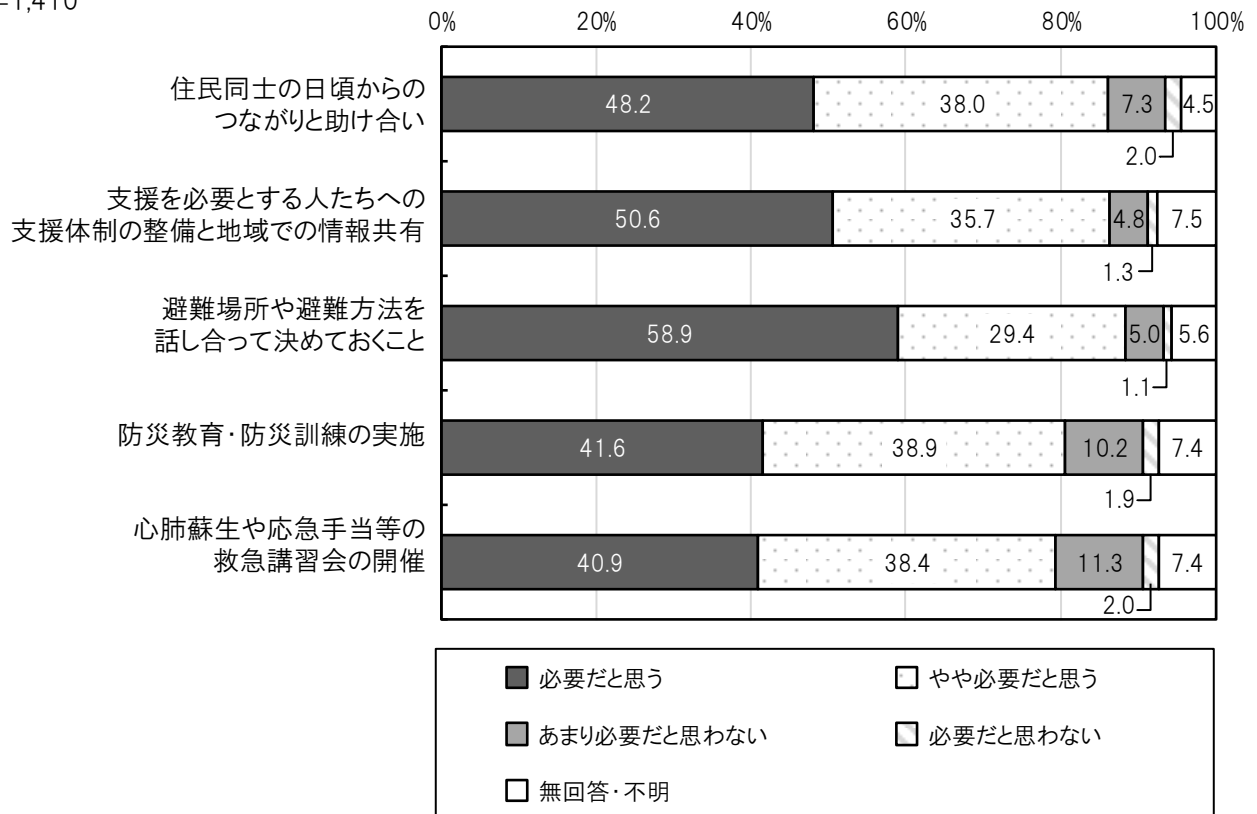


資料編

(問 18) 災害対策に必要だと思うこと

すべての項目において、「必要だと思う」と「やや必要だと思う」の合計は、8割程度となっています。

N=1,410

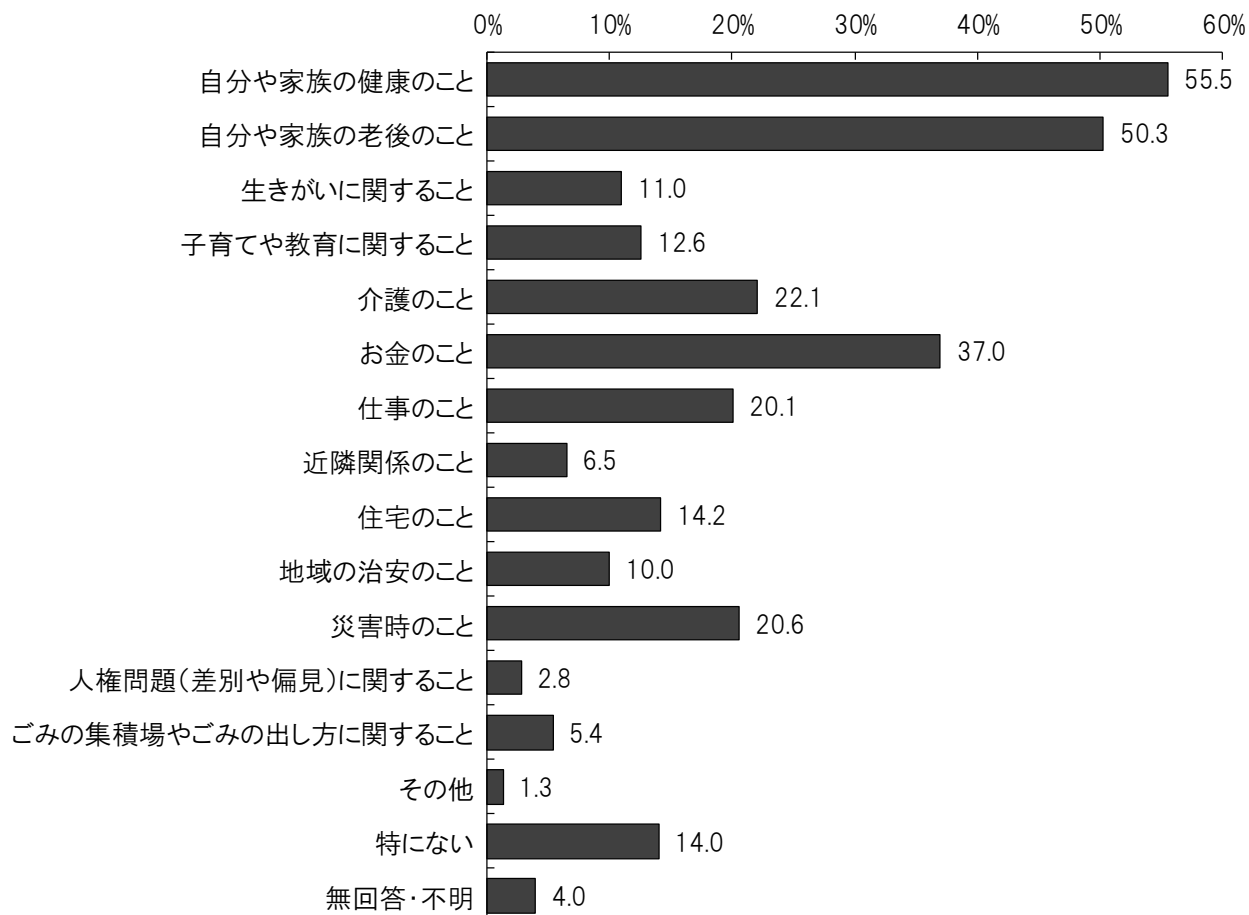


(3) 福祉政策全般について

(問 19) 日常生活における悩みや不安

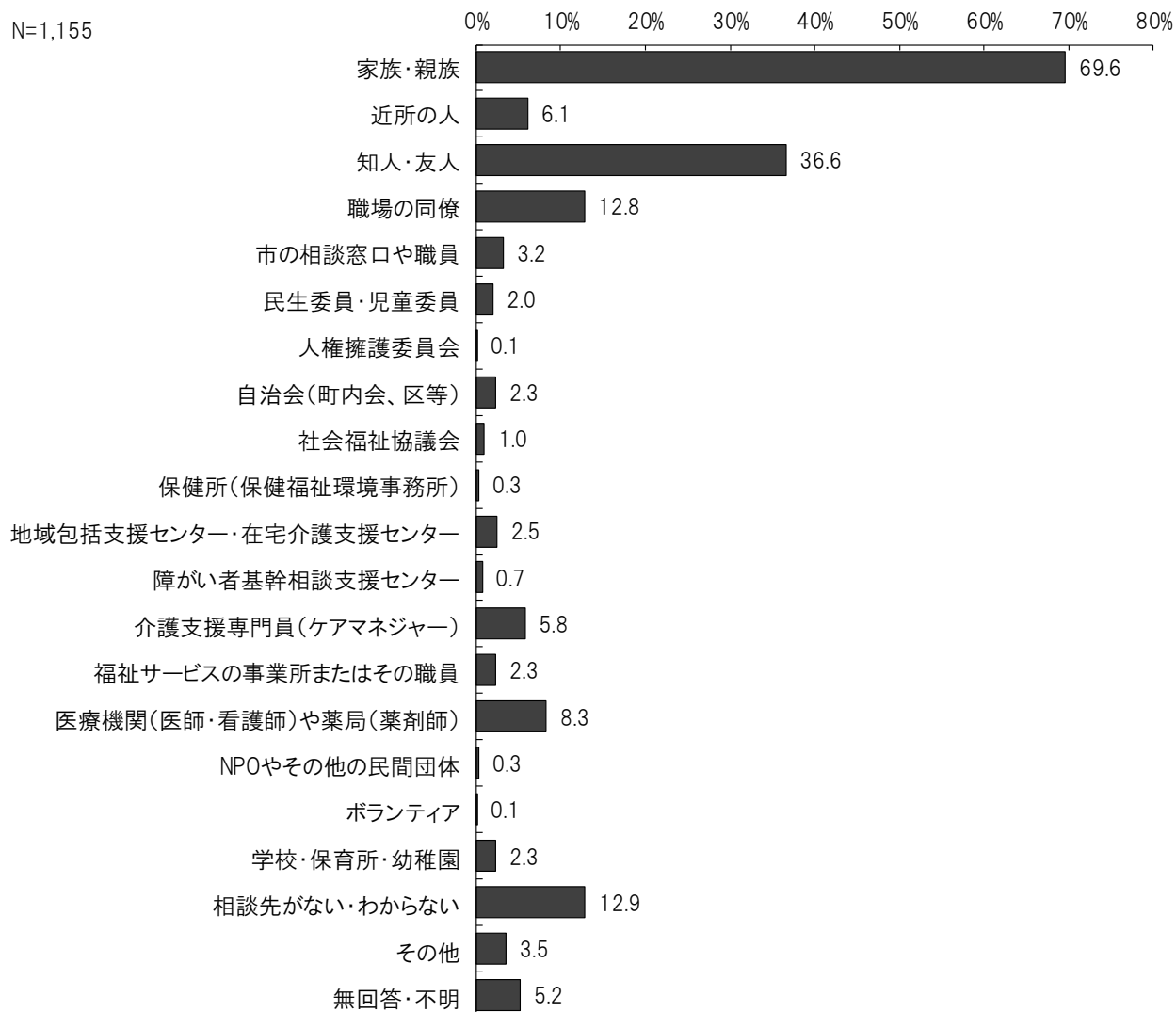
日常生活における悩みや不安があるかどうか聞いたところ、「自分や家族の健康のこと」が 55.5%を占めています。「自分や家族の老後のこと」が 50.3%、「お金のこと」が 37.0%で続いています。

N=1,410



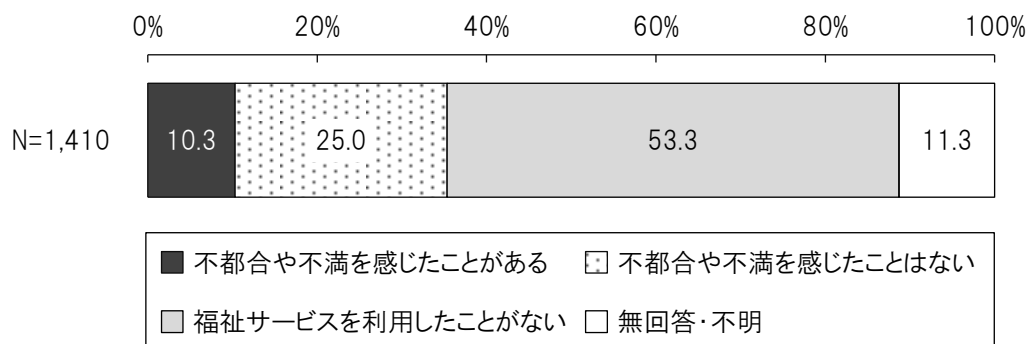
(問 19-1) 悩みや不安の相談先

悩みや不安がある人にどこに相談するかを聞いたところ、「家族・親族」が69.6%を占めています。「知人・友人」が36.6%、「相談先がない・わからない」が12.9%が続いています。



(問 20) 福祉サービスを利用して不都合や不満を感じたことがあるか

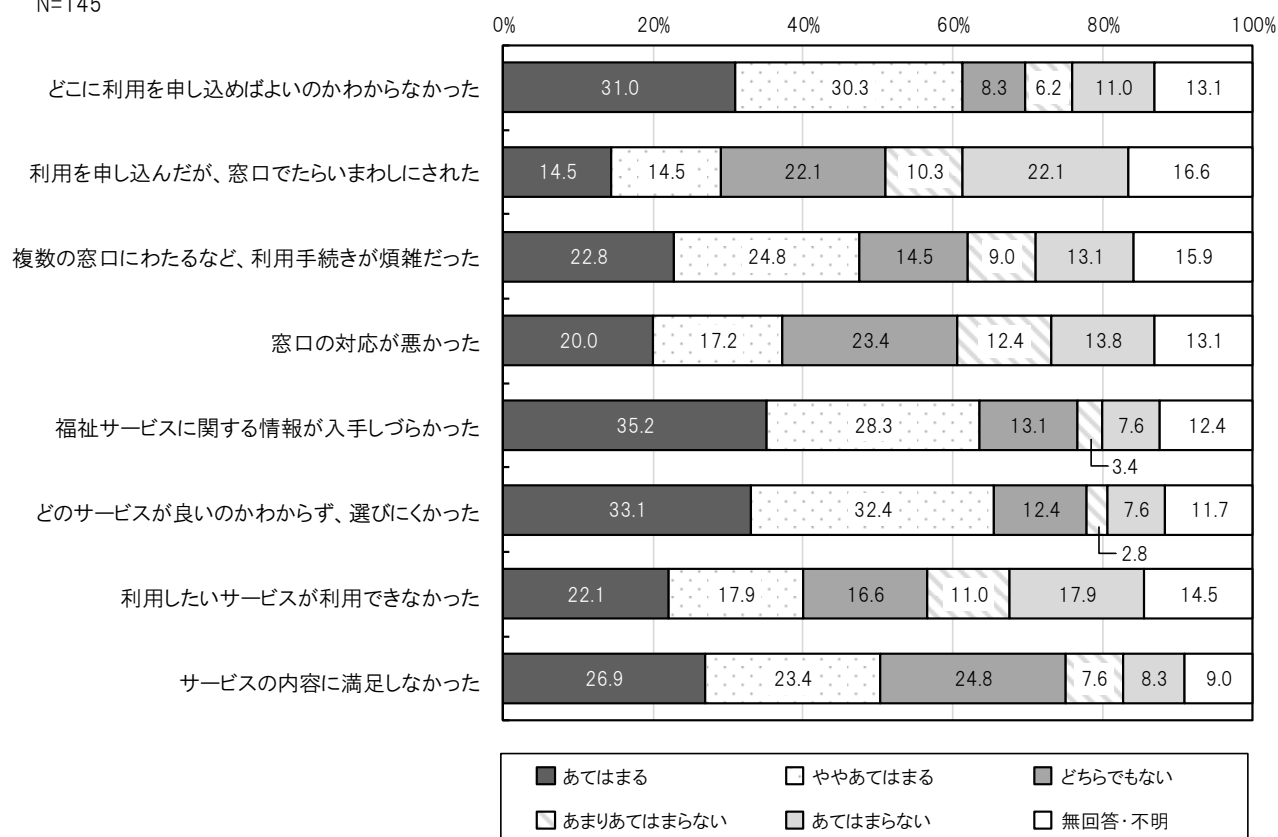
福祉サービスを利用して不都合や不満を感じたことがあるかどうかを聞いたところ、「福祉サービスを利用したことがない」が 53.3%、「不都合や不満を感じたことはない」が 25.0%、「不都合や不満を感じたことがある」が 10.3%となっています。



(問 20-1) 福祉サービスを利用したときの不都合や不満の内容

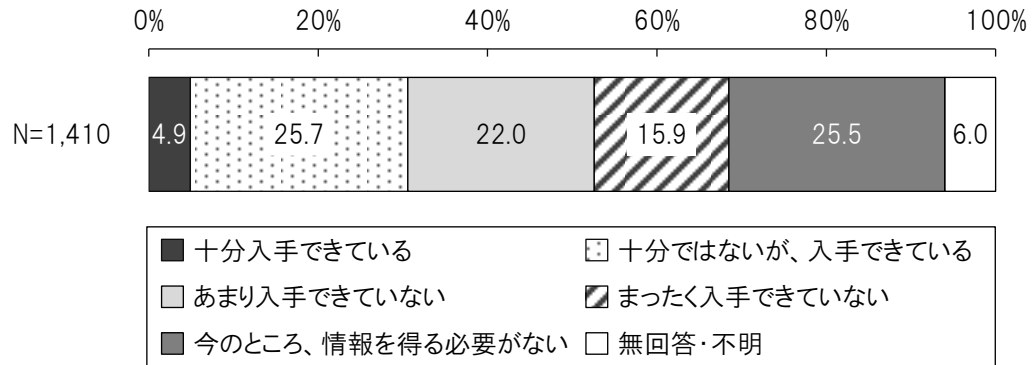
不都合や不満を感じたことのある人に、その内容を聞いたところ、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」(65.5%)、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」(63.5%)、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」(61.3%)といった項目が高くなっています。

N=145



(問 21) 福祉に関する情報を十分に入手しているか

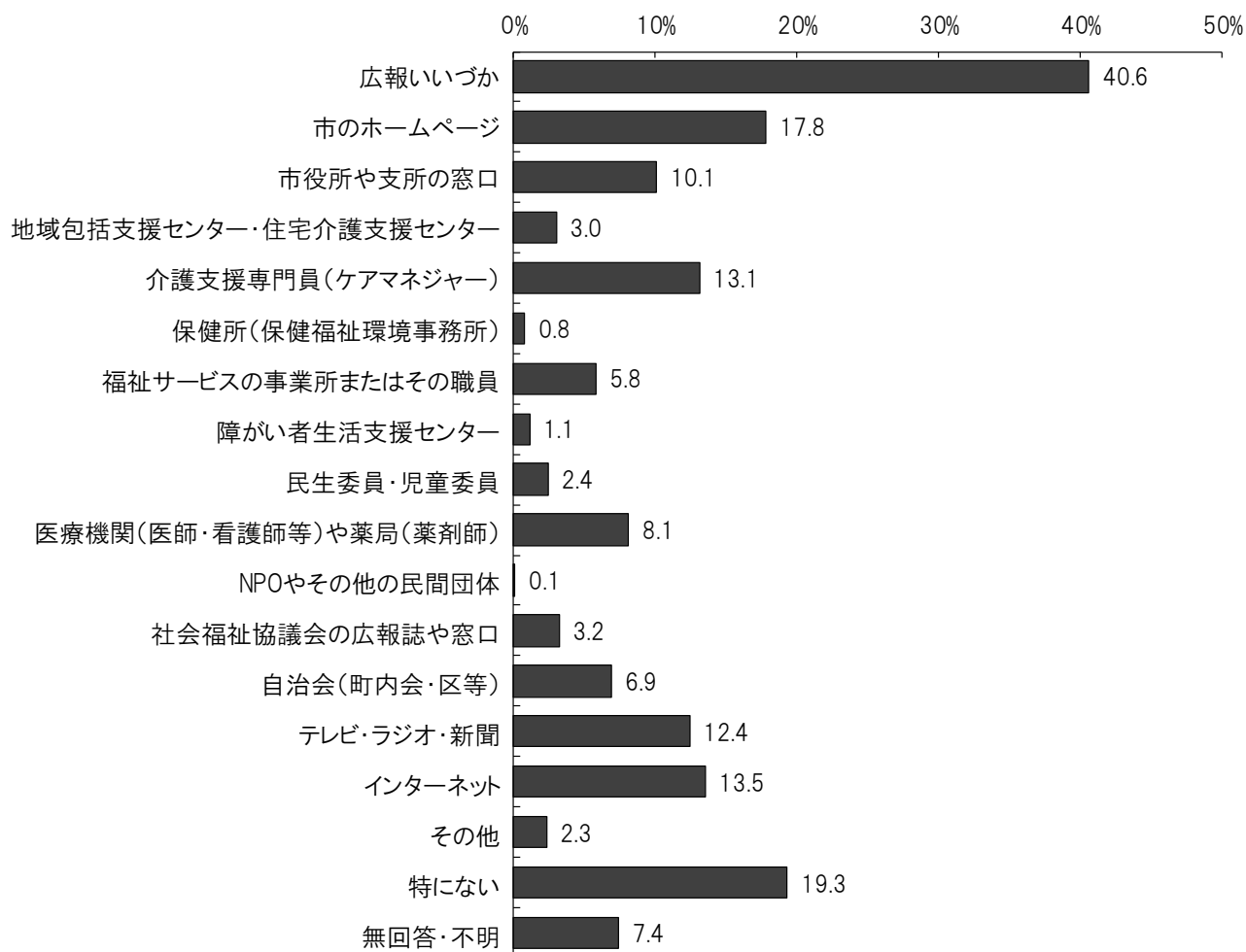
福祉に関する情報を十分に入手しているかどうかを聞いたところ、「十分ではないが、入手できている」が 25.7%、次いで「今のところ、情報を得る必要がない」が 25.5%、「あまり入手できていない」が 22.0%となっています。



(問 22) 福祉に関する情報の取得方法

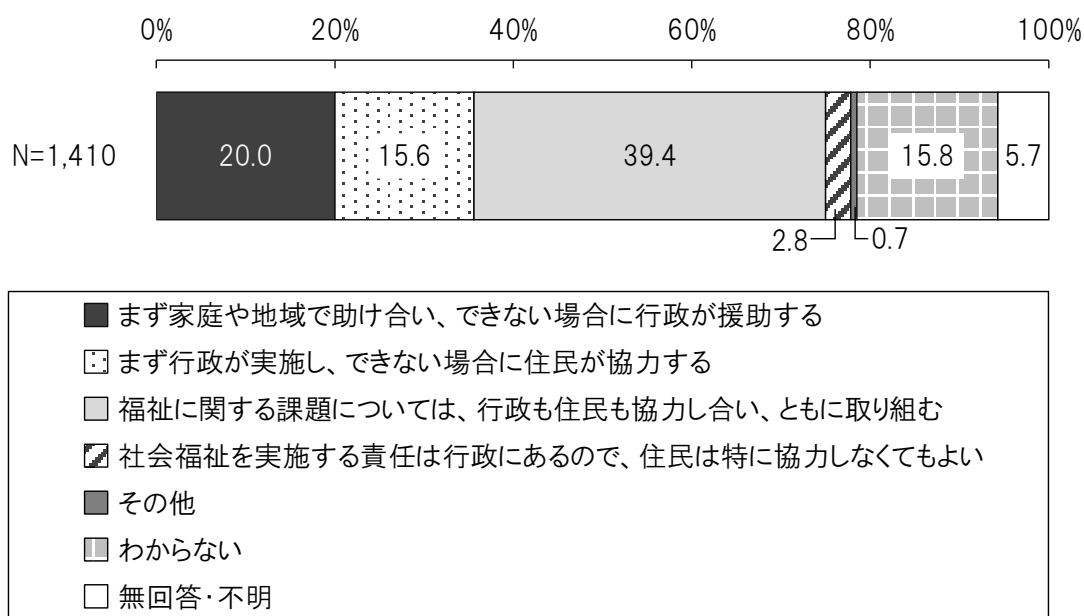
福祉に関する情報の取得方法を聞いたところ、「広報いづか」が40.6%で最も高くなっています。次いで「特にない」が19.3%、「市のホームページ」が17.8%が続いています。

N=1,410



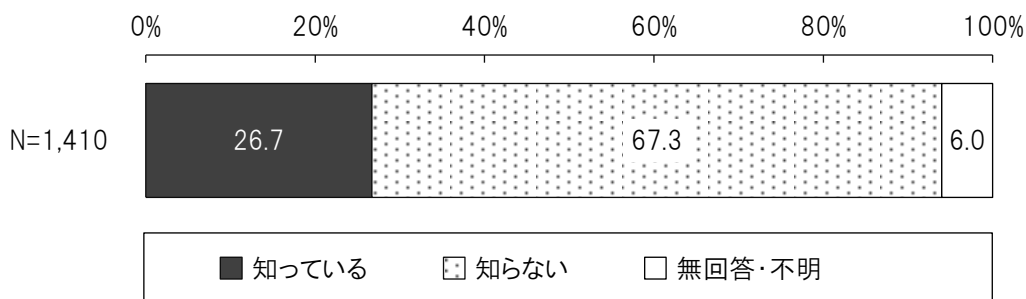
(問 23) 社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について

社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について聞いたところ、「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」が 39.4%で最も高くなっています。次いで「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する」が 20.0%、「わからない」が 15.8%で続いています。



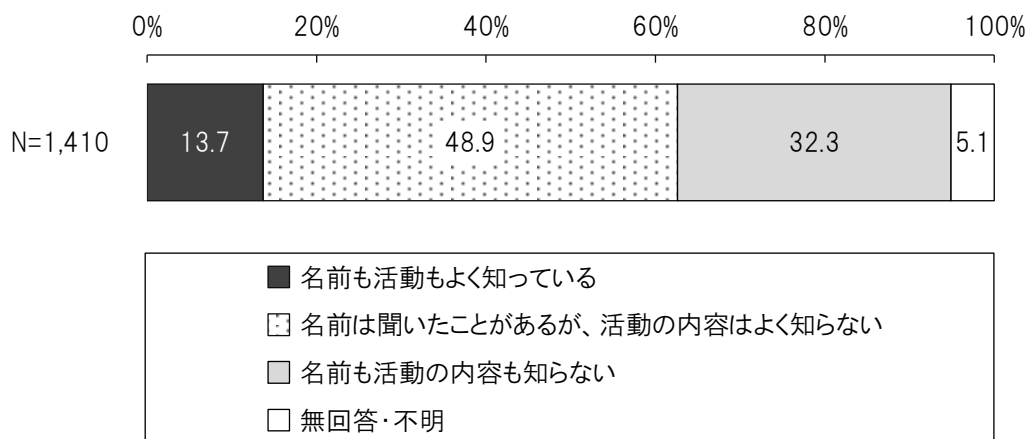
(問 24) 民生委員・児童委員の認知度

地区の民生委員・児童委員を知っているかどうかを聞いたところ、「知らない」が 67.3%、「知っている」が 26.7%となっています。



(問 25) 飯塚市社会福祉協議会の認知度

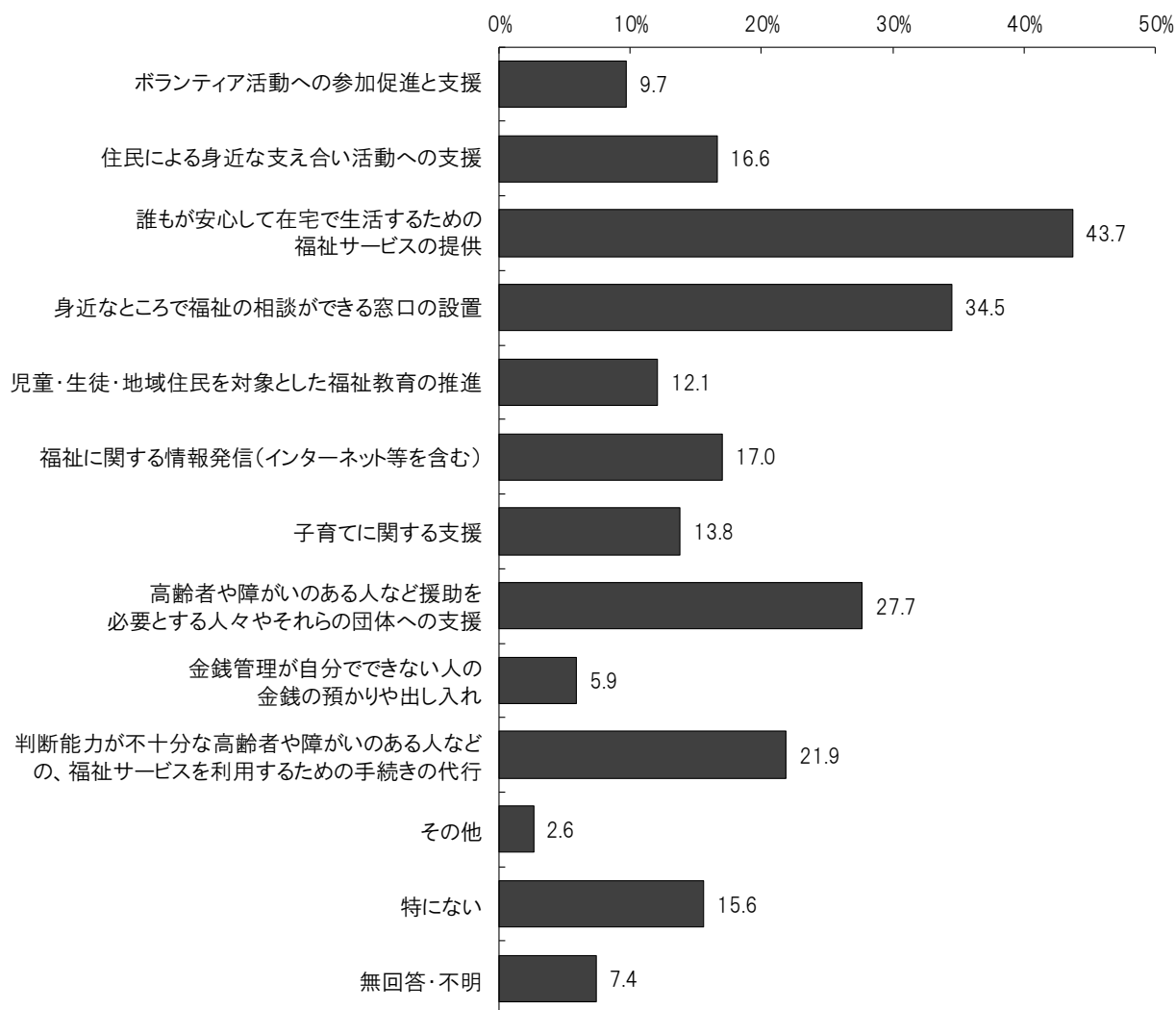
飯塚市社会福祉協議会を知っているかどうかを聞いたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が48.9%、次いで「名前も活動の内容も知らない」が32.3%、「名前も活動もよく知っている」が13.7%となっています。



(問 26) 飯塚市社会福祉協議会に充実して欲しい活動・支援

飯塚市社会福祉協議会に充実して欲しい活動・支援を聞いたところ、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの提供」が43.7%で最も高くなっています。次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口の設置」が34.5%、「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする人々やそれらの団体への支援」が27.7%が続いています。

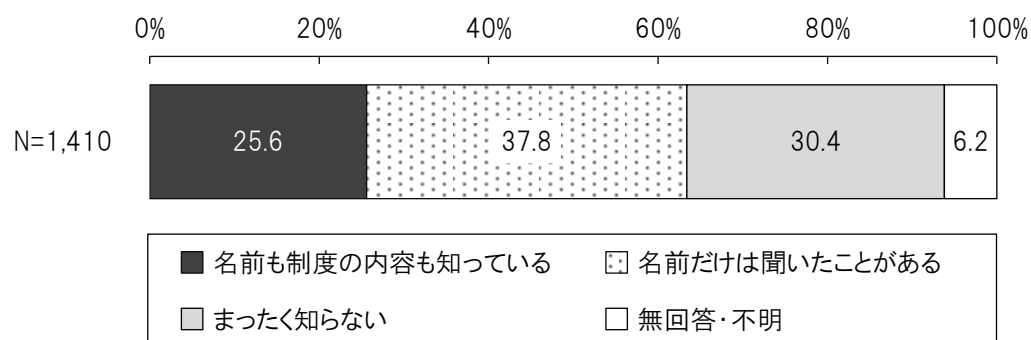
N=1,410



(4) 地域福祉に関連する福祉制度について

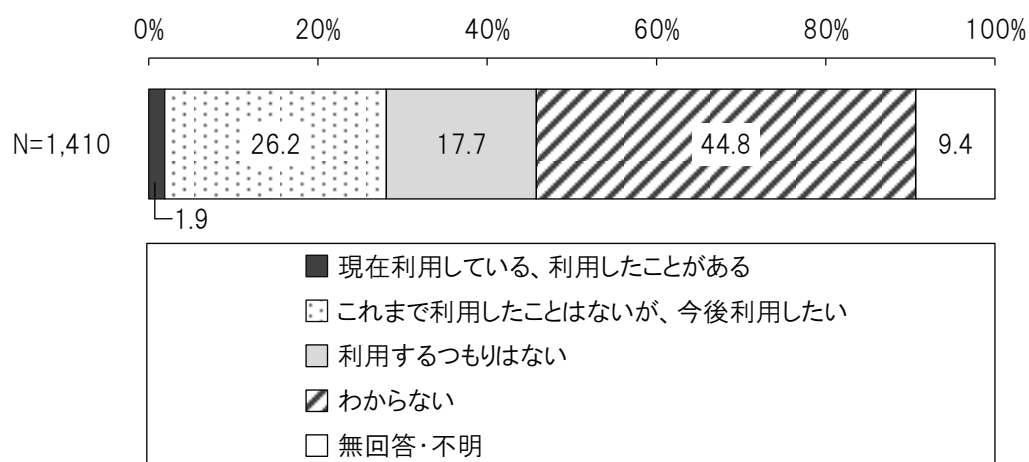
(問 27) 成年後見制度について

成年後見制度の認知度について聞いたところ、「名前だけは聞いたことがある」が37.8%、次いで「まったく知らない」が30.4%、「名前も制度の内容も知っている」が25.6%となっています。



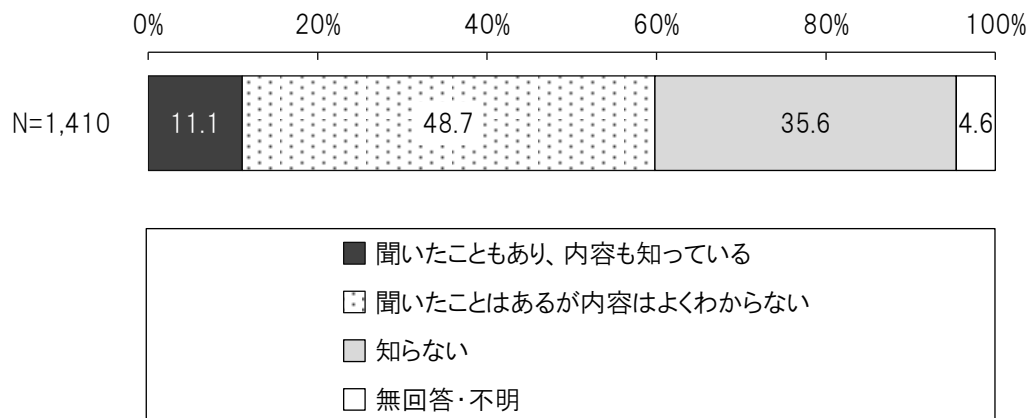
(問 28) 成年後見制度の利用意向について

成年後見制度の利用意向について聞いたところ、「わからない」が44.8%で最も高くなっています。次いで「これまで利用したことはないが、今後利用したい」が26.2%、「利用するつもりはない」が17.7%が続いています。



(問 29) 生活困窮者自立支援制度の認知度について

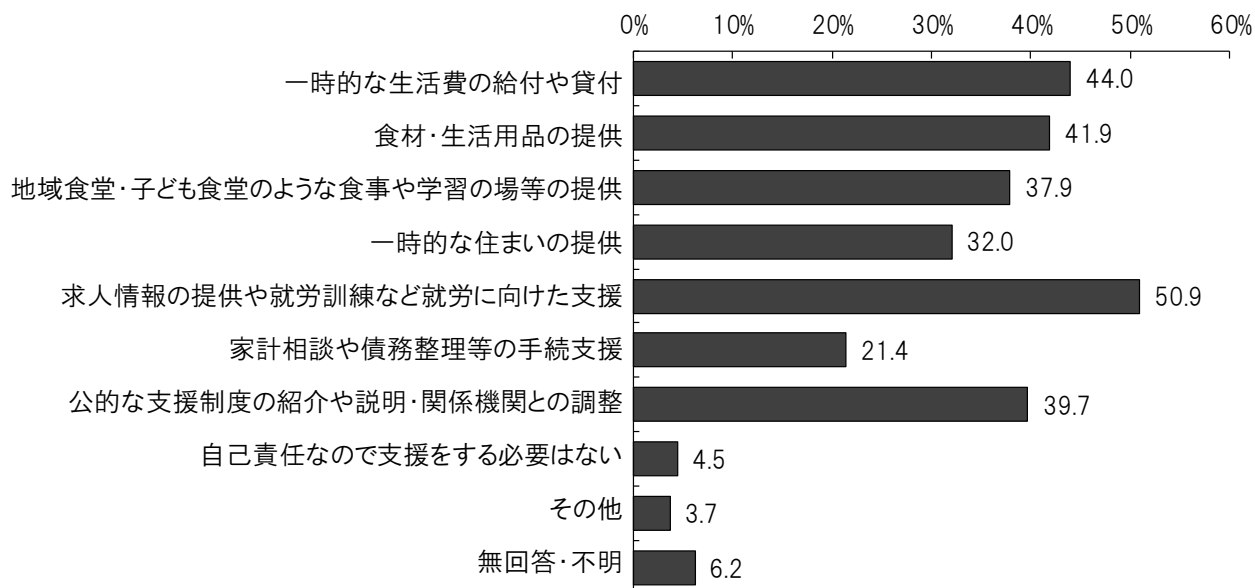
生活困窮者自立支援制度を知っているかどうかを聞いたところ、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 48.7%、「知らない」が 35.6%、「聞いたこともあり、内容も知っている」が 11.1%となっています。



(問 30) 生活困窮者への支援のあり方について

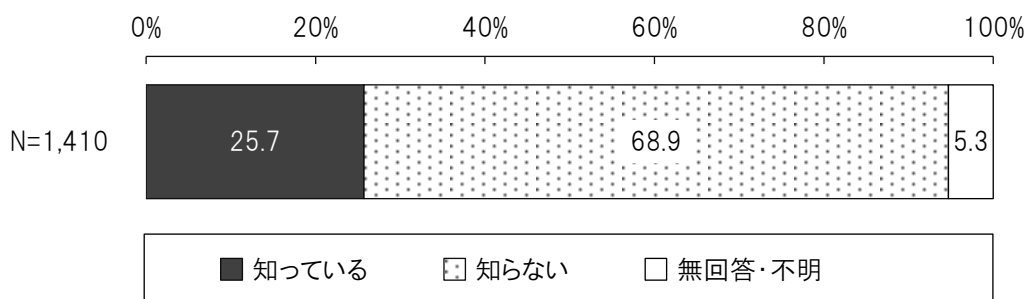
生活困窮者への支援のあり方について聞いたところ、「求人情報の提供や就労訓練など就労に向けた支援」が 50.9%を占めています。「一時的な生活費の給付や貸付」が 44.0%、「食材・生活用品の提供」が 41.9%で続いています。

N=1,410



(問 31) 再犯防止に関する取り組みの認知度について

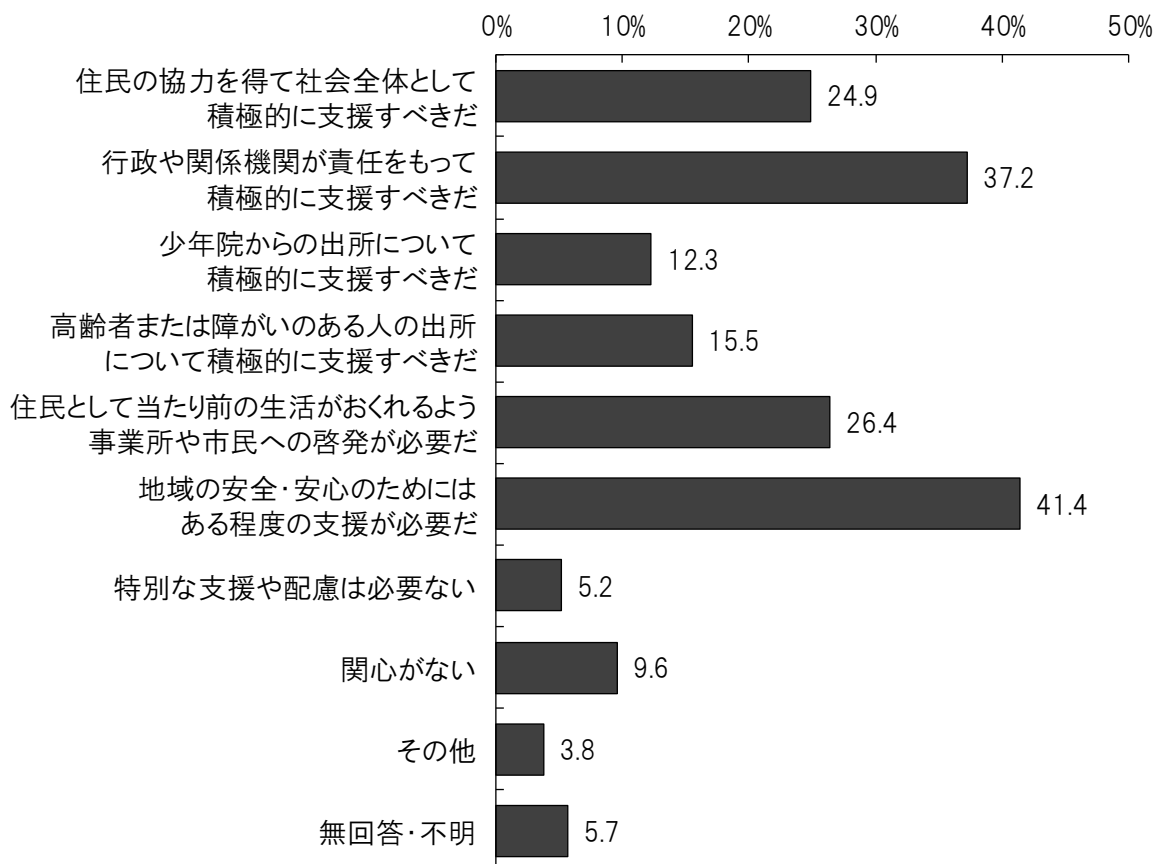
再犯防止の取り組みが進められていることを知っているかどうかを聞いたところ、「知らない」が68.9%、「知っている」が25.7%となっています。



(問 32) 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することについて

刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援するあり方について聞いたところ、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が41.4%で最も高くなっています。次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が37.2%、「住民として当たり前の生活がおくれるよう事業所や市民への啓発が必要だ」が26.4%で続いています。

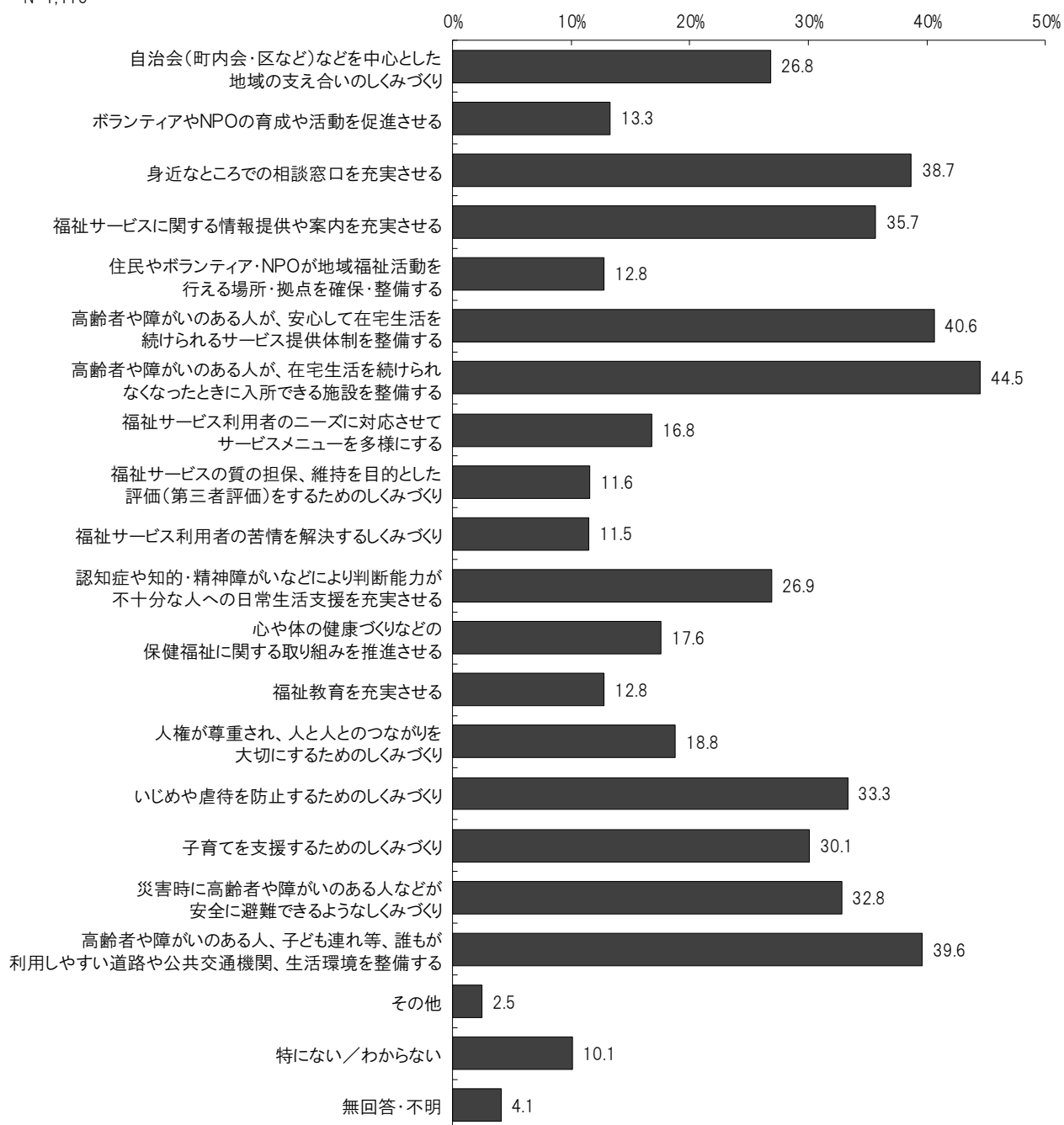
N=1,410



(問 33) 飯塚市が優先的に取り組むべき施策

今後、地域福祉の基盤整備のために、飯塚市はどのような施策を優先的に取り組むべきかを聞いたところ、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設を整備する」が44.5%で最も高くなっています。次いで「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制を整備する」が40.6%、「高齢者や障がいのある人、子ども連れ等、誰もが利用しやすい道路や公共交通機関、生活環境を整備する」が39.6%で続いています。

N=1,410



(5) 自由意見

地域福祉に関する意見・要望等(自由記述形式)についての内容をみると、「行政への不満や要望について」が 39 件で最も多くなっています。

また、次いで意見が多かった項目は、「福祉サービス・福祉教育の充実について」が 38 件、「情報提供、広報・啓発について」が 31 件となっています。

【地域福祉に対する意見・要望等(自由記述)】(件)

内容	件数
行政への不満や要望について	39
福祉サービス・福祉教育の充実について	38
情報提供、広報・啓発について	31
民生委員、自治会等について	29
公共施設・交通機関等について	26
相談窓口の設置・充実について	20
地域との関わり、近所付き合い	19
道路・歩道・街灯等の環境整備について	16
児童福祉について	14
高齢者の福祉について	13
障がいのある人の福祉について	10
地域の治安(防犯)・マナーについて	10
アンケートについて	8
見守り・声かけ等について	7
災害時・緊急時の対応	7
ボランティア活動・NPOについて	4
協働のありかたについて	4
低所得者に対する福祉について	2
その他	50
合計	347

※ 意見・要望は、内容別に整理しており、複数の内容に該当するものは、主な内容の項目に掲載しております。

6 関係団体ヒアリングの結果

(1) 調査目的

第3期飯塚市地域福祉計画策定にあたり、関係する団体・企業等から、地域福祉に関する現状における課題、地域共生社会を構築するために必要な方策について意見交換を行うものです。

(2) 調査対象団体

- ・ 飯塚市ボランティア連絡協議会
- ・ 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター
- ・ 飯塚市民生委員・児童委員協議会
- ・ 飯塚市自治会連合会
- ・ 飯塚市老人クラブ連合会
- ・ いいづか男女共同参画推進ネットワーク
- ・ 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会
- ・ NPO 法人地域ネットワークサポート福岡
- ・ NPO 法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会
- ・ NPO 法人いいづか障害児者団体協議会
- ・ ぽれぽれの会(障がいを考える会)
- ・ 筑豊子育てネットワーク「かてて」
- ・ 中央福岡ヤクルト販売(株)飯塚支社
- ・ グリーンコープ生協ふくおか筑豊支部委員会
- ・ かいた子育てサポートジャム
- ・ NPO 法人人権ネットいいづか
- ・ 飯塚市婦人会

(3) 調査方法

記述式による事前調査票に基づいて、調査対象団体の取り組み分野により3グループを設定しました。各団体から1~2名出席していただき、対面式のグループインタビューにより、意見交換を行いました。

(4) 調査項目

- ・ 各分野における現状・課題
- ・ 地域共生社会を構築するために必要なこと

(5) 調査期間

事前調査：令和4年6月

ヒアリング調査：令和4年9月5日、7日、8日

(6) 意見の概要

①地域福祉に関する意見

■現状・課題

- ・自治会は減少している。また、成り手も不足しており、自治会の廃止が起きている。自治会長の仕事の負担が非常に大きくなっているということが理由として挙げられている。それに対する具体的な案はでていない。ひとつ挙げるとするなら、市報の配布を民間に委託するなどのことが考えられる。
- ・高齢者の中にもいろいろな人がいて、人とよく折衝をされる方、孤立して一人の方もいる。また、車もないので、いろんなことを民生委員にお願いされることもある。常態的になっただけいけないので、お断りしている。
- ・いろいろな人がいるので、きちんと一人ひとり対応していくのは難しい。
- ・自治会との連携は、うまくいっているところとそうでないところ両方ある。うまくいっているところは、自治会の役員がしっかりしていて情報共有ができています。逆に、お互いに支えあいながらという趣旨に欠ける人もいますので、そこは問題である。
- ・老人会としては会員の状況が悩みで、平成10年以降、会員が減ってきている。会員減少を止めるためには増強運動をしないと行けない。会員増強運動は毎年やっているが効果がない。増強運動に力を入れたいが、そのためにはどうしたらよいか。会員が減少していることが、会員に伝わっていない現状がある。
- ・婦人会では食の提供等を通して子どもたちの居場所づくりを行うことで、子どもたちが健やかに育成される環境整備を図ることを目的に、大人と子どもと一緒に調理し、食事をしてもらう『元気子ども料理クラブ』（コスモス食堂）の活動に力を入れている。近年では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により事業を取りやめているが、その代わりにコスモス食堂向けに寄せられた善意の食材を無料で配布する会を実施している。こうした事業を今後継続して運営していくには、企業や民間団体等との連携、協力体制を充実させることが必要であり、人材不足等の課題解消にもつなげていけるものと考えている。

■地域共生社会をつくるために必要なこと

- ・相談できる場所があることは重要だが、相談に行こうという気持ちになることがそもそも大事だ。深刻な問題だと相談することも困難になる。そうした人へどのように手を伸ばすか。行動してもらえそうな仕掛けが必要なのではないかな。
- ・本当に深刻な問題を抱えている人に、どうやって情報を届け、気持ちを変え、行動を促すか。行動までつながれば解決に結びつくが、それが困難だと思う。
- ・我々が対処できるのはそこまで深刻な問題を抱えていない人になる。問題が深刻な人をどうするかが重要だと感じる。そうした人を助けるためには、情報が必要だ。また、そうした人に情報を届ける必要もある。
- ・地域活動に入ってから気づきもあるので、まずは参加してもらいたい。
- ・地域が連携するためのつながり、既定の組織にとらわれないつながりといったものが必要になっているのではないかな。
- ・自分の趣味の活動に重きを置く人も多く、婦人会、サークルなども入らない。会員にならなくてもボランティアに来てもらえるような体制支援してもらえたらいいのではないかな。

②子育て分野における意見

■現状・課題

- ・ コロナによってお母さんたち同士が出会う場がなくなったことが大きい。どうしても話したいことだったり、相談したいことだったり、ちょっとした言葉でも話す場がなくなってしまった。その状況への対応として、気軽に遊びにこられる場をつくった。
- ・ 小学生が遊べる場所がない。センターは、幼稚園児までは遊ばせることはできるが、小学生以上は遊ばせられない。親は遊ばせるところがないので、センターにやってくる。その時に、紹介する場所がない。
- ・ 親子間の問題にどこまで入っていったいいのかわかるということを感じている。多動が気になる子どもがいたとしても、母親がどうにかしようという気持ちにならないと、どこにもつなげられない。専門家ではないので、判断が難しいし、踏み込んで聞いたほうがいいのか悩む。
- ・ センターにやってこれる人に対してはなんとかケアができるが、そうでない人たちに対してのアプローチが悩ましいところだ。
- ・ ファミサポなど、何かしたいと思っている人はいると思うが、自己責任とか責任とかそういう風潮が踏み出すことを阻害しているという気はしている。

■地域共生社会をつくるために必要なこと

- ・ 本当に何か一歩踏み出してもらえる人に本当は一番声をかけたいところだが、そこが難しい。我々のなかでも常に問題になっている。
- ・ 自分ができるときだけやるのが大切ではないかと思う。ゴミ出しぐらいだったらできるとか、ちょっと自分が体調悪かったらやらないとか。無理してやると繋がらないから、自分が気持ちいいぐらいの関わり方でいいのではないか。1回やったらずっと続けなければいけないと思ってしまうが、そこまではできませんとか、はっきりとNOと言えることが大切ではないかと思う。

③高齢者福祉における意見

■現状・課題

- ・ 飯塚市は高齢化が進んでいる。その中でも問題となっているのが8050問題だ。80歳代の親と50歳代の障がいを持った子どもとの二人暮らしという家庭も増えてきている。ケアマネジャーは、介護保険という制度の中で高齢者に向けての支援を行っているが、障がいということとなると支援できないところになる。その点は、専門職と連携をとっていかないと住民を支えることが難しくなっていると感じている。
- ・ 飯塚市全体として頑張っているのは、医療と介護の連携だ。飯塚市では、在宅医療に力を入れている。その一翼を担えたらということで、協力しているところだ。
- ・ 困っている人のところに行き、話を聞くということができなくなっている。ただ待っているはなにも情報が入ってこないの、民生委員、地域包括支援センター等と連携していく必要はある。しかし、個人情報の問題で、情報を獲得できないことがある。
- ・ 介護予防を重点的にやっけていこうとしている。そのなかで課題となっているのは、要介護度の軽い方が通える場所がないということだ。重度にならないように予防するためには、気軽に交流できる空間がもっと必要ではないかと思う。そうした場をつくると、そうしたところで活躍できるボランティア団体も増えてくるのではないか。

■地域共生社会をつくるために必要なこと

- ・ 医療介護が中心となるのだが、飯塚市では地域包括ケア推進室が医師会のなかに設けられており、そこが中心となっていていろんな職種の人たちに声をかけて広めている。取り組みが始まって6年くらいになると思うが、いろんな団体が参加するようになってきている。ある程度力のある組織が音頭を取るとスムーズになるのではないかな。

④障がい者福祉における意見

■現状・課題

- ・ 障がいを持っていない人に対して、障がい者のことをどうやって知ってもらうかが重要だと考えている。生活がどうなっているのか、共生社会のなかで一緒に暮らすためにはなにが必要なのか考える必要がある。
- ・ 8050 問題についても、自治会長、民生委員は地域の情報を把握していると思うので、そうした人たちと連携して、事前に情報を把握し、アプローチをしていきたいと考えている。何かが起こる前に、何かできる体制を整えたいと考えている。
- ・ 障がい者が働いたり、通院したりするうえで、交通アクセスの悪さは、課題ではないかと思う。市バス、福祉バスもすこし柔軟に運用できないだろうかと思う。
- ・ 障がい者福祉ということ言えば、子どもでも障がいがあれば、子どもに分類されず障がい者として位置づけられる。障がい児が大人になって、スポーツするといった場合、障がい者スポーツの枠に入れられる。障がい者の枠のなかから抜けられない。生涯学習課の事業のなかには、障がいのある人たちのスポーツや学習支援ははいついていない。学習のスピードなど幅のある人たちであり、場所とか時間が工夫されていないところが、本人がジレンマを感じるところとなっている。それが結果的に本人の障がいを悪化させている。本来はいろんなことができる人たちであるはずなのに、場所とか時間が確保されていない。認められていないから、物が言えなくなっている。そうした状況をなんとかしなければいけないと考えている。
- ・ 障がい者に関わる人は増えてきていると感じる。いろんな団体がやりたいことを行っているように思う。しかし、イベントを行うと人が同じで、それぞれが互いのイベントに参加している状況となっている。自分たちが疲弊している。関心のない人たちをいかに巻き込めるかが課題だと感じている。

■地域共生社会をつくるために必要なこと

- ・ サービスでやれるところは限られている。サービスでカバーできないところは諦めてということでは成り立たない。障がい者でも、様々なことをしたい。そうしたことをお互い理解し、協力しながらやっていくことが必要。
- ・ 総合相談窓口が必要ではないか。相談の内容は、そこだけで終わるものは少ない。様々な機関が関わる必要がある。相談に来た人を、各機関に回していくのではなく、関係する人たちが一度に集まるということが必要ではないかと思う。
- ・ 世代や属性を超えて交流できる居場所が必要ではないかと思う。関係性ができてないと、頼み事、お願いはできない。関係性をつくれる場があったほうがいいと思う。
- ・ 障がい者はいろんなことができるが、助けられる存在だとされると力をなくす。それは、どんな人にも当てはまる。助ける・助けられるという上下関係で考えるのではなく、横の関係をつくっていく。そうした関係を多くつくっていくことが必要ではないか。

- ・ 障がいもひとつの個性だと認めること、そうした状況をいかに作っていくかということだと思う。知らないことが差別につながる。教育が大事だが、そこが一番難しい。
- ・ 高校の教諭向けの研修開催はあるが、小中学校の生徒や教員向けの障がい者の理解や差別解消に向けての講演会や、体験、研修等の取り組みが必要。地域住民の方々に障がい者、マイノリティの生活等に関する関心や正しい知識を持っていただくことが重要。

7 地域の取り組み状況調査の結果

- (1) 対象 地区(校区)社会福祉協議会・地域福祉ネットワーク委員会 20 地区
 (2) 実施方法 市社会・障がい者福祉課担当職員が各地区(校区)にうかがい、地域の令和3年度の取り組み状況及び課題、自治会や各種団体等の活動状況等について、会長等より聴き取り調査を実施しました。
 (3) 調査期間 令和4年6月28日～令和4年7月28日
 (4) 意見の概要

■基本目標1 お互いを大切にしようひとづくり

主な取り組み	取り組み課題等	
(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成	人権・部落差別問題研修会	・新型コロナウイルス感染症の関係で講演会や研修会のほとんどが中止となっている。代替りの行事も検討しているが、基本的に人を集めることができないので、苦慮している。
	福祉委員研修 (地区社協、ネットワーク委員会) 視察研修 福祉・健康に関する講演会	・新型コロナウイルス感染症の影響で、視察や研修等を実施できていない。 ・福祉委員の高齢化による後継者の確保が課題。 ・福祉委員の配置に、地域内で偏りがあったり、広い範囲を受け持つ地域の場合などはすべての住民に目が行き届かないところもある。
	男性料理教室	・男性料理教室は、ひきこもり対策として、いきいきサロン、老人クラブ料理講習会において実施。
	小学生の福祉体験	・各事業とも子どもの参加が習い事やクラブにより減っているため、学校行事や学び塾とタイアップして福祉体験(車いすや高齢者の疑似体験)を行うなど、学校と連携して事業を行うようにする必要がある。
	視察研修	・令和3年のネットワーク視察研修は、クリーンセンターの見学を予定していたが、コロナの関係で中止となった。
	自治会への加入促進	・自治会で取り組んでいるが、アパート等の方の自治会加入率が特に低い、戸建ても新築は建つが、自治会には加入しない人が多い。何と云って自治会への勧誘をしたら良いか困っている。 ・新築が建ち若い世代の転入が多く、自治会加入率は年々減少している。子どもが就学したら入る方もいる。若い人は、土日仕事している、転出するかもしれない、勉強をしたい、海外に行きたいなどの理由で、自治会、子ども会へ入らない人が多い。 ・自治会加入率低下がコミュニティの低下を招いている。地域のつながりを強化する取り組みが必要。自分たちでできることは自分たちでやるという原点に立ち戻り、組織の再生が課題。

主な取り組み		取り組み課題等
(2) 地域福祉の担い手づくり	地域の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は高齢化しているが、世代交代は難しい。 ・役を複数持つ方が多いが、次の担い手がないため世代交代ができない。 ・役員が新しい取り組みに長く着手できていない。次に入る役員もいない。もう少し若い方に参加いただきたいが、世帯を持ったら別の地区へ移るので難しい。 ・草刈り、ゴミの不法投棄、ゴミ出し、防犯灯の問題がある。市役所では、空き家の草刈りをやってくれない。行政に頼るよりは自分たちでやろう、という雰囲気や若い人にどう広めていくか。若い人をいかに参加させるか。 ・全般的に言えることだが、コロナの関係で行事が中止になることが多く、思うように活動ができない。また、自治会の数が多いので、足並みが揃わないことがあり、調整に苦慮することが多い。
	ふれあいフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の関係で中止となった。
	福祉事業への見学の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校だより等を通じて「いきいきサロン」などの福祉事業の見学の周知を行った。
(3) 多様な地域福祉活動の促進	各種団体への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・体育振興会、身体障がい者福祉会、女性ボランティア、子ども会、交通安全、少年補導に助成している。
	花壇の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題。
	各種団体の広報の支援(内容充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協だより(年2~4回)を飯塚交流センターに掲示し周知を行っている。 ・「颯田地区だより」でネットワーク委員会の活動を掲載。

■基本目標2 支えあう地域づくり

主な取り組み	取り組み課題等	
(1) 地域における交流活動の促進	いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を知らない人にどう広めていくか。 ・コロナ禍のため、参加者が少ない。 ・開催場所の確保や決定が難しい。 ・世話人の高齢化、平日開催のため若い世代のボランティアが参加しにくい。コロナ禍なので、大々的にやってもいいものかと悩んでいる。手作りできない。 ・いきいきサロンは、70歳前後の人はほとんど仕事をしていて参加が少ない。秋松の長寿会も65歳からだが、退職年齢が70歳になってきていて年々減少している。
	グラウンドゴルフ	<ul style="list-style-type: none"> ・半年前から会場を探し始めないといけない。施設の予約が取りづらい状況がある。 ・グラウンドゴルフは、コロナ禍だが、楽しみにしている人も多く、家の中で籠りきりになるお年寄りの外出の場として、今後も感染対策を行いつつ、やっていきたい。
	子ども球技大会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども球技大会は、少子化、クラブ活動、塾等で参加者が集まらない傾向（令和3年はコロナ禍のため中止）。
	ふれあい会食会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者会食会は、移動手段を確保しないと自発的な参加がない。支所や交流センターが送迎を行っている。今後送迎しないで1度試みる。令和3年は中止し、代替で12月にカステラとお茶の葉を単身80歳以上の計200世帯へ配布した。 ・行政からアドバイスや意見、情報が欲しい。こんなことができるのでは、などともう少し行政に入り込んでもらいたい。
	どんど焼き	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼きは、合同になり小中学校で開催されることになった。令和3年は、持ってきた人にタオルを配布。役員20名でどんど焼きのみで実施。 ・どんど焼きは、焼くだけでも行いたい。
	公共施設等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの関係で行事中止が多い。自治会が解散した地区の対応に苦慮している。行事を忠隈住民センターで行うことが多いが、坂があるので、参集が困難な人が増えてきている。地域交流やネットワーク委員会で忠隈住民センターを利用。いきいきサロンは公民館を利用。忠隈住民センターにおいて、入浴前に健康体操の活動を行っている。住民センターに来ることが困難な人も多い（高台のため坂道を登れないなど）。 ・体育館等のイベントを行える近くの施設がどんどん無くなった。学校の体育館は、部活動で優先的に使用されるので、健康促進のために使用したいが、使いたいときに使えない。

資料編

主な取り組み		取り組み課題等
(2) 地域における見守り体制の強化	長寿弁当	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿弁当の配食、施設入所で減少。認知症になって家族が入所させることが多い。 ・交流センターが閉鎖している期間は、ふれあい弁当も調理できないので中止となった。コロナもあり、調理する人を減らすなど、コロナ対策を行って、簡単なお弁当を作っている。 ・長寿弁当(ふれあい給食サービス)は保健所から公民館等でつくる許可がおりず、現在は外注の弁当(平均 20 食)を福祉委員が配食している。 ・長寿弁当は月 1 回、ボランティア 4 名で作成、約 70 食を民生委員が配食していたが、コロナで社協が中止。
	電話訪問(声かけ運動等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい電話訪問は対象者 10 名、週 1 回実施。介護サービス等(デイサービスが多い)の利用により昼間不在が多く減少傾向。 ・電話訪問を毎週水曜行っている。約束を忘れて、病院等へ行ってしまっている方もいる。施設入所時は福祉委員を通して連絡が入る。 ・施設やデイサービス、病院に行っていて不在のことが多い。ネットワークを組めれば、すぐに安否確認ができてよいが、機材の配布を行っても取り扱いが高齢者には難しいので、ネットワーク構築は難しい。80 歳以上の単身者を対象としているが、高齢者のみの世帯にも今後対象枠を広げ、出来る範囲の支援を行いたい。
	問題を抱えた児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象に青少健が夜間青パト巡回。「非行防止キャラバン隊」週 2 回(月・木)。「安全推進隊」防犯パトロール週 2 回。 ・子どもの通学時の見守りは、自治会、民生委員、青少健が交代で実施、まち協も月 3 回実施。通学路の変更で踏切付近に気を配っている。おやじの会(中学校)の活動が活発。青パトは 10 数台登録している。昼間は、ネットワーク、夜はおやじの会が巡回しパトロールしている。穂波地区ではまち協で、青パト申請段階。堀池は飯塚小の方が近く、若い世帯は飯塚小に通わせている。地区の人口は増えているが、穂波地区の小学校通学者は増えていない。 ・子どもの通学時の見守り活動は自治会で月 3 回実施。わかっこ見守り隊は、地区(校区)社会福祉協議会、ボランティアの 10 名程がほぼ毎日朝夕の見守りを行っている。
	民生委員による見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の自治会を掛け持ちしながら活動する民生委員もいる。 ・民生委員を増やしてほしい。 ・民生委員が欠員の地区が 2 つもあるが、その危機感を自治会が認識できていない。 ・見守りのため、毎月 1 日と 15 日に軽トラで地域を回るが、細長い地域のため 1 時間かかる。 ・福祉委員の高齢化による後継者の問題。コロナの関係で福祉委員の研修会が実施できていない。

主な取り組み		取り組み課題等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員としての活動に苦慮している(訪問しても「来なくていい」と言われたり、なんでも屋のように頼みごとをされたりする)。少し減少してきたが、表に出てきていないのだと思う。全体的には変わらない。
	子どもの通学時の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に通学路地図をもらったが、1人も通らないところがある。子どもの減少や車通学のためと思われる。 ・ 子どもの見守り活動時も、緑のジャンパー(揃いの)を着ているときは、子どもたちに声をかけるが、私服等のときには、声をかけるのを控えている(不審者扱いされないように)。
	地域での見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊や認知症の情報が不足している。 ・ 児童虐待も把握に限界がある。 ・ 福祉サービスが充実していたり、デイサービスの利用等により、見守り活動も減少傾向にある。 ・ 認知症の疑いがあっても、家族が、周りの助言を受け付けられない場合もあり、そのような時にどう対応したらいいのか苦慮する。 ・ 徘徊者等について、家族が公表を嫌がるため、情報公開ができず、地域での捜索ができない。自治会、消防団、民生委員等が手分けして捜索した方が、見つかる可能性が高いので、家族への説得等、市役所がもっと頑張ってもらいたい。
(3) 災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実	避難行動要支援者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者について民生委員と自治会長は把握している。市で毎年3月に調査されるが、その間に異動があったら対応できない。
	自主防災組織の設立・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識は低い。水害(道路の浸水)、土砂災害が考えられるが、地域で防災意識に差がある。 ・ 介護が必要な方等が、一人で避難された場合に、対応職員の配置など、その体制を考えなければいけない。 ・ 山が崩れたとき、長尾川が決壊しそうだったが、避難させようにも交通手段がない。 ・ 断水の際、水を運んでもらいたいが、どこへ連絡すればよいか。冬は給水管凍結が心配。市営住宅で断水起こったとき、要支援者から電話はどこへ。給水車が来てくれるが、民生委員が運ぶのにも高齢なので、そこから運ぶのが大変。
	緊急連絡カードの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制を見直した。 ・ 緊急連絡カードの定期的な更新を検討する。
	防犯防災福祉マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協作成の防災マップはなく、市のハザードマップを活用している。 ・ 地域の半数が、交流センターや親せき、ホテル、高台など、避難所を決めていた。
	防犯組織の設立・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青パトを16台登録している。穂波東で登録者20名。 ・ 4地区校区ごとだったのが、令和3年からまちづくり1本化され旧穂波全体となったので、おやじの会として登録者を出し、青パトも申請中。 ・ 防犯啓発のステッカーを青パトに貼り、地域を巡回する防犯活動をしている。

■基本目標3 つながるしくみづくり

主な取り組み		取り組み課題等
(1) 情報提供体制の充実	各地区・支所だより発行	・各自治会への配布が大変である。
	ホームページ作成	・まちづくり協議会社会福祉部会で Facebook を作成している。
	障がい者協議会の開催	・地区(校区)社会福祉協議会、民生委員・児童委員、まちづくり協議会、地域の障がい者支援施設で構成される「障がい者協議会」において、相互の情報交換を行っている。
(2) 相談体制の充実	福祉委員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員に欠員があり、福祉委員もいない地区がある。 ・福祉委員の高齢化による後継者の確保が課題。 ・福祉委員の配置に、地域内で偏りがあったり、広い範囲を受け持つ場合などはすべての住民に目が行き届かないところもある。 ・地区によって、民生委員・福祉委員に温度差がある。 ・福祉委員は就労している方が多く、平日の活動が困難な方もいる。 ・福祉委員については1人で複数の役を持っている方が多く、活動が困難。
	心配ごと相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業は年々相談件数が減少している。 ・心配ごと相談事業を筑穂保健福祉総合センターで行っているが利用者が少ない。移動手段がなく会場に来れないのが原因ではないか。
(4) 地域のネットワークの強化	まちづくり協議会等への参画・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな事業の役も重なり区別しにくい。同じような活動をしているので、いろいろな組織を一体化できないか。 ・同じ人がいくつも役を兼任している。 ・いろいろな協議会があり、まち協の活動と重なることが多いので、市も各課で連携を取ってほしい。
	買い物バス等の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物難民の対応として、グリーンコープにお願いして、週1回移動販売車を手配している。高齢者には喜ばれており、交流の場としての機能もある。最後に回るところは品物が少なく自治会長が対応している。補充が難しい。ASOは2,000円以上、イオンは5,000円以上で無料配達していたり、生協の配達を利用しているところが多いためか、開始2年目だが徐々に利用が減っている。 ・システムに慣れてきたころの令和4年度からシステムが変わった。また、週1回・無料であったが、複数週曜日・有料に変わった。 ・まち協バスをH30年度から週1回運行している。利用率は良いが、目的地は鯉田のスーパー川食、各自治公民館だけなので、必要な場所を回れるようにしたい。 ・買い物バスは、時間帯によっては利用者が満杯状態の場合もある。日程や、便数を増やす検討をした結果、令和4年度から新飯塚東口まで延線することになった。
	赤い羽根共同募金への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金への協力者が減っている。 ・死亡や高齢化等の自治会脱退による人員減のため、共同募金額も減少している。

主な取り組み	取り組み課題等
<p>地区社協・ネットワーク委員会の組織運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク委員会、地区(校区)社会福祉協議会、まちづくり協議会の取り組みが重複するものがあり、今後どう整理していくかが課題。 ・コロナで、いろんな行事が中止になっている。地域のつながりが希薄になってしまわないか心配である。これからは、やり方を見直しながら、新しい方法で、行事を開催する方法を考えていかなければならない。 ・ネットワーク委員会助成金について年間2回のところを、一括で、もしくは配分を事業の多い前半に比重を多くしてもらえると運営しやすい。
<p>認知症徘徊対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者リストは公開範囲が民生委員及び自治会長と限られているため、避難や徘徊時に地域住民への声掛けに利用したいが、個人情報観点から活用が難しい。小地域ネットワーク化を図っており、組からも年末には報告をもらっているため実際は把握できているが公開できない部分がある。 ・認知症の疑いがあると相談を受けたときに、本人に会いに行くと、本人には自覚がなく次につながらないことがあった。 ・別居の家族との電話対応はしっかりとしており、家族であっても認知症の判断をすることは難しい。第三者に騙されて、通帳からお金を盗まれているケースもあり、相談対応に注意が必要である。 ・認知症の疑いがあっても、家族が、周りの助言を受け付けられない場合もあり、そのようなときにどう対応したらいいのか苦慮する。 ・徘徊や認知症の情報が不足している。家族が情報を出したがないこともあり、自治会長や民生委員が把握できていない。市営に高齢者が多かったが、少なくなっている。原因がわからない。子どもが引き取ったのか、施設に入ったのか、入院しているのか、民生委員もつかめていない。個人情報の開示がなかなかされない。自治会で誰かが知っていればよいが。 ・子どもが認知症や徘徊などを認めない。近所トラブルになった際に心配。 ・過去に徘徊者2名あったが、認知症を公表していなかったりするなど把握が難しい面がある。 ・認知症の人でも本人が元気で、症状もまばらであると、周りも病気と気づかないため、徘徊等を100%未然に防ぐのは難しい。

8 計画策定に伴う意見募集

1 意見募集結果

意見募集期間 令和5年1月28日(土)から令和5年2月16日(木)まで
 意見提出方法 意見募集箱への投函、郵送、FAX、電子メール
 閲覧場所 飯塚市ホームページ及び下記の施設(24箇所)
 ・本庁及び各支所(穂波、筑穂、庄内、穎田)
 ・中央公民館及び各交流センター(13箇所)
 ・サン・アビリティーズいづか
 ・飯塚市社会福協議会本所及び各支所(穂波、筑穂、庄内、穎田)
 提出者数・意見等件数 5名・14件

2 主な意見と市の考え方

項目	意見	市の考え方
第2章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況 2 地域福祉に関する社会資源の状況 (2) 福祉委員	「その活動記録は毎月民生委員により取りまとめられ、自治会長、」とあるが、実態と合わない為、表現を見直すべき。	ご意見を踏まえ、「その活動記録は、自治会長、民生委員、」に修正いたします。
第4章 目標達成に向けた取り組み 基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり 活動目標1 互いに支えあう意識の醸成	日常使う言葉に変えた文章作成がしてあることはとても良いと思うが、生まれついた性にとらわれずに生きようとする人(LGBTQ)の記載があった方がよいのではないかと。 LGBTQについて、まだまだ社会の認知度は低く、法整備も進んでない。差別や偏見も多くあり、行政として啓発を進めていくべき課題である。言葉が独り歩きしないように、用語解説の欄にも記載してもらえると良いと思う。	ご意見を踏まえ、資料編の用語解説中に「LGBTQ(セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)」の用語解説を追記いたします。 LGBTQ(セクシュアル・マイノリティ、性的少数者) 【Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)、Questioning(クエスチョニング)またはQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を指すの頭文字をとった総称。】

項目	意見	市の考え方
第 4 章 目標達成に向けた取り組み 基本目標 1 お互いを大切にしようひとりづくり 活動目標 2 住民主体の地域福祉の推進 ・フレイル予防事業	フレイル予防事業の計画目標とする、フレイル予防サポーター養成者数 215 人の根拠は何か。	ご指摘の計画目標につきましては、令和 3 年度までの実績である 95 人に、計画期間である 10 年間に毎年 12 人を養成することを目標とし、その合計である 215 名を目標設定しています。

9 用語解説

あ行

●飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づき市町村が定めるもので、高齢者の介護保険事業を含む高齢者福祉施策について、具体的な取り組みの方向性を定める計画。基本理念に「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現」を掲げ、令和3年度から令和5年度までの計画を策定。

●飯塚市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき市町村が定めるもので、すべての子どもと子育て家庭を対象にした本市の子育て支援施策の指針となる計画。将来を担う子ども・子育て家庭を地域全体で支援していくため、「みんなでつくるすべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいつか」の構築を目指し、令和2年度から令和6年度までの計画を策定。

●飯塚市市民交流プラザ

市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくりその他の公益的事業を推進するための施設。

●飯塚市障がい者計画

本市の障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定めるもので、障害者基本法の第11条に基づく「市町村障害者計画」として、市町村が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示す計画。「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、平成26年度から令和5年度までの第3期計画を策定。

●飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画

本市における障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等(障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業)及び障がい児通所支援等(障がい児通所支援及び障がい児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とし、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定。

●飯塚市地域福祉活動計画(飯塚市社会福祉協議会)

社会福祉協議会だけではなく地域住民や様々な福祉活動を行う団体などとの「協働計画」の性格を持ち、それぞれが「地域福祉活動の担い手」として主体的に策定に参画する民間の活動計画。様々な活動を通して現状と課題を明らかにし、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが福祉を自分たちの問題として捉え、より良い地域社会の構築を目指すことを目的に地域福祉活動計画を策定。

●いきいきサロン

月に1回程度、地域住民やボランティア等が主体となり、ひとり暮らしの高齢者等に対して、閉じこもりの解消や仲間づくりのため、自治会の公民館等において、健康づくりや生きがいくくり活動などを行う事業。

●e-マナビ事業

市民が、学びの縁「学縁(がくえん)」で相互につながるまちづくりを目指し、いつでも、どこでも、誰でも学べるきっかけづくりを目的とした事業。知識や技能を持つ市民をe-マナビ学習グループを指導する講師として登用している。

●LGBTQ(セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)、Questioning(クエスチョニング)またはQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を指す)の頭文字をとった総称。

か行

●協働

行政や市民、事業者等の地域で活動する多様な人や組織が、共通の目的のためにお互いの責任と役割分担を自覚して、対等な関係で協力・連携しながら活動すること。

●居宅介護支援事業所

市町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置し、要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整を行う。

●権利擁護センター

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う拠点のこと。飯塚市社会福祉協議会に設置されている。

●子育て支援センター

子育て中の家庭を応援する施設。主に子育てに関する相談、育児情報の提供、子育て親子の交流の場や遊び場の提供、育児講座の実施、育児サークルの支援などを行っている。

●コミュニティ

人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、地域社会。

●サン・アビリティーズいづか

障がいのある方々の教養、文化及びスポーツの振興、機能回復を支援する施設。また、施設において、地域住民との交流事業の実施や、福祉サービス等の情報提供及び相談事業などを行っている。

●サンクス相談

飯塚市男女共参画推進センター(イツカコミュニティセンター内)で実施している女性のための相談室。女性を取り巻く様々な悩み、問題についての相談窓口を設けている。

●自主防災組織

地震等の大規模災害に備え、地区や自治会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動にあたる組織。

●自主防犯組織

防犯パトロールや児童等を犯罪から守るための活動など、自主的に防犯活動を行う組織。

●市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者。

●社会資源

市民生活を支える各種の資金、施設、制度、機関、知識や技術及びこれに関わる人材などの物的、人的、制度的資源の総称。

●障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援の拠点として、障がいに関する総合的な相談業務を行うとともに、民間の相談支援事業所に対して指導・助言を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る役割などを担っている。

●生活自立支援相談室

様々な事情で生活にお困りの人のご相談をお聞きし、関係機関と連携しながら状況に応じて支援を行っている。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。判断能力が不十分になってから申立てにより後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力が不十分になる前にあらかじめ代理人と契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

●地域活動支援センター

障がい者等に対して創作的活動や生産活動の機会提供、社会との交流促進のための働きかけを行うことによって、障がい者等の日中活動を支援するための施設。

●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域福祉ネットワーク委員会

自治会長、民生委員、福祉委員等が委員会を組織し、地区社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者の見守り、生きがいづくりや社会参加、健康づくり等の活動に取り組んでいる。地域住民が自主的に高齢者を支えていく活動を行っており、市内20地区に設置されている。

●地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的として、介護予防や相談等の地域ケアを進める拠点のこと。保健師、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)が中心となり、高齢者の健康づくりや介護予防支援、介護保険外の福祉サービス、権利擁護事業の利用支援等を行う。

●つどいの広場いづか

子どもと子どもに関わる活動をする大人のための施設。グループで部屋を借りて自主的な活動を行ったり、つどいの広場で行っている様々な活動に参加することもできる。

●日常生活自立支援事業

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

●認知症

生後いったん正常に発達した知能(脳)に何らかの原因で記憶・判断力などの障がいが起き、日常生活に支障をきたすようになった状態を指す。

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成する講座。

●ネットワーク

団体・個人等のつながりが網目のように広がっていることであり、実効性や効果を高めるためのしくみ。人間関係のつながり。

は行

●ハザードマップ

風水害や土砂災害による被害を想定し、その範囲を地図に表したものの。

●避難行動要支援者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人。

●ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての援助を行いたい人「まかせて会員」と子育ての援助を受けたい人「おねがい会員」が行う会員制の相互援助活動で、保護者の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行い、地域での子育て支援を目指す事業。

●福祉サービス利用援助事業

飯塚市社会福祉協議会が行う、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方に対する、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等の事業。

●ボランティアセンター

飯塚市社会福祉協議会に設置されているボランティア活動を活性化するため、ボランティアの需給調整、情報提供、養成教育、ネットワークづくり等を行う拠点のこと。災害ボランティアセンターも兼ねている。

第3期飯塚市地域福祉計画

発行年月：令和5年3月

編集・発行：飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 社会福祉係

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL:0948-22-5500 (内線 1153)
